

DIAM国内株式パッシブ・ファンド

追加型投信／国内／株式(インデックス型)

DIAMアセットマネジメント

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

委託会社への照会先

【コールセンター】 0120-506-860 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

【ホームページ】 <http://www.diam.co.jp/>

「D I A M国内株式パッシブ・ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 5 条の規定により、有価証券届出書を 2012 年 1 月 12 日に関東財務局長に提出しており、2012 年 1 月 13 日にその効力が発生しております。

「D I A M国内株式パッシブ・ファンド」の受益権の価額は、ファンドに組入れられる有価証券の値動き等の影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資家の皆様に帰属します。したがって、当ファンドは、**元本が保証されているものではありません。**

この投資信託は、実質的に国内の株式を主要投資対象とします。この投資信託の基準価額は、組入る有価証券の値動き等の影響により上下しますので、これにより、**投資元本を割り込むことがあります。**

また、組入れた株式の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、**投資元本を割り込むことがあります。**

発行者：D I A Mアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名：代表取締役社長 中島 敬雄
本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所：該当事項はありません。

届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称：D I A M国内株式パッシブ・ファンド

募集内国投資信託受益証券の金額：5,000 億円を上限とします。

目	次	頁
第一部	証券情報	1
第二部	ファンド情報	4
第1	ファンドの状況	4
1	ファンドの性格	4
2	投資方針	10
3	投資リスク	18
4	手数料等及び税金	20
5	運用状況	22
第2	管理及び運営	28
1	申込（販売）手続等	28
2	換金（解約）手続等	29
3	資産管理等の概要	30
4	受益者の権利等	33
第3	ファンドの経理状況	34
1	財務諸表	37
2	ファンドの現況	86
第4	内国投資信託受益証券事務の概要	87
第三部	委託会社等の情報	88
第1	委託会社等の概況	88
1	委託会社等の概況	88
2	事業の内容及び営業の概況	90
3	委託会社等の経理状況	91
4	利害関係人との取引制限	134
5	その他	134
	約款	135
	用語説明	147

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

D I A M国内株式パッシブ・ファンド
(以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。)

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権(以下「受益権」といいます。)

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付もありません。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」(以下、「社振法」といいます。)の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関等(後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含めます。)をいいます。以下同じ。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社であるD I A Mアセットマネジメント株式会社(以下、「委託会社」または「D I A M」(ダイヤモンド)といいます。)は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

5,000億円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

お申込日の基準価額 とします。

「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金の再投資を行う場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

「基準価額」とは、純資産総額(ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額)を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。(ただし、便宜上1万口あたりに換算した基準価額で表示することがあります。)

<基準価額の照会方法等>

基準価額は、当ファンドの委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

コールセンター：0120-506-860(受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

(5)【申込手数料】

ありません。

(6)【申込単位】

各販売会社が定める単位とします。

「分配金受取コース」および「分配金自動けいぞく投資コース」によるお申込みが可能です。お申込みになる販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなります。

取扱コースおよびお申込単位は、販売会社にお問い合わせください。

「分配金自動けいぞく投資コース」により、収益分配金を再投資する場合は、1口単位となります。当初元本は1口当たり1円です。

(7)【申込期間】

継続申込期間：平成24年1月13日から平成25年1月11日まで

継続申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

当ファンドのお申込みにかかる取扱い等は販売会社が行っております。

販売会社は、以下の方法でご確認ください。

・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

コールセンター：0120-506-860（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

(9)【払込期日】

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに、買付代金を販売会社に支払うものとし、各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

(10)【払込取扱場所】

取得申込者は、販売会社所定の方法により、販売会社に買付代金を支払うものとし、

払込取扱場所についてご不明な点は、以下の方法でご確認ください。

・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

コールセンター：0120-506-860（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

・株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

お申込みの際は、販売会社所定の方法でお申込みください。

当ファンドは、収益の分配が行われた場合に収益分配金を受領する「分配金受取コース」と、収益分配金を無手数料で再投資する「分配金自動けいぞく投資コース」があり、「分配金自動けいぞく投資コース」を取得申込者が選択した場合には、取得申込者は販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがい分配金再投資に関する契約を締結します。なお、販売会社によっては、当該契

約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、受益者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入(積立)をすることができる場合があります。販売会社までお問い合わせください。

当ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後2時までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続が完了したものを当日のお申込みとします。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、解約代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度

投資信託振替制度とは、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するものです。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、わが国の株式市場の動きをとらえることを目標に、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に連動する投資成果を目標として運用を行います。

東証株価指数（TOPIX）とは、日本国内の株式市場の動向を的確に表すために、東京証券取引所が公表する株式指数で、東京証券取引所第1部に上場されている全ての株式の時価総額で加重平均し、指数化したものです。

TOPIXの指数値及びTOPIXの商標は、株式会社東京証券取引所（以下「㈱東京証券取引所」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利及びTOPIXの商標に関するすべての権利は㈱東京証券取引所が有しています。

㈱東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出若しくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出若しくは公表の停止又はTOPIXの商標の変更若しくは使用の停止を行うことができます。㈱東京証券取引所は、TOPIXの商標の使用もしくはTOPIXの引用に関して得られる結果について、何ら保証、言及をするものではありません。㈱東京証券取引所は、TOPIXの指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また㈱東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。D I A M国内株式パッシブ・ファンドはTOPIXの指数値に連動した投資成果を目標として運用していますが、D I A M国内株式パッシブ・ファンドの基準価額とTOPIXの指数値の動向が乖離することがあります。D I A M国内株式パッシブ・ファンド及び国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンドに投資するファンドは、㈱東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではありません。㈱東京証券取引所は、D I A M国内株式パッシブ・ファンド及び国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンドに投資するファンドの購入者又は公衆に対し、D I A M国内株式パッシブ・ファンド及び国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンドに投資するファンドの説明、投資のアドバイスをする義務を持ちません。㈱東京証券取引所は、当社又はD I A M国内株式パッシブ・ファンド及び国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンドに投資するファンドの購入者のニーズを、TOPIXの指数値を算出する銘柄構成、計算に考慮するものではありません。以上の項目に限らず、㈱東京証券取引所はD I A M国内株式パッシブ・ファンド及び国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンドに投資するファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を負いません。

当ファンドは契約型の追加型株式投資信託に属します。

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。

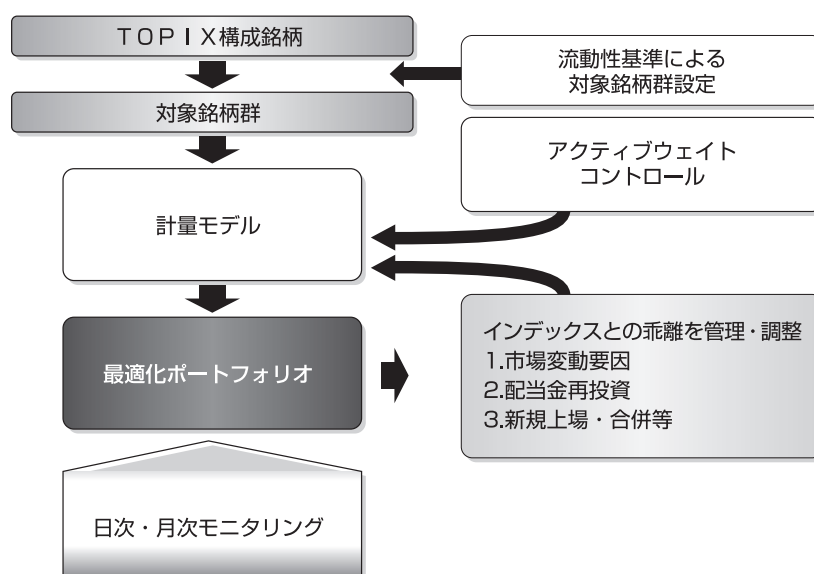
当ファンドの信託金の限度額は、5,000億円とします。ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

< ファンドの特色 >

- ① 主に「国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド」に投資を行い、「東証株価指数(TOPIX)(配当込み)」※の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。

※東証株価指数(TOPIX)は、東証の知的財産であり、これらの指数の算出、指数の公表、利用など同指数に関する権利は東証が有しています。東証株価指数(TOPIX)の算出においては、電子計算機の障害または天災地変その他やむを得ない事由が発生した場合は、その算出を延期または中止する場合があります。また、東証は、同指数がいかなる場合においても真正であることを保証するものではなく、同指数の算出において、指数に誤謬が発生しても、東証は一切その賠償の責めを負いません。

- ② 流動性を基準に投資対象銘柄群を設定し、インデックス(東証株価指数(TOPIX)(配当込み))とポートフォリオにおける個別銘柄の構成比率との差(アクティブウェイト)を一定以内に抑えた上で、計量モデルを用い、インデックスとの乖離を抑えます。日次・月次レベルでインデックスとの乖離を管理し、必要な場合には速やかに銘柄入替や組入比率の調整を行います。



- ③ 原則として、マザーファンドの組入比率は高位を維持します。

分配方針

年1回の決算時(毎年10月12日(休業日の場合は翌営業日))に、経費控除後の利子配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額を対象として、基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。

- ・将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ・分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

商品分類表

単位型投信 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信 追加型投信	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 () 資産複合	インデックス型 特殊型

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類定義

単位型投信・追加型投信

「追加型投信」とは一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

投資対象地域

「国内」とは目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

投資対象資産

「株式」とは目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

補足分類

「インデックス型」とは目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
株式 一般	年1回	グローバル ()		
大型株 中小型株	年2回			
	年4回	日本		日経225
債券 一般	年6回	北米	ファミリーファンド	
公債 社債	(隔月)	欧州		
その他債券 クレジット属性 ()	年12回 (毎月)	アジア		TOPIX
	日々	オセアニア		
不動産投信		中南米	ファンド・オブ・ファンズ	
	その他 ()	アフリカ		その他 ()
その他資産 (投資信託証券 (株式))		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分定義

投資対象資産

「その他資産（投資信託証券（株式））」とは目論見書または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて、主として株式へ実質的に投資する旨の記載があるものをいいます。

(注) 商品分類表の投資対象資産は株式に分類され、属性区分表の投資対象資産はその他資産（投資信託証券（株式））に分類されます。

決算頻度

「年1回」とは目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

投資対象地域

「日本」とは目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

投資形態

「ファミリーファンド」とは目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・

ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。
 上記の分類は、社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づき記載しております。上記以外の商品分類および属性区分の定義については、以下の方法でご確認ください。

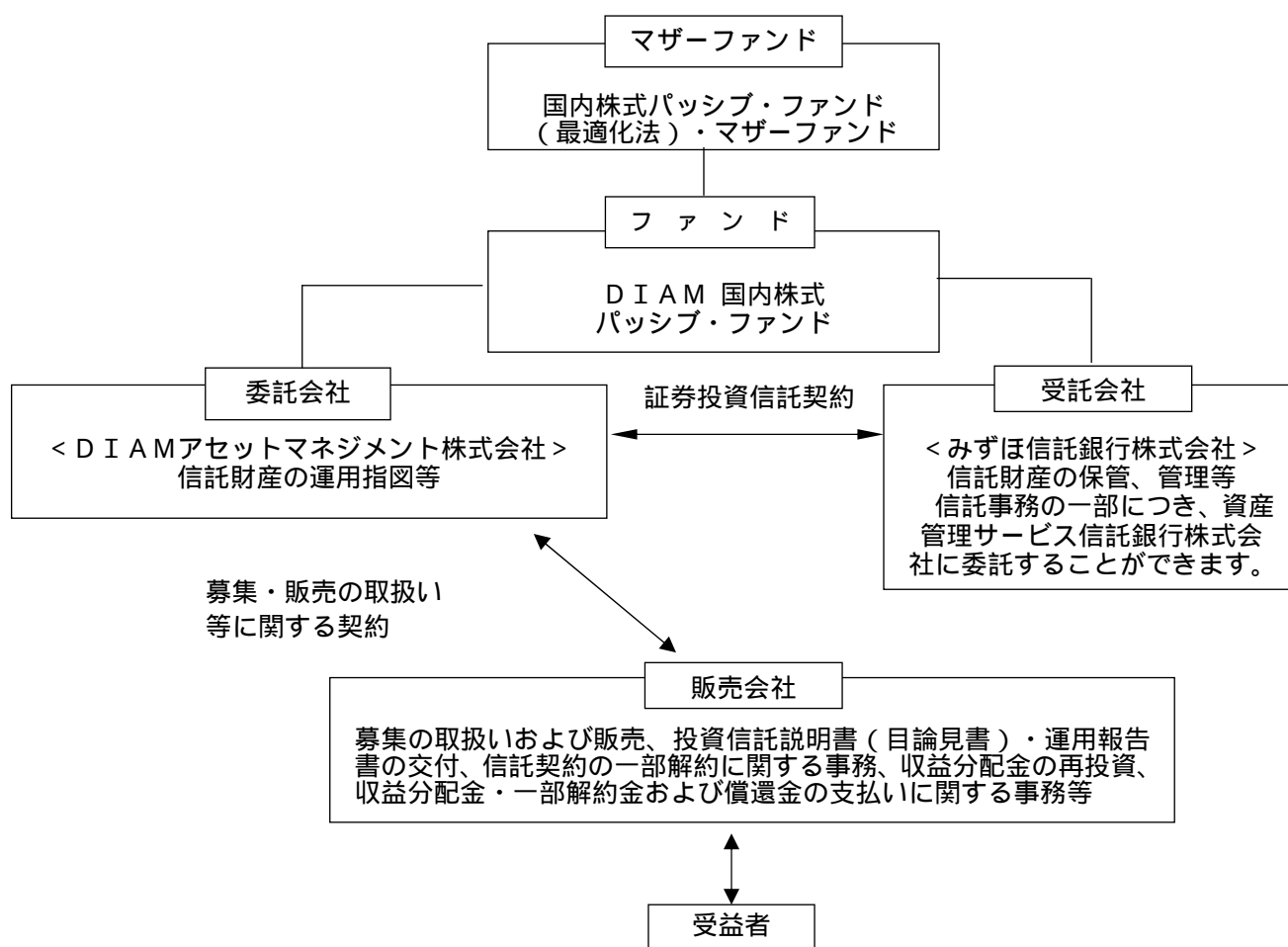
・投資信託協会への照会

ホームページ URL <http://www.toushin.or.jp/>

(2)【ファンドの沿革】

平成21年1月30日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

(3)【ファンドの仕組み】



・「証券投資信託契約」の概要

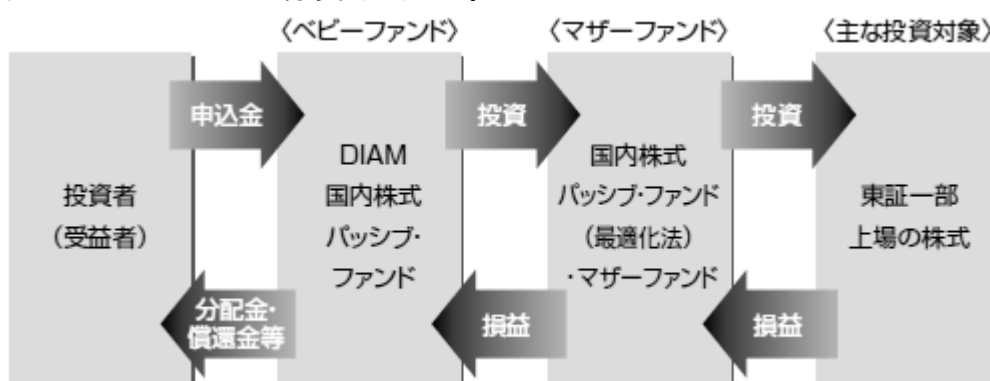
委託会社と受託会社との間においては、当ファンドの設定時に証券投資信託契約を締結しております。当該契約の内容は、運用の基本方針、投資対象、投資制限、受益者の権利等を規定したものであります。

・「募集・販売の取扱い等に関する契約」の概要

委託会社と販売会社との間においては、募集・販売の取扱い等に関する契約を締結しております。当該契約の内容は、証券投資信託の募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資、収益分配金・一部解約金および償還金の受益者への支払い等に関する包括的な規則を定めたものです。

ファミリーファンド方式とは

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資者からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金の全部または一部をマザーファンドの受益証券に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



委託会社の概況

名称：D I A Mアセットマネジメント株式会社

本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

資本金の額

20億円（平成23年10月31日現在）

委託会社の沿革

- 昭和60年7月1日 会社設立
- 平成10年3月31日 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
- 平成10年12月1日 証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
- 平成11年10月1日 第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。
- 平成20年1月1日 「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「D I A Mアセットマネジメント株式会社」に商号変更

大株主の状況

（平成23年10月31日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目 1 3 番 1 号	12,000株	50.0%
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内二丁目 5 番 1 号	12,000株	50.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

<基本方針>

この投資信託は、東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）（配当込み）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。

<投資態度>

主として「国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド」（以下、「マザーファンド」ということがあります。）受益証券に投資し、東証株価指数（ＴＯＰＩＸ）（配当込み）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行います。

原則として、マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持します。

ただし、ファンドの資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、ならびに純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合等、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用が出来ない場合があります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類（約款第15条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限ります。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

有価証券の指図範囲（約款第16条第1項）

委託会社は、信託金を、主としてD I A Mアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1．株券または新株引受権証券

2．国債証券

3．地方債証券

4．特別の法律により法人の発行する債券

5．社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7．投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、振替投資法人債を含みません。）

8．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

9. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
10. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替投資信託受益権を含みます。）
15. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
22. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
23. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
なお、第1号の証券または証書、第13号ならびに第18号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第7号までの証券および第13号ならびに第18号の証券または証書のうち第2号から第7号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号の証券および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲（約款第16条第2項）

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

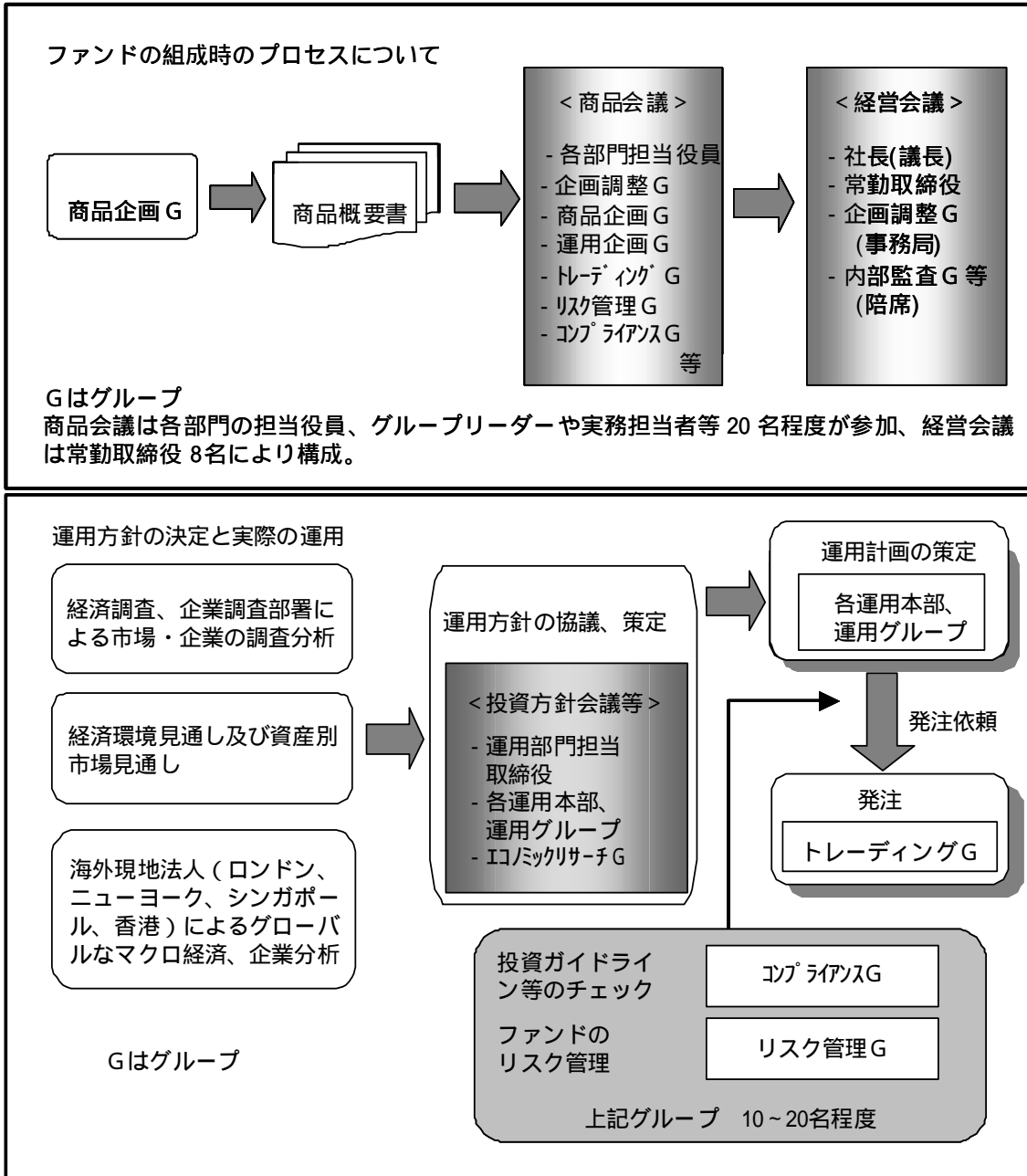
(参考) 当ファンドが投資するマザーファンドの概要

ファンド名	国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド
基本方針	この投資信託は、わが国の株式市場の動きをとらえることを目標に、東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に連動する投資成果を目標として運用を行います。
主な投資対象	東京証券取引所第1部に上場されている株式を主要投資対象とします。
投資態度	<p>1. 主として東京証券取引所第1部に上場されている株式に投資し、「東証株価指数(TOPIX)(配当込み)」に連動する投資成果をめざして運用を行います。</p> <p>2. 運用プロセス</p> <p>1)流動性基準による対象銘柄群設定 マーケットインパクトの低減を図る為、TOPIX採用銘柄のうち、流動性が低い銘柄を除外して投資対象銘柄群を設定します。</p> <p>2)最適化法によるポートフォリオの構築 インデックスとポートフォリオにおける個別銘柄の構成比率との差(アクティブウェイト)を一定以内に抑えた上で、計量モデルを用い、インデックスとの乖離を抑えます。</p> <p>3)インデックスとの乖離を管理 日次・月次レベルでインデックスとの乖離を管理し、必要な場合には速やかに銘柄入替や組入比率の調整を行います。 インデックスとの乖離要因には以下のものがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場変動に伴うもの：推定トラッキングエラーの増加に伴い実施 ・新規上場、合併等に伴うもの：指数に与える影響を勘案し、決定 ・配当金再投資に伴うもの：キャッシュ比率の上昇に伴い実施 <div style="text-align: center;"> <pre> graph TD A[TOPIX構成銘柄] --> B[対象銘柄群] C[流動性基準による対象銘柄群設定] --> B B --> D[計量モデル] E[アクティブウェイトコントロール] --> D D --> F[最適化ポートフォリオ] G[インデックスとの乖離を管理・調整 1.市場変動要因 2.配当金再投資 3.新規上場・合併等] --> F F --> H[日次・月次モニタリング] </pre> </div> <p>3. 株式(株価指数先物取引を含みます。)の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向・資金動向等により弾力的に変更を行う場合があります。</p> <p>4. 株式の組入比率の調整には、株価指数先物取引等を活用します。</p> <p>5. 非株式割合は原則として信託財産総額の50%以下とします。また、外貨建資産割合は原則として信託財産総額の10%以下とします。</p>

	6. 信託財産に属する資産の効率的な運用のため、有価証券先物取引等を行うことがあります。
主な投資制限	株式への投資割合には、制限を設けません。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

(3)【運用体制】



運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

<ファンドの組成時のプロセスについて>

運用目標、運用プロセス、投資対象などの商品内容は、商品企画グループが関連各部署と協議のうえ、「商品概要書」として策定し、企画調整グループが事務局となる「商品会議」にて協議・検討致します。「商品会議」で協議・修正等された商品内容は「経営会議」で経営陣による討議を経て最終決定致します。なお、「経営会議」は、社長が議長を務め、常勤取締役を構成メンバーとし、監査役が同席のうえ、開催される会議であり、取締役会が決定した会社の基本方針に基づき全般的業務執行方針・計画および重要な業務の実施について協議・決定するとともに経営上の重要事項を審議しています。

<運用方針の決定と実際の運用>

経済環境見通し、資産別市場見通し、基本投資方針およびファンドの運用方針は、運用部門担当取締役、各運用本部、運用グループの運用担当者、エコノミックリサーチグループ等で構成される「投資方針会議」にて協議、策定致します。

「投資方針会議」において決定された運用方針をファンドの投資方針に照らし合わせて運用計画を策定します。なお、運用計画の策定は、運用担当者およびアナリスト等の調査活動等から得られた情報も参考にされます。

個別の有価証券等の発注は、運用部門から独立したトレーディンググループで執行されます。

なお、ファンドの運用等ガイドラインチェックについては、コンプライアンスグループにて行われます。ファンドのリスク管理や分析については、リスク管理グループにて行われます。

上記体制は平成23年10月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

収益分配方針

毎決算時（原則として毎年10月12日。休業日の場合は翌営業日。）に、以下の方針に基づき分配を行います。

1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

2) 分配対象額についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。

3) 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

収益の分配方式

a. 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理するものとします。

1) 信託財産に属する配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券に係る品賃料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から、諸経費、監査費用および当該監査費用に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2) 売買損益に評価損益を加減した額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のある時はその全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

3) 上記1)および2)におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産に係る配当等収益

の額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

b. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

「分配金自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

- 1) マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。（約款「運用の基本方針」（3）投資制限）
- 2) 株式への実質投資割合には制限を設けません。（約款「運用の基本方針」（3）投資制限）
- 3) 外貨建資産への投資は行いません。（約款「運用の基本方針」（3）投資制限）
- 4) 投資する株式等の範囲（約款第19条）
 - a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所等に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所等に準ずるものとして市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 - b. 上記 a. の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとし、
- 5) 信用取引の指図範囲（約款第20条）
 - a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとし、
 - b. 上記 a. の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとし、
 1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券
 4. 売出しにより取得する株券
 5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行

使により取得可能な株券

6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前号に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

6) 先物取引等の運用指図(約款第21条)

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)および外国の取引所におけるわが国の有価証券にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)
- b. 委託会社は、信託財産に属する効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

7) スワップ取引の運用指図(約款第22条)

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

8) 金利先渡取引の運用指図(約款第23条)

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

9) 有価証券の貸付の指図および範囲(約款第24条)

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
- 1) 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2) 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

- b. 上記 a. 各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

10) 資金の借入れ (約款第30条)

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため一部解約に伴う支払資金の手当て (一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。) を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として資金借入れ (コール市場を通じる場合を含みます。) の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入れ額は借入指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入れ額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

11) 同一法人の発行する株式への投資制限 (投資信託及び投資法人に関する法律 第9条)

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託会社指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権 (株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。) の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図してはなりません。

12) デリバティブ取引にかかる投資制限 (金融商品取引業等に関する内閣府令 第130条第1項第8号)

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引 (新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含む。) を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。

3【投資リスク】

< 基準価額の主な変動要因 >

当ファンドの基準価額は、ファンドに組入れられる有価証券の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。

(1) 株価変動リスク

株式の価格は、国内外の政治・経済情勢、発行会社の業績・財務状況、または市場の需給や流動性等の影響を受けます。当ファンドは実質的に株式に投資をしますので、株式市場の変動により基準価額が上下します。

(2) 信用リスク

実質的に投資する有価証券等の発行者が経営不安・倒産等に陥った場合、投資した資金が回収できなくなることがあります。またこうした状況に陥ると予想される場合等には、当ファンドの基準価額の下落要因となる可能性があります。

< 分配金に関する留意点 >

収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。))を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。

分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

< その他の留意点 >

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等があった場合、資金変動等が起こり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響をおよぼす場合があります。

当ファンドはマザーファンドへの投資を通じて東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に連動する投資成果をめざして運用を行います。当該インデックス構成銘柄を組入れない場合があること、資金流入から組入株式の売買執行までのタイミングにずれが生じること、売買時のコストや信託報酬等の費用を負担すること等により、基準価額と当該インデックスが乖離する場合があります。

資金動向、市況動向等によっては、投資態度にしたがった運用ができない場合があります。

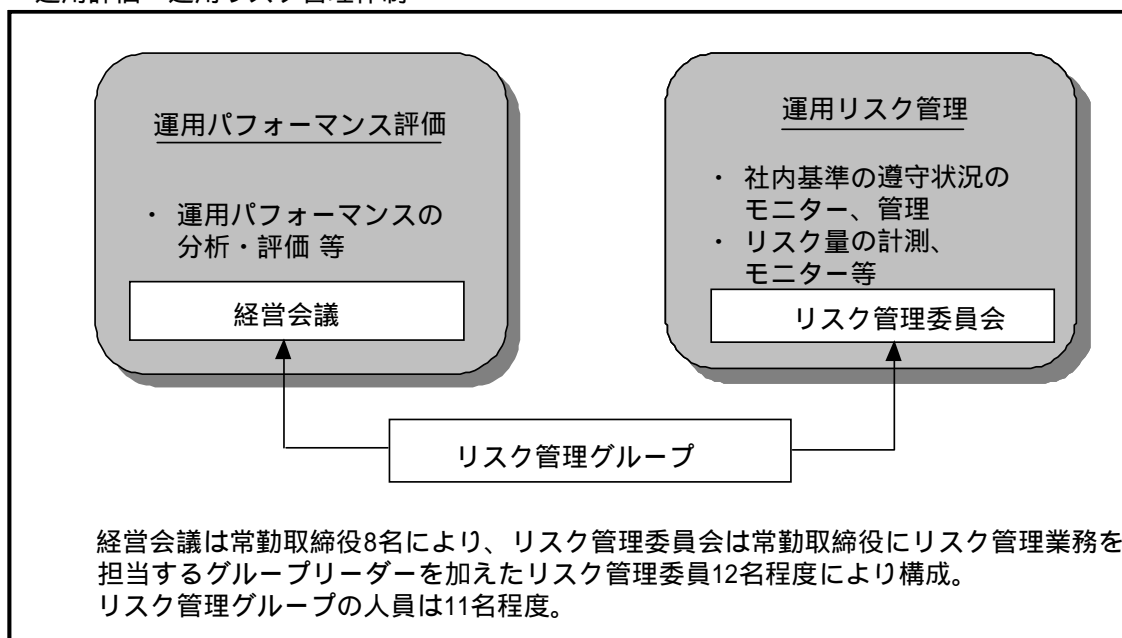
委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付または解約の受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付または解約の受付を取り消すことができます。

当ファンドは、受益権口数が10億口を下回った場合、受益者のため有利と認められる場合、対象インデックスが改廃された場合、その他やむを得ない事情がある場合等、当初定められていた信託期間の途中でも信託を終了（繰上償還）する場合があります。

注意事項

- イ．当ファンドは、実質的に株式等の値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。
- ロ．投資信託は、預金、金融債、保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- ハ．投資信託は、金融機関の預金・金融債あるいは保険契約における保険金額と異なり、購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- ニ．投資信託は、投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合があります、これによる損失は購入者が負担することとなります。

< 運用評価・運用リスク管理体制 >



運用パフォーマンス評価は、運用部門から独立したリスク管理グループが月次で対象ファンドについて分析を行い、結果を「経営会議」に報告します。また、「経営会議」において運用パフォーマンス評価方法の協議も行い、適宜見直しを行います。

運用リスク管理は、リスク管理グループがリスクを把握、管理し、運用部門への是正指示を行うなど、適切な管理を行います。また運用リスク管理の結果については月次で「リスク管理委員会」に報告致します。

上記体制は平成23年10月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

ありません。

(2)【換金（解約）手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

時期	項目	費用		
		総額	信託財産の純資産総額に対して 年率0.63%（税抜0.60%）	
毎日	信託報酬	配分	委託会社	年率0.5775%（税抜0.55%）
			販売会社	年率0.021%（税抜0.02%）
			受託会社	年率0.0315%（税抜0.03%）

信託報酬の総額は、日々の基準価額に反映され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに信託報酬にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。

税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

(4)【その他の手数料等】

1. 信託財産留保額

ありません。

2. その他の費用

当ファンドから支払われる費用には以下のものがあります。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立て替えた立替金の利息および借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

信託財産の財務諸表監査に要する費用は、計算期間を通じて毎日計算し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき当該監査に要する費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。

有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払われます。

マザーファンドで負担する有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用は、間接的に当ファンドで負担することになります。

税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

上記の「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

(5)【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

個人の受益者に対する課税

収益分配時

平成25年12月31日までの間は、収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、10%(所得税7%および地方税3%)の税率で、原則として源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。上記10%の税率は平成26年1月1日からは、20%(所得税15%および地方税5%)となる予定です。

なお、配当控除の適用はありません。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

一部解約時および償還時

平成25年12月31日までの間は、一部解約時および償還時の差益(譲渡益)については、譲渡所得として、10%(所得税7%および地方税3%)の税率で申告分離課税が適用されます。また特定口座(源泉徴収選択口座)を利用する場合、10%の税率により源泉徴収が行われ、原則として申告は不要です。上記10%の税率は平成26年1月1日からは、20%(所得税15%および地方税5%)となる予定です。

買取請求時の課税について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

損益通算について

一部解約時および償還時の差損(譲渡損失)については、一定の条件のもとで確定申告等により上場株式等の配当所得との通算が可能です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

平成25年12月31日までの間は、収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%(所得税7%)の税率で源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。上記7%の税率は平成26年1月1日からは、15%(所得税15%)となる予定です。

買取請求時の課税について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

< 個別元本について >

受益者毎の信託時の受益権の価額等(お申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に個別元本の算出が

行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、「分配金受取コース」および「分配金自動引き落とし投資コース」の両コースを取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。

収益分配金に特別分配金が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記の〈収益分配金の課税について〉を参照。）

〈収益分配金の課税について〉

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配の際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に特別分配金が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

平成23年10月31日現在

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	1,134,859,443	100.03
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		371,012	0.03
合計（純資産総額）		1,134,488,431	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）マザーファンドの投資状況

国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド

平成23年10月31日現在

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	日本	243,893,497,712	97.52
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		6,189,659,726	2.48
合計（純資産総額）		250,083,157,438	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

平成23年10月31日現在

順位	銘柄名	種類	国名	口数	帳簿価額		評価額		投資比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド	親投資信託受益証券	日本	1,115,121,788	10,039.00	1,119,470,768	10,177.00	1,134,859,443	100.03

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) 簿価単価及び評価単価は1万口当たりの基準価額です。

(注3) 投資有価証券は1銘柄のみです。

種類別業種別投資比率

平成23年10月31日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	100.03
合計	100.03

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考) マザーファンドの投資資産

国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

平成23年10月31日現在

順位	銘柄名	種類	国名	業種	株数又は券面総額	帳簿価額		評価額		投資比率 (%)
						単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	トヨタ自動車	株式	日本	輸送用機器	3,008,800	3,442.41	10,357,517,300	2,644.00	7,955,267,200	3.18
2	三菱UFJフィナンシャルG	株式	日本	銀行業	17,497,200	436.95	7,645,406,116	345.00	6,036,534,000	2.41
3	キヤノン	株式	日本	電気機器	1,454,800	3,901.15	5,675,398,416	3,600.00	5,237,280,000	2.09
4	本田技研	株式	日本	輸送用機器	1,975,800	3,432.37	6,781,680,200	2,406.00	4,753,774,800	1.90
5	日本電信電話	株式	日本	情報・通信業	1,064,400	3,870.91	4,120,200,390	4,030.00	4,289,532,000	1.72

平成23年10月31日現在

順位	銘柄名	種類	国名	業種	株数又は 券面総額	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
						単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
6	三井住友フ ィナンシャル G	株式	日本	銀行業	1,748,100	2,850.37	4,982,733,947	2,216.00	3,873,789,600	1.55
7	みずほフ ィナンシャル G	株式	日本	銀行業	29,686,100	158.60	4,708,301,899	111.00	3,295,157,100	1.32
8	武田薬品	株式	日本	医薬品	918,800	3,983.77	3,660,287,814	3,540.00	3,252,552,000	1.30
9	ファナック	株式	日本	電気機 器	243,800	12,388.02	3,020,198,960	12,930.00	3,152,334,000	1.26
10	三菱商事	株式	日本	卸売業	1,683,400	2,328.49	3,919,788,139	1,641.00	2,762,459,400	1.10
11	ソフトバン ク	株式	日本	情報・ 通信業	1,047,100	2,972.85	3,112,871,858	2,588.00	2,709,894,800	1.08
12	エヌ・テ ィ・ティ・ ドコモ	株式	日本	情報・ 通信業	19,046	148,482.63	2,828,000,219	139,300.00	2,653,107,800	1.06
13	ソ ニ ー	株式	日本	電気機 器	1,461,100	2,687.60	3,926,853,688	1,682.00	2,457,570,200	0.98
14	三井物産	株式	日本	卸売業	1,995,300	1,474.20	2,941,476,659	1,165.00	2,324,524,500	0.93
15	日本たばこ 産業	株式	日本	食料品	5,818	334,662.70	1,947,067,605	395,500.00	2,301,019,000	0.92
16	小松製作所	株式	日本	機械	1,161,900	2,547.45	2,959,880,765	1,976.00	2,295,914,400	0.92
17	日 立	株式	日本	電気機 器	5,258,000	488.52	2,568,655,320	427.00	2,245,166,000	0.90
18	三菱地所	株式	日本	不動産 業	1,618,000	1,572.35	2,544,062,080	1,349.00	2,182,682,000	0.87
19	日産自動車	株式	日本	輸送用 機器	2,958,400	849.02	2,511,728,004	735.00	2,174,424,000	0.87
20	パナソニッ ク	株式	日本	電気機 器	2,675,800	1,063.99	2,847,022,063	809.00	2,164,722,200	0.87
21	K D D I	株式	日本	情報・ 通信業	3,587	485,934.40	1,743,046,706	579,000.00	2,076,873,000	0.83
22	セブン&ア ィ・H L D G S	株式	日本	小売業	966,800	2,151.92	2,080,478,728	2,106.00	2,036,080,800	0.81
23	東日本旅客 鉄道	株式	日本	陸運業	407,200	5,233.19	2,130,953,963	4,765.00	1,940,308,000	0.78
24	信越化学	株式	日本	化学	439,900	4,690.52	2,063,357,791	4,080.00	1,794,792,000	0.72
25	三菱電機	株式	日本	電気機 器	2,342,000	991.51	2,322,127,300	735.00	1,721,370,000	0.69
26	東 芝	株式	日本	電気機 器	4,930,000	496.46	2,447,570,760	349.00	1,720,570,000	0.69
27	国際石油開 発帝石	株式	日本	鉱業	3,190	545,384.64	1,739,777,002	526,000.00	1,677,940,000	0.67
28	東京海上H D	株式	日本	保険業	877,500	2,465.91	2,163,836,240	1,892.00	1,660,230,000	0.66

平成23年10月31日現在

順位	銘柄名	種類	国名	業種	株数又は 券面総額	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
						単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
29	任 天 堂	株式	日本	その他 製品	133,900	22,370.30	2,995,383,376	11,960.00	1,601,444,000	0.64
30	アステラス 製薬	株式	日本	医薬品	544,500	3,214.28	1,750,172,858	2,887.00	1,571,971,500	0.63

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

種類別業種別投資比率

平成23年10月31日現在

種類	業種	投資比率 (%)
株式	電気機器	13.91
	輸送用機器	9.33
	銀行業	8.96
	情報・通信業	6.63
	化学	5.96
	卸売業	5.13
	機械	4.98
	医薬品	4.77
	小売業	4.07
	陸運業	3.91
	食料品	3.51
	電気・ガス業	2.97
	建設業	2.35
	不動産業	2.35
	保険業	2.23
	サービス業	1.89
	鉄鋼	1.88
	その他製品	1.66
	精密機器	1.39
	非鉄金属	1.17
	ガラス・土石製品	1.16
	証券、商品先物取引業	1.07
	繊維製品	0.92
	石油・石炭製品	0.86
	その他金融業	0.81
	ゴム製品	0.79
	鉱業	0.75
	金属製品	0.70
	パルプ・紙	0.39
	海運業	0.38
空運業	0.30	
倉庫・運輸関連業	0.23	
水産・農林業	0.10	
合計		97.52

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資不動産物件
該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

直近日（平成23年10月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額 (円)	
	分配落	分配付	分配落	分配付
第1期末（平成21年10月13日現在）	408	408	1.1504	1.1504
第2期末（平成22年10月12日現在）	974	974	1.0661	1.0661
第3期末（平成23年10月12日現在）	1,130	1,130	0.9904	0.9904
平成22年10月末	957		1.0482	
11月末	1,094		1.1120	
12月末	1,194		1.1615	
平成23年1月末	1,219		1.1757	
2月末	1,296		1.2288	
3月末	1,207		1.1338	
4月末	991		1.1108	
5月末	975		1.0929	
6月末	988		1.1074	
7月末	991		1.0966	
8月末	1,152		1.0041	
9月末	1,147		1.0009	
10月末	1,134		1.0037	

【分配の推移】

	1口当たりの分配額（円）
第1期	-
第2期	-
第3期	-

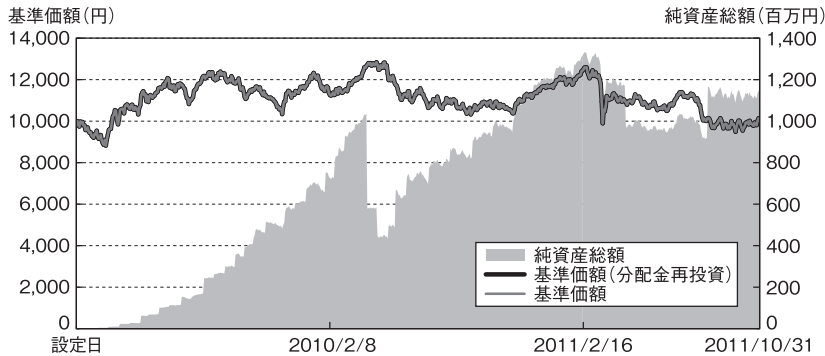
【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期	15.04
第2期	7.33
第3期	7.10

(注)収益率 = (当期分配付き基準価額 - 前期分配落ち基準価額) ÷ 前期分配落ち基準価額 × 100

基準価額・純資産の推移

《設定日(2009年1月30日)~2011年10月31日》



※基準価額(分配金再投資)は、設定当初の投資元本10,000円に設定来の税引前分配金を再投資したものと計算しておりますので、実際の基準価額とは異なります。(設定日: 2009年1月30日)
 ※基準価額は信託報酬控除後です。

分配の推移(税引前)

第1期(2009.10.13)	0円
第2期(2010.10.12)	0円
第3期(2011.10.12)	0円
設定来累計	0円

(注) 分配金は1万円当たりです。

主要な資産の状況

(注) 投資比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

組入銘柄一覧

順位	銘柄名	投資比率(%)
1	国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド	100.03

国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド

(注) 投資比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

ポートフォリオの状況

資産の種類	国名	投資比率(%)
株式	日本	97.52
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.48
合計(純資産総額)		100.00

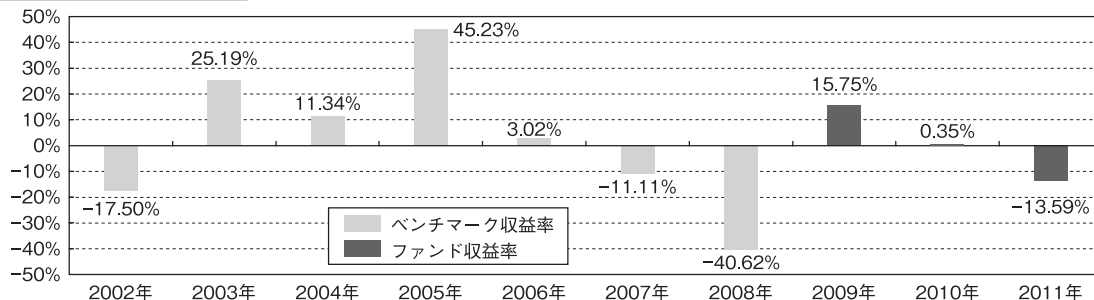
組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国名	業種	投資比率(%)
1	トヨタ自動車	株式	日本	輸送用機器	3.18
2	三菱UFJフィナンシャルG	株式	日本	銀行業	2.41
3	キヤノン	株式	日本	電気機器	2.09
4	本田技研	株式	日本	輸送用機器	1.90
5	日本電信電話	株式	日本	情報・通信業	1.72
6	三井住友フィナンシャルG	株式	日本	銀行業	1.55
7	みずほフィナンシャルG	株式	日本	銀行業	1.32
8	武田薬品	株式	日本	医薬品	1.30
9	ファナック	株式	日本	電気機器	1.26
10	三菱商事	株式	日本	卸売業	1.10

組入上位5業種(株式)

順位	業種	投資比率(%)
1	電気機器	13.91
2	輸送用機器	9.33
3	銀行業	8.96
4	情報・通信業	6.63
5	化学	5.96

年間収益率の推移



※当ファンドの収益率は、税引前の分配金を再投資したものと算出しております。
 ※当ファンドの収益率は、暦年ベースで表示しています。但し、2009年は設定日から年末までの収益率、および2011年については年初から基準日までの収益率を表示しています。
 ※2008年以前は、ベンチマークの収益率を表示しています。当ファンドのベンチマークは「東証株価指数(TOPIX)(配当込み)」です。

- 掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 当該ベンチマークの情報はあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
- 委託会社ホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

(4) 【設定及び解約の実績】

下記計算期間の設定及び解約口数は次の通りです。

	設定口数	解約口数
第1期	360,818,552	5,842,198
第2期	1,096,784,678	537,244,271
第3期	530,173,605	303,610,533

(注1) 本邦外における設定及び解約はございません。

(注2) 設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- ・お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

当ファンドは、収益の分配が行われた場合に収益分配金を受領する「分配金受取コース」と、収益分配金を無手数料で再投資する「分配金自動けいぞく投資コース」があり、「分配金自動けいぞく投資コース」を取得申込者が選択した場合には、取得申込者は販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがい分配金再投資に関する契約を締結します。なお、販売会社によっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、受益者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。

当ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後2時までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

- ・お申込価額

お申込日の基準価額 とします。

「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金の再投資を行う場合は、各計算期間終了日の基準価額となります。

「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口あたりに換算した基準価額で表示することがあります。）

< 基準価額の照会方法等 >

基準価額は、当ファンドの委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されません。

当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・ 販売会社へのお問い合わせ
- ・ 委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

コールセンター：0120-506-860（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

・ お申込単位

各販売会社が定める単位とします。

「分配金受取コース」および「分配金自動けいぞく投資コース」によるお申込みが可能です。お申込みになる販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなります。

取扱コースおよびお申込単位は、販売会社にお問い合わせください。

「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合は1口単位となります。当初元本は1口当たり1円です。

・ お申込手数料

ありません。

・ 払込期日

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払い込まれます。

2【換金（解約）手続等】

- ・ 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し、解約の請求をすることができます。受益者が解約の請求をするときは、販売会社に対し、受益権をもって行うものとします。委託会社は、解約の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

解約の請求の受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後2時までに解約の請求が行われ、かつ、解約の受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。

また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約の受付を中止することおよびすでに受付けた解約の請求を取り消すことができます。解約の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受付けたものとします。

解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとしします。

・解約価額

解約価額は、解約請求受付日の基準価額とします。

解約価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

当ファンドの解約価額は、以下の方法でご確認ください。

・販売会社へのお問い合わせ

・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

コールセンター：0120-506-860（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

・解約単位

各販売会社が定める単位とします。

解約単位は販売会社にお問い合わせください。

・解約代金の受渡日

解約代金は、原則として解約請求受付日より起算して4営業日目から販売会社の営業所等において支払います。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

基準価額（1万口当たり）は、毎営業日、委託会社にて計算されます。

当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

・販売会社へのお問い合わせ

・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

コールセンター：0120-506-860（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

(2)【保管】

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、委託会社は受益証券を発行しません。

(3)【信託期間】

信託期間は、平成21年1月30日から原則として無期限です。

ただし、下記「(5)その他 イ．償還規定」の場合には、信託を終了する場合があります。

(4)【計算期間】

- a. 計算期間は、原則として毎年10月13日から翌年10月12日までとします。
- b. 上記a.の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5)【その他】

イ.償還規定

- a. 委託会社は、受益権総口数が10億口を下回ることとなった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合、対象インデックスが改廃の場合またはやむを得ない事情が発生した場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、上記a.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- c. 上記b.の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b.の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 上記b.からd.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b.からd.までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。
- f. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- g. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記「ロ.信託約款の変更等b.」の書面決議が否決された場合を除き、その投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- h. 受託会社は委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は下記「ロ.信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会

社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

- i . 信託契約の解約を行う場合には、書面決議において当該解約に反対した受益者は、受託会社に対し自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。当該買取請求権の内容および手続きは、上記 b . に規定する書面に付記します。

ロ . 信託約款の変更等

- a . 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は a . から g . に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b . 委託会社は、上記 a . の事項（上記 a . の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c . 上記 b . の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d . 上記 b . の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e . 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f . 上記 b . から e . までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g . 上記各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- h . 委託会社は、監督官庁より信託約款の変更の命令を受けたときは、上記 a . から g . の規定にしたがい信託約款を変更します。
- i . 重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、上記 b . に規定する書面に付記します。
- j . 上記 b . に該当しない場合の約款変更については、「運用報告書」にてお知らせいたします。

八．関係法人との契約の更改

証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約について、委託会社と販売会社との間の当該契約は、原則として期間満了の3ヵ月前までに当事者間の別段の意思表示がない限り、1年毎に自動的に更新されます。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

二．公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

ホ．運用報告書

委託会社は、毎年10月12日（休業日の場合は翌営業日。）および償還時に運用報告書を作成し、当該信託財産に係る知られたる受益者に対して交付します。運用報告書は委託会社のホームページにおいても開示します。（URL <http://www.diam.co.jp/>）

4【受益者の権利等】

(1) 収益分配金受領権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者は、分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として決算日（休業日の場合は翌営業日。）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

なお、「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は受託会社から受けた収益分配金を、原則として毎計算期間終了後の翌営業日に販売会社に交付します。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金受領権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日。）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

(3) 一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に

係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期計算期間（平成21年10月14日から平成22年10月12日まで）及び第3期計算期間（平成22年10月13日から平成23年10月12日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

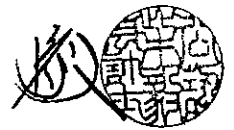
独立監査人の監査報告書

平成22年11月25日

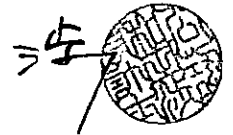
DIAMアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士
業務執行社員



指定社員 公認会計士
業務執行社員



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDIAM国内株式パッシブ・ファンドの平成21年10月14日から平成22年10月12日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DIAM国内株式パッシブ・ファンドの平成22年10月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

DIAMアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成23年11月24日

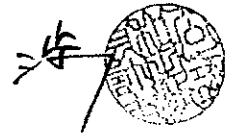
D I A Mアセットマネジメント株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士
業務執行社員



指定社員 公認会計士
業務執行社員



当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているD I A M国内株式パッシブ・ファンドの平成22年10月13日から平成23年10月12日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、D I A M国内株式パッシブ・ファンドの平成23年10月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

D I A Mアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 【財務諸表】

【D I AM国内株式パッシブ・ファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第2期 平成22年10月12日現在	第3期 平成23年10月12日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,500,798	4,631,600
親投資信託受益証券	974,863,121	1,129,940,481
未収入金	—	2,500,000
流動資産合計	977,363,919	1,137,072,081
資産合計	977,363,919	1,137,072,081
負債の部		
流動負債		
未払解約金	—	3,661,485
未払受託者報酬	117,943	163,215
未払委託者報酬	2,241,855	3,101,833
その他未払費用	19,574	25,761
流動負債合計	2,379,372	6,952,294
負債合計	2,379,372	6,952,294
純資産の部		
元本等		
元本	914,516,761	1,141,079,833
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	*3 60,467,786	*3 △10,960,046
(分配準備積立金)	13,846,152	28,493,117
元本等合計	974,984,547	1,130,119,787
純資産合計	974,984,547	1,130,119,787
負債純資産合計	977,363,919	1,137,072,081

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第2期		第3期	
	自	平成21年10月14日 至 平成22年10月12日	自	平成22年10月13日 至 平成23年10月12日
営業収益				
受取利息		1,748		772
有価証券売買等損益		2,103,451		△69,548,640
営業収益合計		2,105,199		△69,547,868
営業費用				
受託者報酬		223,471		348,242
委託者報酬		4,247,681		6,618,175
その他費用		37,078		54,979
営業費用合計		4,508,230		7,021,396
営業損失(△)		△2,403,031		△76,569,264
経常損失(△)		△2,403,031		△76,569,264
当期純損失(△)		△2,403,031		△76,569,264
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額		61,016,775		8,488,041
期首剰余金又は期首欠損金(△)		53,385,685		60,467,786
剰余金増加額又は欠損金減少額		148,835,892		36,556,198
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		148,835,892		36,556,198
剰余金減少額又は欠損金増加額		78,333,985		22,926,725
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		78,333,985		22,926,725
分配金		*1 —		*1 —
期末剰余金又は期末欠損金(△)		60,467,786		△10,960,046

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第2期		第3期	
	自	平成21年10月14日 至 平成22年10月12日	自	平成22年10月13日 至 平成23年10月12日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券	同左
2.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い	当ファンドの計算期間は前計算期間末日が休業日のため、平成21年10月14日から平成22年10月12日までとなっております。		

(追加情報)

第 2 期 自平成21年10月14日 至平成22年10月12日	第 3 期 自平成22年10月13日 至平成23年10月12日
当計算期間より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日)を適用しております。	

(貸借対照表に関する注記)

区分	第 2 期 平成22年10月12日現在	第 3 期 平成23年10月12日現在
*1 期首元本額	354,976,354円	914,516,761円
期中追加設定元本額	1,096,784,678円	530,173,605円
期中解約元本額	537,244,271円	303,610,533円
*2 計算期間末日における受益権の総数	914,516,761口	1,141,079,833口
*3 元本の欠損		貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は10,960,046円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第 2 期 自平成21年10月14日 至平成22年10月12日	第 3 期 自平成22年10月13日 至平成23年10月12日
*1 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(13,172,484円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(46,621,634円)及び分配準備積立金(673,668円)より分配対象収益は60,467,786円(1万口当たり661.20円)であります。なお、分配を行っておりません。なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(18,309,143円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(13,902,856円)及び分配準備積立金(10,183,974円)より分配対象収益は42,395,973円(1万口当たり371.54円)であります。なお、分配を行っておりません。なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区分	第 2 期 自平成21年10月14日 至平成22年10月12日	第 3 期 自平成22年10月13日 至平成23年10月12日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、主要投資対象である親投資信託受益証券が保有する金融商品に係る、価格変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスク等のリスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した運用リスク管理を所管するグループがリスクを把握、管理し、運用部門への是正指示を行うなど、適切な管理を行っております。また運用リスク管理の結果については月次でリスク管理に関する委員会に報告しております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

区分	第 2 期 平成22年10月12日現在	第 3 期 平成23年10月12日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)親投資信託受益証券 「注記表(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)親投資信託受益証券 同左 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

区分	第 2 期 平成22年10月12日現在	第 3 期 平成23年10月12日現在
3 金融商品の時価等に関する事項 についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に 基づく価額のほか、市場価格がな い場合には合理的に算定された価 額が含まれております。当該価額 の算定においては一定の前提条件 等を採用しているため、異なる前 提条件等によった場合、当該価額 が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	第 2 期 平成22年10月12日現在	第 3 期 平成23年10月12日現在
種 類	当期の損益に 含まれた 評価差額(円)	当期の損益に 含まれた 評価差額(円)
親投資信託受益証券	57,203,692	78,254,995
合 計	57,203,692	78,254,995

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第 2 期 平成22年10月12日現在	第 3 期 平成23年10月12日現在
1口当たり純資産額	1.0661円	0.9904円
(1万口当たり純資産額)	(10,661円)	(9,904円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株 式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

平成23年10月12日現在

種類	銘柄	口数	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	国内株式パッシブ・ファンド(最適化 法)・マザーファンド	1,125,550,833	1,129,940,481	
合 計		1,125,550,833	1,129,940,481	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

同親投資信託の状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

「国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド」の状況

貸借対照表

科目	注記 番号	平成22年10月12日現在	平成23年10月12日現在
		金額 (円)	金額 (円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		8,682,097,130	4,440,385,889
株式	*2	252,284,133,284	237,893,978,350
派生商品評価勘定		86,675,683	66,594,818
未収入金		774,845,839	809,259
未収配当金		2,151,140,327	2,385,406,434
流動資産合計		263,978,892,263	244,787,174,750
資産合計		263,978,892,263	244,787,174,750
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		116,683,069	953,266
前受金		149,689,000	75,758,000
未払解約金		86,177,000	71,624,000
流動負債合計		352,549,069	148,335,266
負債合計		352,549,069	148,335,266
純資産の部			
元本等			
元本		245,582,777,942	243,685,819,114
剰余金			
剰余金又は欠損金()		18,043,565,252	953,020,370
元本等合計		263,626,343,194	244,638,839,484
純資産合計		263,626,343,194	244,638,839,484
負債純資産合計		263,978,892,263	244,787,174,750

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自平成21年10月14日 至平成22年10月12日	自平成22年10月13日 至平成23年10月12日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	株式及び新株予約権証券 移動平均法に基づき、原則として 時価で評価しております。時価評 価にあたっては、金融商品取引所 等における最終相場（最終相場の ないものについては、それに準ず る価額）、又は金融商品取引業者 等から提示される気配相場に基づ いて評価しております。	株式 同左
2.デリバティブ等の評価基準及び 評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価 で評価しております。時価評価に あたっては、原則として、計算日 に知りうる直近の日の主たる金融 商品取引所等の発表する清算値段 又は最終相場によっております。	先物取引 同左
3.その他財務諸表作成のための基 本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当該親投資信託の計算期間は本有 価証券報告書における開示対象フ ァンドと異なり、平成22年2月9日 から平成23年2月7日までとなっ ております。	計算期間の取扱い 当該親投資信託の計算期間は本有 価証券報告書における開示対象フ ァンドと異なり、平成23年2月8日 から平成24年2月7日までとなっ ております。

(追加情報)

自平成21年10月14日 至平成22年10月12日	自平成22年10月13日 至平成23年10月12日
当計算期間より、「金融商品に関す る会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の 時価等の開示に関する適用指針」（企 業会計基準適用指針第19号 平成20 年3月10日）を適用しております。	

(貸借対照表に関する注記)

区分	平成22年10月12日現在	平成23年10月12日現在
*1 本有価証券報告書における開 示対象ファンドの期首における 当該親投資信託の元本額	213,354,928,471円	245,582,777,942円
同期中追加設定元本額	76,435,515,338円	56,332,602,472円
同期中解約元本額	44,207,665,867円	58,229,561,300円

区分	平成22年10月12日現在	平成23年10月12日現在
同期末における元本の内訳		
D I A M D C 国内株式インデックスファンド	1,528,693,339円	1,972,507,879円
D I A M国内株式パッシブ・ファンド	908,116,555円	1,125,550,833円
D I A M国内株式インデックスファンド< D C 年金 >	30,224,044,527円	33,255,361,388円
D I A Mバランス・ファンド< D C 年金 > 1 安定型	742,493,402円	866,473,127円
D I A Mバランス・ファンド< D C 年金 > 2 安定・成長型	2,768,757,984円	3,097,941,914円
D I A Mバランス・ファンド< D C 年金 > 3 成長型	2,906,840,838円	3,149,521,774円
D I A M D C バランス30インデックスファンド	452,177,312円	494,057,835円
D I A M D C バランス50インデックスファンド	1,356,305,667円	1,476,815,331円
D I A M D C バランス70インデックスファンド	1,037,331,863円	1,117,897,517円
マネックス資産設計ファンド< 隔月分配型 >	152,529,197円	139,337,238円
マネックス資産設計ファンド< 育成型 >	1,328,937,532円	1,436,245,811円
マネックス資産設計ファンド エボリューション	7,489,246円	19,534,845円
D I A Mワールドバランス25VA (適格機関投資家限定)	280,995,646円	271,100,703円
D I A Mグローバル・バランスファンド25VA (適格機関投資家限定)	11,655,635,875円	10,892,836,639円
D I A Mグローバル・バランスファンド50VA (適格機関投資家限定)	1,905,275,596円	1,784,818,847円
D I A M国際分散バランスファンド30VA(適格機関投資家限定)	223,667,971円	215,048,202円
D I A M国際分散バランスファンド50VA(適格機関投資家限定)	829,082,230円	799,180,496円
D I A M国内重視バランスファンド30VA(適格機関投資家限定)	237,942,294円	224,433,658円
D I A M国内重視バランスファンド50VA(適格機関投資家限定)	315,151,644円	296,445,132円
D I A M世界バランスファンド40VA (適格機関投資家限定)	21,239,771,813円	20,269,683,091円
D I A M世界バランスファンド50VA (適格機関投資家限定)	6,966,382,637円	6,647,412,055円
D I A Mバランスファンド25VA (適格機関投資家限定)	5,592,468,731円	5,339,007,181円

区分	平成22年10月12日現在	平成23年10月12日現在
D I A M バランスファンド 3 7 . 5 V A (適格機関投資家限定)	3,751,570,508円	3,506,310,627円
D I A M バランスファンド 5 0 V A (適格機関投資家限定)	8,708,787,319円	8,015,448,053円
D I A M グローバル・アセット・ バランス V A (適格機関投資家限 定)	1,293,921,078円	1,212,576,788円
D I A M グローバル・アセット・ バランス V A 2 (適格機関投資家 限定)	2,776,707,192円	2,688,465,381円
D I A M アクサ グローバル バランスファンド 3 0 V A (適格 機関投資家限定)	2,859,365,765円	2,757,566,778円
D I A M 世界アセットバランスフ ァンド V A (適格機関投資家向け)	15,404,646,266円	15,290,358,139円
D I A M グローバル 私募ファン ド (適格機関投資家向け)	215,786,345円	222,287,324円
D I A M 為替フルヘッジ型グロ ーバルアセット私募ファンド (適格 機関投資家向け)	300,731,142円	円
D I A M 世界バランスファンド 5 5 V A (適格機関投資家限定)	5,096,750,379円	4,904,171,769円
D I A M アイエヌジー世界バラ ンスファンド 3 5 V A (適格機関投 資家限定)	9,448,119,328円	9,654,648,720円
D I A M グローバル分散ファンド V A (適格機関投資家限定)	473,139,295円	488,514,372円
D I A M 世界アセットバランスフ ァンド 2 V A (適格機関投資家限 定)	43,681,161,139円	42,362,726,724円
D I A M 世界アセットバランスフ ァンド 4 0 V A (適格機関投資家 限定)	2,972,497,144円	2,763,369,144円
D I A M 世界アセットバランスフ ァンド 2 5 V A (適格機関投資家 限定)	5,335,395,837円	5,224,348,797円
D I A M 世界アセットバランスフ ァンド 3 V A (適格機関投資家限 定)	26,691,460,771円	26,003,502,540円
D I A M バランス 3 0 V A (適格 機関投資家限定)	303,038,175円	302,248,950円
D I A M バランス 5 0 V A (適格 機関投資家限定)	98,790円	99,608円
D I A M バランス 7 0 V A (適格 機関投資家限定)	150,776円	151,434円
D I A M 世界アセットバランスフ ァンド 4 V A (適格機関投資家限 定)	23,089,615,425円	22,813,064,310円

区分	平成22年10月12日現在	平成23年10月12日現在
D I A M世界バランス25 V A (適格機関投資家限定)	211,670,175円	262,450,397円
D I A M国内バランス30 V A (適格機関投資家限定)	82,535,425円	90,123,060円
D I A Mバランス20 V A (適格 機関投資家限定)	225,305,548円	231,937,599円
D I A Mバランス40 V A (適格 機関投資家限定)	93,028円	95,097円
D I A Mバランス60 V A (適格 機関投資家限定)	139,193円	142,007円
(合 計)	245,582,777,942円	243,685,819,114円
*2 差入代用有価証券	株式 1,425,500,000円	株式 1,291,000,000円
*3 本有価証券報告書における開 示対象ファンドの計算期間末日に おける受益権の総数	245,582,777,942口	243,685,819,114口

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区分	自平成21年10月14日 至平成22年10月12日	自平成22年10月13日 至平成23年10月12日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、価格変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスク等のリスクに晒されております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする資産の価格変動リスクの低	同左

区分	自平成21年10月14日 至平成22年10月12日	自平成22年10月13日 至平成23年10月12日
	減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし行っており、株価の変動によるリスクを有しております。	
3.金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した運用リスク管理を所管するグループがリスクを把握、管理し、運用部門への是正指示を行うなど、適切な管理を行っております。また運用リスク管理の結果については月次でリスク管理に関する委員会に報告しております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

区分	平成22年10月12日現在	平成23年10月12日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)株式 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (2)派生商品評価勘定 「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」にて記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)株式 同左 (2)派生商品評価勘定 同左 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額	同左

区分	平成22年10月12日現在	平成23年10月12日現在
	であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	平成22年10月12日現在	平成23年10月12日現在
種 類	当期の損益に含まれた 評価差額(円)	当期の損益に含まれた 評価差額(円)
株式	17,001,170,479	54,302,042,845
合計	17,001,170,479	54,302,042,845

(注)「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの計算期間末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

(株式関連)

平成22年10月12日現在					
区分	種 類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	TOPIX 先物	11,330,496,000	-	11,301,095,000	30,007,386
合 計		11,330,496,000	-	11,301,095,000	30,007,386

平成23年10月12日現在					
区分	種 類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	TOPIX 先物	6,611,786,000	-	6,677,760,000	65,641,552
合 計		6,611,786,000	-	6,677,760,000	65,641,552

(注) 1.時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2.先物取引の残高表示は、契約額によっております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	平成22年10月12日現在	平成23年10月12日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0735円 (10,735円)	1.0039円 (10,039円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

株 式

平成23年10月12日現在

銘 柄	株数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
極 洋	106,000	177	18,762,000	
日本水産	303,500	268	81,338,000	
マルハニチロホールディングス	522,000	154	80,388,000	
ハウスイ	20,000	89	1,780,000	
サカタのタネ	39,100	1,171	45,786,100	
ホクト	27,000	1,736	46,872,000	
ショーボンドHD	23,400	1,870	43,758,000	
ミライト・ホールディングス	69,000	609	42,021,000	
住石ホールディングス	72,700	71	5,161,700	
日鉄鉱業	67,000	312	20,904,000	
三井松島	150,000	137	20,550,000	
国際石油開発帝石	2,658	498,500	1,325,013,000	
日本海洋掘削	6,500	2,685	17,452,500	
関東天然瓦斯	27,000	422	11,394,000	
石油資源開発	41,600	3,030	126,048,000	
ダイセキ環境ソリューション	22	197,500	4,345,000	
間組	103,100	135	13,918,500	
東急建設	93,730	226	21,182,980	
コムシスホールディングス	128,200	780	99,996,000	
ミサワホーム	31,000	489	15,159,000	
高松コンストラクショングP	20,000	1,319	26,380,000	
東建コーポレーション	9,790	3,040	29,761,600	
ヤマウラ	8,500	214	1,819,000	
大成建設	1,247,000	224	279,328,000	
大 林 組	787,000	391	307,717,000	
清水建設	746,000	352	262,592,000	
飛島建設	152,600	82	12,513,200	
長谷工コーポレーション	1,638,000	49	80,262,000	
松井建設	2,000	320	640,000	

平成23年10月12日現在

銘柄	株数	評価額(円)		備考
		単価	金額	
鹿島建設	1,154,000	267	308,118,000	
不動テトラ	186,100	166	30,892,600	
大末建設	93,000	47	4,371,000	
鉄建建設	162,000	98	15,876,000	
安藤建設	89,000	106	9,434,000	
太平工業	52,000	398	20,696,000	
西松建設	345,000	132	45,540,000	
三井住友建設	146,200	51	7,456,200	
大豊建設	80,000	97	7,760,000	
前田建設	163,000	282	45,966,000	
佐田建設	91,000	69	6,279,000	
ナカノフドー建設	20,500	177	3,628,500	
奥村組	251,000	313	78,563,000	
大和小田急建設	14,000	200	2,800,000	
東鉄工業	35,000	679	23,765,000	
イチケン	31,000	112	3,472,000	
浅沼組	86,000	79	6,794,000	
戸田建設	283,000	300	84,900,000	
熊谷組	201,000	72	14,472,000	
青木あすなる建設	19,000	425	8,075,000	
北野建設	60,000	172	10,320,000	
植木組	33,000	169	5,577,000	
三井ホーム	29,000	395	11,455,000	
矢作建設	32,900	409	13,456,100	
ピーエス三菱	17,700	239	4,230,300	
大東建託	102,500	7,140	731,850,000	
新日本建設	31,500	200	6,300,000	
NIPPO	61,000	702	42,822,000	
東亜道路	51,000	153	7,803,000	
前田道路	76,000	841	63,916,000	
日本道路	79,000	213	16,827,000	
東亜建設	214,000	144	30,816,000	
若築建設	142,000	122	17,324,000	
東洋建設	368,000	84	30,912,000	
五洋建設	327,000	248	81,096,000	
大林道路	32,000	200	6,400,000	
世紀東急	81,000	50	4,050,000	
福田組	39,000	278	10,842,000	
住友林業	180,900	705	127,534,500	
日本基礎技術	34,800	305	10,614,000	
日成ビルド工業	78,000	115	8,970,000	
エス・バイ・エル	123,000	144	17,712,000	
巴コーポレーション	37,400	275	10,285,000	
パナホーム	86,000	538	46,268,000	
大和ハウス	654,000	998	652,692,000	
ライト工業	56,300	338	19,029,400	

平成23年10月12日現在

銘柄	株数	評価額(円)		備考
		単価	金額	
積水ハウス	787,000	702	552,474,000	
日特建設	90,000	92	8,280,000	
北陸電気工事	15,000	225	3,375,000	
ユアテック	42,000	404	16,968,000	
西部電気工業	1,000	343	343,000	
四電工	6,000	331	1,986,000	
中電工	38,800	947	36,743,600	
関電工	120,000	353	42,360,000	
きんでん	175,000	667	116,725,000	
東京エネシス	30,000	369	11,070,000	
トーエネック	39,000	437	17,043,000	
住友電設	19,000	413	7,847,000	
日本電設工業	48,000	777	37,296,000	
協和エクシオ	95,100	727	69,137,700	
新日本空調	20,100	405	8,140,500	
日本工営	83,000	290	24,070,000	
日本電話施設	43,000	255	10,965,000	
九電工	49,000	505	24,745,000	
三機工業	61,000	427	26,047,000	
日揮	264,000	2,044	539,616,000	
中外炉工業	85,000	245	20,825,000	
ヤマト	16,000	317	5,072,000	
太平電業	34,000	458	15,572,000	
高砂熱学	75,800	652	49,421,600	
三晃金属	29,000	269	7,801,000	
NEC ネットズエスアイ	22,200	1,155	25,641,000	
朝日工業社	8,000	348	2,784,000	
アタカ大機	18,000	249	4,482,000	
大気社	40,500	1,749	70,834,500	
ダイダン	25,000	536	13,400,000	
日比谷総合設	35,300	813	28,698,900	
東芝プラントシステム	43,000	826	35,518,000	
日本製粉	153,000	377	57,681,000	
日清製粉G本社	238,500	1,008	240,408,000	
日東富士製粉	8,000	317	2,536,000	
昭和産業	101,000	243	24,543,000	
鳥越製粉	24,000	697	16,728,000	
協同飼料	94,000	88	8,272,000	
中部飼料	23,700	479	11,352,300	
日本配合飼料	80,000	111	8,880,000	
東洋精糖	41,000	91	3,731,000	
日本甜菜糖	149,000	167	24,883,000	
三井製糖	103,000	321	33,063,000	
ネクスト	8,300	352	2,921,600	
日本M&Aセンター	53	446,500	23,664,500	
ノバレーゼ	49	51,500	2,523,500	

平成23年10月12日現在

銘柄	株数	評価額(円)		備考
		単価	金額	
アコーディア・ゴルフ	688	57,500	39,560,000	
パソナグループ	242	76,800	18,585,600	
リンクアンドモチベーション	51	52,600	2,682,600	
テンプホールディングス	33,600	690	23,184,000	
森永製菓	261,000	189	49,329,000	
中村屋	62,000	423	26,226,000	
江崎グリコ	95,000	973	92,435,000	
名糖産業	12,200	1,014	12,370,800	
不二家	151,000	151	22,801,000	
山崎製パン	192,000	1,107	212,544,000	
第一屋製パン	41,000	81	3,321,000	
モロゾフ	43,000	277	11,911,000	
カルビー	15,800	3,800	60,040,000	
森永乳業	222,000	347	77,034,000	
ヤクルト	140,800	2,260	318,208,000	
明治ホールディングス	77,800	3,570	277,746,000	
雪印メグミルク	51,500	1,568	80,752,000	
プリマハム	148,000	97	14,356,000	
日本ハム	183,000	960	175,680,000	
伊藤ハム	145,000	275	39,875,000	
林兼産業	86,000	64	5,504,000	
丸大食品	117,000	275	32,175,000	
米久	23,500	641	15,063,500	
S Foods	17,500	595	10,412,500	
学情	8,200	274	2,246,800	
スタジオアリス	11,300	1,379	15,582,700	
シミック	8,000	1,291	10,328,000	
システナ	229	59,800	13,694,200	
NECフィールディング	20,000	934	18,680,000	
新日鉄ソリューションズ	19,200	1,807	34,694,400	
総合警備保障	89,100	874	77,873,400	
日本駐車場開発	2,518	3,620	9,115,160	
コア	9,000	686	6,174,000	
カカクコム	33,700	3,150	106,155,000	
アイロムホールディングス	542	4,000	2,168,000	
ルネサンス	11,400	368	4,195,200	
新日本科学	15,600	223	3,478,800	
エムスリー	190	359,500	68,305,000	
ベストプライダル	54	74,100	4,001,400	
ディー・エヌ・エー	95,400	3,405	324,837,000	
博報堂DYHLDGS	33,890	4,455	150,979,950	
ぐるなび	17,100	956	16,347,600	
一休	176	35,150	6,186,400	
ジャパンベストレスキューS	37	71,200	2,634,400	
ジェイコムホールディングス	4,300	767	3,298,100	
PGMホールディングス	605	39,600	23,958,000	

平成23年10月12日現在

銘柄	株数	評価額(円)		備考
		単価	金額	
サッポロホールディングス	430,000	285	122,550,000	
アサヒグループホールディング	492,500	1,638	806,715,000	
麒麟HD	1,053,000	1,010	1,063,530,000	
宝ホールディングス	223,000	467	104,141,000	
オエノンホールディングス	72,000	183	13,176,000	
養命酒	3,000	717	2,151,000	
三国コカ・コ・ラ	31,100	684	21,272,400	
コカ・コーラウエスト	89,000	1,450	129,050,000	
コカコーラセントラルジャパン	30,200	1,095	33,069,000	
ダイドードリンコ	11,000	3,045	33,495,000	
伊藤園	79,900	1,406	112,339,400	
キーコーヒー	23,500	1,512	35,532,000	
ユニカフェ	6,100	344	2,098,400	
ジャパンフーズ	4,000	782	3,128,000	
日清オイリオグループ	114,000	363	41,382,000	
不二製油	63,900	1,172	74,890,800	
J-オイルミルズ	99,000	241	23,859,000	
ローソン	80,200	4,415	354,083,000	
インターニックス	9,800	353	3,459,400	
サンエー	7,900	3,090	24,411,000	
麒麟堂	10,100	485	4,898,500	
ダイユーエイト	3,200	692	2,214,400	
カワチ薬品	16,100	1,483	23,876,300	
エービーシー・マート	27,300	2,995	81,763,500	
ハードオフコーポレーション	11,400	430	4,902,000	
高千穂交易	10,100	846	8,544,600	
アスクル	18,100	1,116	20,199,600	
ゲオ	382	78,300	29,910,600	
ポイント	19,480	3,570	69,543,600	
シー・ヴィ・エス・ベイエリア	5,000	101	505,000	
伊藤忠食品	5,900	2,839	16,750,100	
くらコーポレーション	12,000	1,006	12,072,000	
キャンドウ	126	83,900	10,571,400	
エレマテック	18,500	1,298	24,013,000	
バル	6,700	2,665	17,855,500	
JALUX	7,300	759	5,540,700	
エディオン	84,200	571	48,078,200	
サーラコーポレーション	20,500	461	9,450,500	
トーマンデバイス	2,900	1,802	5,225,800	
バルス	108	99,700	10,767,600	
あみやき亭	40	186,700	7,468,000	
東京エレクトロンデバイス	48	142,400	6,835,200	
ひらまつ	97	56,000	5,432,000	
双日	1,550,400	136	210,854,400	
ゲンキー	1,700	1,787	3,037,900	
アルフレッサホールディングス	60,500	3,150	190,575,000	

平成23年10月12日現在

銘柄	株数	評価額(円)		備考
		単価	金額	
ハニーズ	20,210	1,233	24,918,930	
キッコーマン	215,000	877	188,555,000	
味の素	713,000	897	639,561,000	
キューピー	133,900	1,113	149,030,700	
ハウス食品	93,500	1,455	136,042,500	
カゴメ	94,600	1,506	142,467,600	
焼津水産化工	12,900	732	9,442,800	
アリアケジャパン	21,700	1,478	32,072,600	
ニチレイ	296,000	364	107,744,000	
横浜冷凍	54,700	595	32,546,500	
東洋水産	113,000	2,060	232,780,000	
日清食品HD	94,000	3,105	291,870,000	
永谷園	2,000	872	1,744,000	
フジッコ	29,000	1,002	29,058,000	
ロックフィールド	13,200	1,303	17,199,600	
日本たばこ産業	5,454	362,000	1,974,348,000	
わらべや日洋	14,900	967	14,408,300	
なとり	13,200	842	11,114,400	
片倉工業	30,900	779	24,071,100	
グンゼ	168,000	244	40,992,000	
昭栄	42,200	561	23,674,200	
神栄	27,000	129	3,483,000	
山下医科器械	1,900	981	1,863,900	
ラサ商事	11,500	327	3,760,500	
アルペン	14,700	1,392	20,462,400	
アルコニックス	5,000	1,692	8,460,000	
ビックカメラ	874	40,650	35,528,100	
DCMホールディングス	108,500	684	74,214,000	
Monotaro	13,000	776	10,088,000	
あいホールディングス	41,100	321	13,193,100	
ユニバース	4,000	1,845	7,380,000	
J.フロントリテイリング	546,000	367	200,382,000	
ドトール・日レスHD	40,600	976	39,625,600	
マツモトキヨシHLDS	42,800	1,543	66,040,400	
物語コーポレーション	2,400	1,288	3,091,200	
ココカラファイン	22,200	2,004	44,488,800	
三越伊勢丹HD	459,100	797	365,902,700	
東洋紡績	1,037,000	109	113,033,000	
ユニチカ	665,000	43	28,595,000	
富士紡ホールディングス	110,000	159	17,490,000	
日清紡ホールディングス	156,000	703	109,668,000	
倉敷紡績	234,000	156	36,504,000	
ダイワボウHD	228,000	179	40,812,000	
シキボウ	150,000	89	13,350,000	
日東紡績	198,000	244	48,312,000	
トヨタ紡織	81,800	985	80,573,000	

平成23年10月12日現在

銘柄	株数	評価額(円)		備考
		単価	金額	
クリエイトSDH	9,700	1,747	16,945,900	
バイタルKSKHD	43,600	618	26,944,800	
UKCホールディングス	13,700	767	10,507,900	
丸善CHI HD	13,100	252	3,301,200	
TOKAIホールディングス	113,100	410	46,371,000	
日本毛織	84,000	650	54,600,000	
大東紡織	38,000	57	2,166,000	
トーア紡コーポレーション	99,000	51	5,049,000	
ガイドーリミテッド	30,700	798	24,498,600	
東京建物不動産販	9,200	225	2,070,000	
野村不動産HLDGS	96,800	1,174	113,643,200	
常和ホールディングス	4,300	1,236	5,314,800	
ヒューリック	74,900	914	68,458,600	
帝国繊維	23,000	503	11,569,000	
ブックオフコーポレーション	14,100	683	9,630,300	
日本コークス工業	197,500	107	21,132,500	
ミタチ産業	3,800	416	1,580,800	
JFE商事HLDGS	156,000	347	54,132,000	
あさひ	9,500	1,701	16,159,500	
サークルKサンクス	50,200	1,353	67,920,600	
日本調剤	2,920	2,884	8,421,280	
コスモス薬品	11,600	3,840	44,544,000	
シップヘルスケアHD	30,000	1,901	57,030,000	
ソフトクリエイト	2,200	1,107	2,435,400	
セブン&アイ・HLDGS	966,800	2,258	2,183,034,400	
ツルハホールディングス	20,700	4,100	84,870,000	
サンマルクホールディングス	7,400	3,005	22,237,000	
フェリシモ	6,600	1,047	6,910,200	
トリドール	17,000	700	11,900,000	
クスリのアオキ	3,400	1,220	4,148,000	
帝人	930,000	287	266,910,000	
東レ	1,898,000	576	1,093,248,000	
クラレ	362,000	1,078	390,236,000	
旭化成	1,428,000	484	691,152,000	
サカイオーベックス	70,000	106	7,420,000	
稲葉製作所	11,900	910	10,829,000	
宮地エンジニアリングG	79,000	81	6,399,000	
三協・立山HLDGS	331,000	99	32,769,000	
トーカロ	12,600	1,519	19,139,400	
アルファCO	7,600	879	6,680,400	
SUMCO	149,900	789	118,271,100	
川田テクノロジーズ	5,700	1,268	7,227,600	
住江織物	67,000	136	9,112,000	
日本フェルト	14,700	386	5,674,200	
イチカワ	14,000	151	2,114,000	
日本バイリン	27,000	333	8,991,000	

平成23年10月12日現在

銘柄	株数	評価額(円)		備考
		単価	金額	
エコナックホールディングス	73,000	30	2,190,000	
日東製網	31,000	96	2,976,000	
芦森工業	59,000	108	6,372,000	
アツギ	192,000	89	17,088,000	
ダイニツク	47,000	134	6,298,000	
共和レザー	13,400	258	3,457,200	
セーレン	61,300	502	30,772,600	
東海染工	35,000	82	2,870,000	
小松精練	37,000	348	12,876,000	
ワコールホールディングス	146,000	947	138,262,000	
ホギメディカル	13,200	3,525	46,530,000	
レナウン	46,900	167	7,832,300	
クラウドディア	3,000	1,076	3,228,000	
T S Iホールディングス	108,800	416	45,260,800	
デジタルハーツ	16	129,300	2,068,800	
I Tホールディングス	76,500	839	64,183,500	
グリー	100,200	2,378	238,275,600	
コーエーテクモHD	45,900	736	33,782,400	
三菱総合研究所	9,000	1,382	12,438,000	
ボルテージ	2,100	1,380	2,898,000	
特種東海製紙	154,000	161	24,794,000	
ドワンゴ	115	138,100	15,881,500	
ベリサーブ	13	144,500	1,878,500	
マクロミル	28,200	960	27,072,000	
ティーガイア	186	161,700	30,076,200	
GMOペイメントゲートウェイ	50	370,000	18,500,000	
ザッパラス	127	79,800	10,134,600	
インターネットイニシアティブ	135	328,500	44,347,500	
ソネットエンタテインメント	130	332,000	43,160,000	
S R Aホールディングス	12,200	774	9,442,800	
J B I Sホールディングス	24,500	263	6,443,500	
朝日ネット	20,000	348	6,960,000	
王子製紙	1,083,000	411	445,113,000	
三菱製紙	352,000	77	27,104,000	
北越紀州製紙	152,000	527	80,104,000	
中越パルプ	95,000	123	11,685,000	
巴川製紙	42,000	175	7,350,000	
大王製紙	103,000	717	73,851,000	
日本製紙G本社	118,300	1,887	223,232,100	
レンゴー	197,000	543	106,971,000	
トーモク	77,000	220	16,940,000	
ザ・パック	16,700	1,194	19,939,800	
コ-ブケミカル	38,000	103	3,914,000	
昭和電工	1,525,000	150	228,750,000	
住友化学	1,685,000	293	493,705,000	
日本化成	47,000	154	7,238,000	

平成23年10月12日現在

銘柄	株数	評価額(円)		備考
		単価	金額	
住友精化	51,000	348	17,748,000	
日産化学	174,200	742	129,256,400	
ラサ工業	92,000	127	11,684,000	
クレハ	159,000	316	50,244,000	
テイカ	42,000	334	14,028,000	
石原産業	411,000	102	41,922,000	
片倉チツカリン	13,000	187	2,431,000	
日本曹達	146,000	353	51,538,000	
東ソー	612,000	258	157,896,000	
トクヤマ	381,000	286	108,966,000	
セントラル硝子	234,000	367	85,878,000	
東亜合成	307,000	379	116,353,000	
ダイソー	98,000	259	25,382,000	
関東電化	55,000	382	21,010,000	
電気化学	515,000	293	150,895,000	
イビデン	142,400	1,835	261,304,000	
信越化学	408,400	3,985	1,627,474,000	
日本カ-バイド	58,000	114	6,612,000	
堺化学	77,000	323	24,871,000	
エア・ウォーター	200,000	991	198,200,000	
大陽日酸	323,000	540	174,420,000	
日本化学工業	93,000	141	13,113,000	
日本パ-カラライジング	58,000	1,056	61,248,000	
高圧ガス	37,000	490	18,130,000	
チタン工業	29,000	416	12,064,000	
四国化成	34,000	441	14,994,000	
戸田工業	35,000	584	20,440,000	
ステラ ケミファ	10,700	2,088	22,341,600	
保土谷化学	56,000	275	15,400,000	
日本触媒	200,000	883	176,600,000	
大日精化	88,000	388	34,144,000	
カネカ	306,000	431	131,886,000	
協和発酵キリン	336,000	878	295,008,000	
三菱瓦斯化学	387,000	475	183,825,000	
三井化学	1,115,000	260	289,900,000	
J S R	204,600	1,407	287,872,200	
東京応化工業	44,100	1,518	66,943,800	
三菱ケミカルH L D G S	1,424,000	504	717,696,000	
日本合成化学	57,000	402	22,914,000	
ダイセル	318,000	447	142,146,000	
住友ベ-クライト	230,000	433	99,590,000	
積水化学	510,000	656	334,560,000	
日本ゼオン	229,000	727	166,483,000	
アイカ工業	71,500	1,091	78,006,500	
宇部興産	1,027,000	255	261,885,000	
積水樹脂	36,000	769	27,684,000	

平成23年10月12日現在

銘柄	株数	評価額(円)		備考
		単価	金額	
タキロン	58,000	265	15,370,000	
旭有機材	88,000	204	17,952,000	
日立化成	105,900	1,367	144,765,300	
ニチバン	22,000	271	5,962,000	
リケンテクノス	44,000	253	11,132,000	
大倉工業	59,000	296	17,464,000	
積水化成品	56,000	340	19,040,000	
群栄化学	68,000	222	15,096,000	
タイガース ポリマー	12,300	318	3,911,400	
日本カ-リット	19,900	404	8,039,600	
日本化薬	173,000	795	137,535,000	
イーピーエス	132	168,200	22,202,400	
パナソニック電工 I S	4,700	2,081	9,780,700	
フェイス	780	8,200	6,396,000	
アミューズ	7,200	1,049	7,552,800	
野村総合研究所	130,700	1,799	235,129,300	
ドリームインキュベータ	70	62,100	4,347,000	
サイバネットシステム	187	20,760	3,882,120	
T A C	13,900	191	2,654,900	
ケネディクス	2,659	9,490	25,233,910	
電通	222,500	2,483	552,467,500	
インテージ	6,900	1,499	10,343,100	
テイクアンドグヴニーズ	1,235	4,565	5,637,775	
びあ	7,600	794	6,034,400	
シンプレクスホールディング	384	25,790	9,903,360	
イオンファンタジー	8,000	1,170	9,360,000	
ソースネクスト	43	15,770	678,110	
ネクシィーズ	952	1,981	1,885,912	
メディカルシステムネットワーク	3,900	871	3,396,900	
日本精化	21,000	522	10,962,000	
A D E K A	98,200	817	80,229,400	
日油	210,000	399	83,790,000	
ミヨシ油脂	88,000	105	9,240,000	
ハリマ化成	21,100	663	13,989,300	
花 王	650,400	2,124	1,381,449,600	
第一工業製薬	45,000	237	10,665,000	
三洋化成	69,000	572	39,468,000	
武田薬品	918,800	3,635	3,339,838,000	
アステラス製薬	544,500	2,925	1,592,662,500	
大日本住友製薬	174,000	863	150,162,000	
塩野義製薬	357,500	1,125	402,187,500	
田辺三菱製薬	204,100	1,408	287,372,800	
わかもと製薬	4,000	249	996,000	
あすか製薬	29,000	624	18,096,000	
日本新薬	56,000	946	52,976,000	
中外製薬	285,000	1,236	352,260,000	

平成23年10月12日現在

銘柄	株数	評価額(円)		備考
		単価	金額	
科研製薬	104,000	1,000	104,000,000	
エーザイ	302,000	3,120	942,240,000	
ロート製薬	112,000	947	106,064,000	
小野薬品	120,000	4,340	520,800,000	
久光製薬	69,200	3,505	242,546,000	
有機合成薬品	18,000	163	2,934,000	
持田製薬	95,000	826	78,470,000	
参天製薬	76,100	3,160	240,476,000	
扶桑薬品	83,000	214	17,762,000	
日本ケミファ	38,000	315	11,970,000	
ツムラ	67,000	2,253	150,951,000	
日医工	41,500	1,933	80,219,500	
テルモ	184,100	4,075	750,207,500	
みらかホールディングス	59,600	3,140	187,144,000	
キッセイ薬品工業	49,800	1,586	78,982,800	
生化学工業	47,100	869	40,929,900	
栄研化学	19,300	992	19,145,600	
日水製薬	10,700	682	7,297,400	
鳥居薬品	16,900	1,606	27,141,400	
東和薬品	12,500	3,600	45,000,000	
沢井製薬	16,100	7,800	125,580,000	
ゼリア新薬工業	35,000	1,230	43,050,000	
第一三共	825,200	1,597	1,317,844,400	
キョーリン製薬HD	65,000	1,478	96,070,000	
大幸薬品	11,300	815	9,209,500	
ダイト	6,800	1,395	9,486,000	
大塚ホールディングス	567,800	2,061	1,170,235,800	
大正製薬HD	59,100	6,420	379,422,000	
大日本塗料	143,000	81	11,583,000	
日本ペイント	212,000	583	123,596,000	
関西ペイント	278,000	730	202,940,000	
トウベ	22,000	67	1,474,000	
中国塗料	65,000	539	35,035,000	
日本特殊塗料	18,800	320	6,016,000	
藤倉化成	31,100	391	12,160,100	
太陽ホールディングス	18,300	2,162	39,564,600	
D I C	936,000	144	134,784,000	
サカタインクス	51,000	355	18,105,000	
東洋インキS Cホールディン	221,000	301	66,521,000	
アルプス技研	11,200	640	7,168,000	
サニックス	35,500	278	9,869,000	
ダイオーズ	4,700	489	2,298,300	
日本空調サービス	6,700	685	4,589,500	
オリエンタルランド	66,100	7,780	514,258,000	
ダスキン	68,700	1,571	107,927,700	
パーク24	119,300	984	117,391,200	

平成23年10月12日現在

銘柄	株数	評価額(円)		備考
		単価	金額	
明光ネットワークジャパン	22,600	706	15,955,600	
ファルコSDホールディングス	12,400	822	10,192,800	
クレスコ	6,000	503	3,018,000	
フジ・メディア・HD	2,407	116,000	279,212,000	
秀英予備校	4,100	312	1,279,200	
田谷	900	645	580,500	
ラウンドワン	62,400	606	37,814,400	
リゾートトラスト	37,600	1,183	44,480,800	
オービック	7,950	14,750	117,262,500	
ティーディーシーソフトウェア	4,800	748	3,590,400	
ヤフー	16,922	26,580	449,786,760	
ビー・エム・エル	14,400	2,068	29,779,200	
ワタベウェディング	7,500	615	4,612,500	
トレンドマイクロ	102,000	2,486	253,572,000	
もしもしホットライン	30,400	748	22,739,200	
東急コミュニティー	6,400	2,515	16,096,000	
リソー教育	2,533	4,455	11,284,515	
日本オラクル	36,900	2,697	99,519,300	
アルファシステムズ	6,400	1,159	7,417,600	
フューチャーアーキテクト	281	32,650	9,174,650	
ウェアハウス	5,500	210	1,155,000	
シーエーシー	16,100	609	9,804,900	
ソフトバンク・テクノ	5,700	615	3,505,500	
トーセ	6,000	502	3,012,000	
ユー・エス・エス	31,890	6,580	209,836,200	
オービックビジネスC	5,900	4,100	24,190,000	
日立ビジネスソリュー	7,700	662	5,097,400	
伊藤忠テクノソリュー	32,800	3,465	113,652,000	
アイティフォー	25,800	259	6,682,200	
東京個別指導学院	17,000	121	2,057,000	
東計電算	4,500	1,113	5,008,500	
エクスネット	18	118,300	2,129,400	
テー・オー・ダブリュー	8,100	442	3,580,200	
大塚商会	18,400	5,410	99,544,000	
総合メディカル	5,000	2,814	14,070,000	
サイボウズ	304	16,970	5,158,880	
ソフトブレーン	333	7,480	2,490,840	
アグレックス	6,100	747	4,556,700	
セントラルスポーツ	8,000	926	7,408,000	
電通国際情報S	14,600	721	10,526,600	
ウェザーニューズ	6,900	2,541	17,532,900	
C I J	24,200	262	6,340,400	
WOWOW	71	163,900	11,636,900	
フルキャストホールディングス	198	13,840	2,740,320	
富士フイルムHLDGS	523,900	1,824	955,593,600	
コニカミノルタHLDGS	618,500	540	333,990,000	

平成23年10月12日現在

銘柄	株数	評価額(円)		備考
		単価	金額	
資生堂	407,000	1,473	599,511,000	
ライオン	283,000	469	132,727,000	
高砂香料	81,000	386	31,266,000	
マンダム	24,500	2,209	54,120,500	
ミルボン	13,100	2,375	31,112,500	
ファンケル	47,400	1,137	53,893,800	
コーセー	43,900	1,927	84,595,300	
ドクターシーラボ	163	490,500	79,951,500	
ポーラ・オルビスHD	27,800	2,200	61,160,000	
エステー	11,700	1,040	12,168,000	
コニシ	19,300	1,130	21,809,000	
長谷川香料	31,300	1,313	41,096,900	
小林製薬	34,000	3,965	134,810,000	
荒川化学工業	19,400	695	13,483,000	
メック	16,400	289	4,739,600	
日本高純度化学	70	200,300	14,021,000	
荏原ユーザライト	3,400	1,955	6,647,000	
アース製薬	17,600	2,859	50,318,400	
イハラケミカル	44,000	302	13,288,000	
北興化学	11,000	232	2,552,000	
大成ラミック	7,000	2,381	16,667,000	
クミアイ化学	57,000	298	16,986,000	
日本農薬	56,000	367	20,552,000	
昭和シエル石油	219,400	580	127,252,000	
コスモ石油	678,000	205	138,990,000	
富士興産	89,000	65	5,785,000	
ニチレキ	32,000	404	12,928,000	
東燃ゼネラル石油	370,000	898	332,260,000	
ユシロ化学	12,300	970	11,931,000	
ピーピー・カストロール	9,800	331	3,243,800	
AOCホールディングス	62,500	459	28,687,500	
MORESCO	4,400	768	3,379,200	
出光興産	29,100	7,530	219,123,000	
JXホールディングス	2,721,500	442	1,202,903,000	
横浜ゴム	274,000	442	121,108,000	
東洋ゴム	204,000	191	38,964,000	
ブリヂストン	768,600	1,764	1,355,810,400	
住友ゴム	191,200	963	184,125,600	
藤倉ゴム	15,500	297	4,603,500	
オカモト	90,000	331	29,790,000	
アキレス	201,000	115	23,115,000	
フコク	10,400	702	7,300,800	
ニッタ	22,000	1,494	32,868,000	
クリエートメディック	7,000	808	5,656,000	
東海ゴム工業	37,700	1,012	38,152,400	
三ツ星ベルト	60,000	417	25,020,000	

平成23年10月12日現在

銘柄	株数	評価額(円)		備考
		単価	金額	
バンドー化学	87,000	295	25,665,000	
鬼怒川ゴム	59,000	650	38,350,000	
旭硝子	1,208,000	735	887,880,000	
日本板硝子	1,050,000	165	173,250,000	
石塚硝子	31,000	158	4,898,000	
有沢製作所	38,300	364	13,941,200	
日本山村硝子	106,000	196	20,776,000	
日本電気硝子	506,000	760	384,560,000	
オハラ	9,200	737	6,780,400	
住友大阪セメント	466,000	258	120,228,000	
太平洋セメント	1,309,000	152	198,968,000	
デイ・シイ	25,500	218	5,559,000	
リゾートソリューション	23,000	141	3,243,000	
日本ヒユ-ム	21,000	304	6,384,000	
日本コンクリ-ト	40,000	170	6,800,000	
東海カーボン	219,000	376	82,344,000	
日本カーボン	115,000	247	28,405,000	
東洋炭素	13,600	3,175	43,180,000	
ノリタケ	127,000	245	31,115,000	
TOTO	352,000	669	235,488,000	
日本碍子	294,000	1,141	335,454,000	
日本特殊陶業	217,000	1,023	221,991,000	
ダントーホールディングス	37,000	78	2,886,000	
MARUWA	6,200	3,345	20,739,000	
品川リフラクトリーズ	61,000	214	13,054,000	
黒崎播磨	52,000	273	14,196,000	
東京窯業	30,000	160	4,800,000	
ニッカトー	8,800	475	4,180,000	
フジインコーポレーテッド	22,300	957	21,341,100	
エーアンドエーマテリアル	51,000	71	3,621,000	
ニチアス	118,000	414	48,852,000	
新日本製鐵	6,434,000	224	1,441,216,000	
住友金属工業	4,543,000	161	731,423,000	
神戸製鋼所	3,397,000	135	458,595,000	
日新製鋼	941,000	133	125,153,000	
中山製鋼所	125,000	85	10,625,000	
合同製鐵	137,000	194	26,578,000	
JFEホールディングス	580,700	1,426	828,078,200	
東京製鐵	135,100	703	94,975,300	
共英製鋼	26,100	1,370	35,757,000	
大和工業	55,900	2,123	118,675,700	
東京鐵鋼	51,000	214	10,914,000	
大阪製鐵	15,400	1,326	20,420,400	
淀川製鋼所	188,000	327	61,476,000	
東洋鋼鈑	59,000	312	18,408,000	
住友鋼管	16,700	457	7,631,900	

平成23年10月12日現在

銘柄	株数	評価額(円)		備考
		単価	金額	
丸一鋼管	82,100	1,832	150,407,200	
モリ工業	40,000	290	11,600,000	
大同特殊鋼	410,000	479	196,390,000	
日本高周波	97,000	87	8,439,000	
日本金属工業	189,000	73	13,797,000	
日本冶金工	126,000	131	16,506,000	
山陽特殊製鋼	121,000	449	54,329,000	
愛知製鋼	130,000	453	58,890,000	
日立金属	160,000	940	150,400,000	
日本金属	63,000	135	8,505,000	
大平洋金属	171,000	441	75,411,000	
日本電工	92,000	414	38,088,000	
栗本鉄工所	127,000	130	16,510,000	
旭テック	225,000	20	4,500,000	
日本鑄鉄管	26,000	175	4,550,000	
日本製鋼所	378,000	492	185,976,000	
三菱製鋼	148,000	218	32,264,000	
日亜鋼業	34,000	201	6,834,000	
日本精線	19,000	403	7,657,000	
日本軽金属	556,000	118	65,608,000	
大紀アルミニウム	39,000	259	10,101,000	
三井金属	708,000	204	144,432,000	
東邦亜鉛	138,000	313	43,194,000	
三菱マテリアル	1,529,000	198	302,742,000	
住友鉱山	677,000	1,023	692,571,000	
DOWAホールディングス	293,000	432	126,576,000	
古河機金	415,000	74	30,710,000	
大阪チタニウム	26,700	3,525	94,117,500	
東邦チタニウム	39,700	1,341	53,237,700	
住友軽金属	529,000	68	35,972,000	
古河スカイ	99,000	213	21,087,000	
古河電工	771,000	195	150,345,000	
住友電工	866,100	842	729,256,200	
フジクラ	368,000	243	89,424,000	
昭和電線HLDGS	297,000	74	21,978,000	
東京特殊電線	35,000	74	2,590,000	
タツタ電線	46,000	409	18,814,000	
日立電線	192,000	194	37,248,000	
沖電線	26,000	145	3,770,000	
カナレ電気	3,500	1,194	4,179,000	
平河ヒューテック	4,400	746	3,282,400	
リョービ	137,000	342	46,854,000	
アサヒHD	34,200	1,590	54,378,000	
東洋製罐	173,300	1,189	206,053,700	
ホッカカンホールディングス	59,000	258	15,222,000	
コロナ	11,300	1,376	15,548,800	

平成23年10月12日現在

銘柄	株数	評価額(円)		備考
		単価	金額	
横河ブリッジHLDGS	44,000	456	20,064,000	
日本橋梁	10,350	207	2,142,450	
駒井ハルテック	48,000	207	9,936,000	
サクラダ	222,000	17	3,774,000	
高田機工	23,000	175	4,025,000	
三和ホールディングス	245,000	242	59,290,000	
文化シャツタ-	64,000	239	15,296,000	
東洋シャツタ-	4,800	324	1,555,200	
住生活グループ	299,000	1,800	538,200,000	
日本フィルコン	18,100	423	7,656,300	
ノーリツ	48,100	1,653	79,509,300	
長府製作所	23,700	2,181	51,689,700	
リンナイ	39,500	6,150	242,925,000	
ユニプレス	33,700	2,132	71,848,400	
ダイニチ工業	12,600	958	12,070,800	
日東精工	34,000	200	6,800,000	
三洋工業	32,000	146	4,672,000	
岡 部	50,800	381	19,354,800	
日立ツール	14,300	795	11,368,500	
中国工業	38,000	82	3,116,000	
東 プ レ	47,200	730	34,456,000	
高周波熱錬	32,800	635	20,828,000	
東京製網	166,000	181	30,046,000	
パイオラックス	10,500	1,779	18,679,500	
日本発条	177,000	646	114,342,000	
中央発條	28,000	270	7,560,000	
アドバネクス	48,000	64	3,072,000	
三浦工業	39,600	2,132	84,427,200	
タ ク マ	89,000	381	33,909,000	
ツ ガ ミ	69,000	344	23,736,000	
オークマ	159,000	528	83,952,000	
東芝機械	145,000	356	51,620,000	
ア マ ダ	346,000	533	184,418,000	
アイダエンジニア	63,400	377	23,901,800	
牧野フライス	113,000	514	58,082,000	
オーエスジー	108,000	1,023	110,484,000	
ダイジェット	29,000	146	4,234,000	
旭ダイヤモンド	51,600	1,148	59,236,800	
森精機製作所	129,100	746	96,308,600	
ディスコ	24,700	4,170	102,999,000	
日東工器	14,400	1,768	25,459,200	
豊田自動織機	213,200	2,165	461,578,000	
豊和工業	128,000	59	7,552,000	
大阪機工	83,000	90	7,470,000	
石川製作所	55,000	53	2,915,000	
東洋機械金属	20,400	189	3,855,600	

平成23年10月12日現在

銘柄	株数	評価額(円)		備考
		単価	金額	
津田駒工業	59,000	151	8,909,000	
エンシュウ	56,000	90	5,040,000	
島精機製作所	31,900	1,419	45,266,100	
日阪製作所	31,000	850	26,350,000	
やまびこ	9,700	917	8,894,900	
ベガサスミシン製造	24,700	212	5,236,400	
ナプテスコ	92,400	1,600	147,840,000	
三井海洋開発	20,300	1,336	27,120,800	
レオン自動機	21,000	181	3,801,000	
S M C	73,100	11,870	867,697,000	
新川	17,500	433	7,577,500	
ホソカワミクロン	38,000	315	11,970,000	
ユニオンツール	14,500	1,354	19,633,000	
オイレス工業	24,700	1,539	38,013,300	
サト - ホールディングス	23,400	1,027	24,031,800	
日本エアータック	6,800	313	2,128,400	
日精樹脂工業	20,000	244	4,880,000	
ワイエイシイ	10,500	632	6,636,000	
小松製作所	1,161,900	1,696	1,970,582,400	
住友重機械	625,000	424	265,000,000	
日立建機	109,300	1,411	154,222,300	
日 工	33,000	280	9,240,000	
巴工業	9,200	1,408	12,953,600	
井関農機	251,000	186	46,686,000	
T O W A	23,600	348	8,212,800	
丸山製作所	56,000	176	9,856,000	
北川鉄工所	113,000	117	13,221,000	
シンニッタン	23,200	309	7,168,800	
クボタ	1,029,000	604	621,516,000	
荏原実業	6,400	1,213	7,763,200	
東洋エンジニア	154,000	269	41,426,000	
三菱化工機	76,000	155	11,780,000	
月島機械	40,000	679	27,160,000	
帝国電機製作所	8,300	1,832	15,205,600	
東京機械	74,000	53	3,922,000	
新東工業	49,400	747	36,901,800	
渋谷工業	14,200	816	11,587,200	
アイチ コーポレーション	40,600	308	12,504,800	
小森コーポレーション	64,800	504	32,659,200	
鶴見製作所	14,000	657	9,198,000	
住友精密	42,000	515	21,630,000	
酒井重工業	48,000	142	6,816,000	
荏原製作所	396,000	315	124,740,000	
石井鉄工所	36,000	138	4,968,000	
西島製作所	28,300	1,109	31,384,700	
千代田化工建	170,000	858	145,860,000	

平成23年10月12日現在

銘柄	株数	評価額(円)		備考
		単価	金額	
ダイキン工業	255,700	2,219	567,398,300	
オルガノ	42,000	595	24,990,000	
ト - ヨ - カネツ	131,000	150	19,650,000	
栗田工業	135,200	2,200	297,440,000	
椿本チエイン	125,000	404	50,500,000	
大同工業	49,000	143	7,007,000	
日本コンベヤ	78,000	73	5,694,000	
日 機 装	82,000	656	53,792,000	
木村化工機	22,300	325	7,247,500	
新興プランテック	50,500	707	35,703,500	
アネスト岩田	42,000	328	13,776,000	
ダイフク	99,500	426	42,387,000	
加藤製作所	56,000	205	11,480,000	
油研工業	43,000	171	7,353,000	
タダノ	104,000	513	53,352,000	
フジテック	69,000	393	27,117,000	
シーケーディ	65,500	476	31,178,000	
キトー	72	60,500	4,356,000	
平和	50,800	1,399	71,069,200	
理想科学工業	18,300	1,425	26,077,500	
SANKYO	70,900	4,210	298,489,000	
日本金銭機械	21,800	676	14,736,800	
マースエンジニアリング	11,700	1,303	15,245,100	
福島工業	7,500	896	6,720,000	
オーイズミ	8,500	300	2,550,000	
ダイコク電機	9,900	680	6,732,000	
ア マ ノ	65,300	680	44,404,000	
JUKI	141,000	175	24,675,000	
サンデン	133,000	246	32,718,000	
蛇の目ミシン	226,000	56	12,656,000	
ブラザー工業	302,500	985	297,962,500	
マックス	41,000	960	39,360,000	
モリタホールディングス	40,000	433	17,320,000	
グローリー	65,000	1,777	115,505,000	
大和冷機工業	34,000	381	12,954,000	
セガサミーホールディングス	232,200	1,747	405,653,400	
日本ピストンリング	91,000	163	14,833,000	
リ ケ ン	93,000	306	28,458,000	
T P R	28,500	934	26,619,000	
ホシザキ電機	47,200	1,811	85,479,200	
大豊工業	16,600	735	12,201,000	
日本精工	521,000	558	290,718,000	
N T N	542,000	351	190,242,000	
ジェイテクト	248,700	869	216,120,300	
不 二 越	235,000	406	95,410,000	
ミネベア	348,000	255	88,740,000	

平成23年10月12日現在

銘柄	株数	評価額(円)		備考
		単価	金額	
日本トムソン	80,000	468	37,440,000	
T H K	155,500	1,482	230,451,000	
ユーシン精機	11,800	1,496	17,652,800	
前澤給装工業	9,100	1,037	9,436,700	
イーグル工業	29,000	866	25,114,000	
前澤工業	17,400	179	3,114,600	
日本ピラ - 工業	25,000	478	11,950,000	
キッツ	96,300	368	35,438,400	
日立	5,258,000	389	2,045,362,000	
東芝	4,622,000	332	1,534,504,000	
三菱電機	2,342,000	685	1,604,270,000	
富士電機	705,000	209	147,345,000	
東洋電機製造	41,000	387	15,867,000	
安川電機	257,000	577	148,289,000	
シンフォニアテクノロジー	141,000	206	29,046,000	
明電舎	232,000	304	70,528,000	
オリジン電気	32,000	299	9,568,000	
デンヨー	22,200	994	22,066,800	
日立工機	62,900	608	38,243,200	
三桜工業	27,100	693	18,780,300	
マキタ	152,700	2,959	451,839,300	
東芝テック	147,000	290	42,630,000	
芝浦メカトロニクス	41,000	223	9,143,000	
マブチモーター	31,900	3,610	115,159,000	
日本電産	116,000	6,270	727,320,000	
宮越ホールディングス	6,400	236	1,510,400	
高岳製作所	92,000	209	19,228,000	
ダイヘン	129,000	305	39,345,000	
JVCケンウッド	110,900	276	30,608,400	
第一精工	6,400	2,164	13,849,600	
日新電機	39,000	569	22,191,000	
大崎電気	34,000	761	25,874,000	
オムロン	260,700	1,565	407,995,500	
日東工業	35,400	993	35,152,200	
I D E C	28,000	835	23,380,000	
エルピーダメモリ	263,400	531	139,865,400	
ジーエス・ユアサコーポ	451,000	390	175,890,000	
サクサホールディングス	61,000	124	7,564,000	
メルコホールディングス	12,900	2,351	30,327,900	
テクノメディカ	13	282,800	3,676,400	
日本電気	3,030,000	173	524,190,000	
富士通	2,257,000	398	898,286,000	
沖電気	852,000	67	57,084,000	
岩崎通信機	104,000	67	6,968,000	
電気興業	72,000	289	20,808,000	
サンケン電気	137,000	290	39,730,000	

平成23年10月12日現在

銘柄	株数	評価額(円)		備考
		単価	金額	
ナカヨ通信機	18,000	172	3,096,000	
アイホン	15,200	1,447	21,994,400	
ルネサスエレクトロニクス	60,600	535	32,421,000	
セイコーエプソン	159,800	958	153,088,400	
ワコム	460	92,900	42,734,000	
アルバック	43,000	1,067	45,881,000	
アクセル	10,900	1,793	19,543,700	
ピクセラ	9,900	200	1,980,000	
ナナオ	19,900	1,661	33,053,900	
日本信号	54,600	621	33,906,600	
京三製作所	51,000	381	19,431,000	
能美防災	31,000	489	15,159,000	
ホーチキ	19,000	404	7,676,000	
日本無線	70,000	197	13,790,000	
パナソニック	2,727,000	741	2,020,707,000	
シャープ	1,050,000	675	708,750,000	
アンリツ	102,000	876	89,352,000	
富士通ゼネラル	55,000	524	28,820,000	
日立国際電気	54,000	507	27,378,000	
ソニー	1,314,900	1,517	1,994,703,300	
T D K	131,800	2,684	353,751,200	
帝国通信工業	59,000	136	8,024,000	
ミツミ電機	82,600	550	45,430,000	
タムラ製作所	78,000	190	14,820,000	
アルプス電気	184,700	589	108,788,300	
池上通信機	76,000	49	3,724,000	
バイオニア	331,800	314	104,185,200	
日本電波工業	18,100	891	16,127,100	
日本トリム	2,750	1,813	4,985,750	
ローランド ディー・ジー	10,500	805	8,452,500	
日本コロムビア	189,000	28	5,292,000	
山水電気	1,498,000	2	2,996,000	
フオスタ - 電機	22,100	1,012	22,365,200	
クラリオン	123,000	125	15,375,000	
S M K	69,000	273	18,837,000	
ヨコオ	20,000	425	8,500,000	
東光	106,000	155	16,430,000	
ティアック	131,000	29	3,799,000	
ホシデン	58,200	559	32,533,800	
ヒロセ電機	37,800	7,490	283,122,000	
日本航空電子	54,000	524	28,296,000	
T O A	29,000	448	12,992,000	
ユニデン	69,000	277	19,113,000	
アルパイン	45,700	971	44,374,700	
スミダコーポレーション	14,700	695	10,216,500	
アイコム	13,100	1,943	25,453,300	

平成23年10月12日現在

銘柄	株数	評価額(円)		備考
		単価	金額	
船井電機	21,000	1,529	32,109,000	
横河電機	234,800	714	167,647,200	
新電元工業	83,000	324	26,892,000	
山武	65,600	1,636	107,321,600	
日本光電工業	43,400	1,903	82,590,200	
チノー	47,000	194	9,118,000	
共和電業	3,000	262	786,000	
日本電子材料	10,400	407	4,232,800	
堀場製作所	43,300	2,536	109,808,800	
アドバンテスト	159,600	842	134,383,200	
小野測器	23,000	214	4,922,000	
エスペック	24,500	519	12,715,500	
パナソニック電工SUNX	20,800	450	9,360,000	
キーエンス	52,300	20,380	1,065,874,000	
日置電機	11,500	1,505	17,307,500	
シスメックス	82,400	2,517	207,400,800	
メガチップス	21,000	1,038	21,798,000	
OBARA GROUP	16,700	945	15,781,500	
日本電産コパル電子	24,400	524	12,785,600	
ミヤチテクノス	11,500	662	7,613,000	
東京電波	7,000	381	2,667,000	
澤藤電機	14,000	263	3,682,000	
デンソー	514,300	2,320	1,193,176,000	
コーセル	34,200	1,040	35,568,000	
日立メディコ	17,000	891	15,147,000	
新日本無線	18,000	120	2,160,000	
オブテックス	16,300	994	16,202,200	
千代田インテグレ	11,500	1,050	12,075,000	
東光電気	15,000	339	5,085,000	
スタンレー電気	158,100	1,091	172,487,100	
岩崎電気	85,000	172	14,620,000	
ウシオ電機	142,100	1,159	164,693,900	
岡谷電機	12,900	361	4,656,900	
ヘリオステクノH	21,900	154	3,372,600	
日本セラミック	15,400	1,499	23,084,600	
新神戸電機	18,000	1,473	26,514,000	
日本デジタル研究所	19,900	810	16,119,000	
古河電池	17,000	388	6,596,000	
双信電機	11,400	366	4,172,400	
山一電機	23,600	200	4,720,000	
図研	13,900	594	8,256,600	
日本電子	87,000	218	18,966,000	
カシオ	223,300	447	99,815,100	
ファナック	243,800	11,580	2,823,204,000	
日本シイエムケイ	45,900	318	14,596,200	
エンプラス	11,800	1,719	20,284,200	

平成23年10月12日現在

銘柄	株数	評価額(円)		備考
		単価	金額	
ローム	115,400	4,035	465,639,000	
浜松ホトニクス	91,400	3,220	294,308,000	
三井ハイテック	28,000	378	10,584,000	
新光電気工業	58,700	602	35,337,400	
京セラ	194,700	6,830	1,329,801,000	
協栄産業	25,000	133	3,325,000	
太陽誘電	104,900	576	60,422,400	
村田製作所	245,600	4,280	1,051,168,000	
ユーシン	32,600	675	22,005,000	
双葉電子工業	40,200	1,551	62,350,200	
日東電工	202,100	3,335	674,003,500	
北陸電気工業	95,000	117	11,115,000	
東海理化電機	54,800	1,336	73,212,800	
ニチコン	73,700	940	69,278,000	
日本ケミコン	145,000	273	39,585,000	
K O A	29,500	802	23,659,000	
三井造船	906,000	127	115,062,000	
日立造船	985,000	116	114,260,000	
佐世保重工業	153,000	126	19,278,000	
三菱重工業	3,925,000	327	1,283,475,000	
川崎重工業	1,822,000	196	357,112,000	
I H I	1,600,000	177	283,200,000	
日本車輛	86,000	324	27,864,000	
日本輸送機	28,000	214	5,992,000	
近畿車輛	35,000	261	9,135,000	
日産自動車	2,958,400	722	2,135,964,800	
いすゞ自動車	1,357,000	313	424,741,000	
トヨタ自動車	3,008,800	2,582	7,768,721,600*	
日野自動車	293,000	459	134,487,000	
三菱自動車工業	4,834,000	104	502,736,000	
エフテック	8,100	992	8,035,200	
武蔵精密工業	22,700	1,802	40,905,400	
トヨタ車体	42,600	1,163	49,543,800	
日産車体	92,000	687	63,204,000	
関東自動車	35,600	643	22,890,800	
新明和工業	105,000	285	29,925,000	
極東開発工業	43,800	427	18,702,600	
日信工業	47,600	1,102	52,455,200	
トピー工業	193,000	186	35,898,000	
ティラド	85,000	284	24,140,000	
曙ブレーキ	109,000	372	40,548,000	
タチエス	30,600	1,437	43,972,200	
N O K	113,200	1,390	157,348,000	
フタバ産業	66,200	599	39,653,800	
カヤバ工業	146,000	429	62,634,000	
シロキ工業	52,000	238	12,376,000	

銘柄	株数	評価額(円)		備考
		単価	金額	
市光工業	57,000	129	7,353,000	
大同メタル工業	36,000	895	32,220,000	
プレス工業	108,000	343	37,044,000	
カルソニックカンセイ	119,000	453	53,907,000	
太平洋工業	48,000	417	20,016,000	
ケーヒン	48,400	1,222	59,144,800	
河西工業	29,000	443	12,847,000	
アイシン精機	192,800	2,473	476,794,400	
富士機工	27,000	238	6,426,000	
マ ッ ダ	1,812,000	156	282,672,000	
ダイハツ	248,000	1,416	351,168,000	
愛知機械	53,000	228	12,084,000	
今仙電機製作所	15,800	988	15,610,400	
本田技研	1,975,800	2,295	4,534,461,000	
スズキ	489,500	1,651	808,164,500	
富士重工業	740,000	460	340,400,000	
ヤマハ発動機	381,400	1,066	406,572,400	
ショーワ	49,800	468	23,306,400	
小糸製作所	117,000	1,157	135,369,000	
T B K	24,000	334	8,016,000	
エクセディ	28,200	2,857	80,567,400	
ミツバ	43,000	599	25,757,000	
豊田合成	66,100	1,349	89,168,900	
愛三工業	28,400	706	20,050,400	
ヨ ロ ズ	14,000	1,918	26,852,000	
エフ・シー・シー	34,500	1,539	53,095,500	
新家工業	56,000	121	6,776,000	
シマノ	88,600	4,010	355,286,000	
タカタ	36,200	1,691	61,214,200	
テイ・エス テック	44,500	1,116	49,662,000	
小 野 建	20,300	664	13,479,200	
はるやま商事	11,100	369	4,095,900	
佐鳥電機	17,200	486	8,359,200	
カップリエイト	17,000	1,670	28,390,000	
エコートレーディング	5,900	718	4,236,200	
伯東	14,300	699	9,995,700	
コンドーテック	8,400	887	7,450,800	
中山福	14,400	575	8,280,000	
ライトオン	17,400	493	8,578,200	
ナガイレーベン	30,800	1,131	34,834,800	
ジーンズメイト	7,800	175	1,365,000	
三菱食品	22,500	1,850	41,625,000	
良品計画	26,500	4,015	106,397,500	
三城ホールディングス	28,700	690	19,803,000	
松田産業	17,000	1,170	19,890,000	
メディバルHD	213,200	770	164,164,000	

平成23年10月12日現在

銘柄	株数	評価額(円)		備考
		単価	金額	
アドヴァン	14,100	701	9,884,100	
S P K	5,300	1,297	6,874,100	
アズワン	15,200	1,577	23,970,400	
スズデン	8,000	524	4,192,000	
尾家産業	6,800	822	5,589,600	
シモジマ	15,900	1,019	16,202,100	
ドウシシャ	11,000	2,067	22,737,000	
コナカ	27,000	293	7,911,000	
高速	13,800	659	9,094,200	
ハウス ローゼ	2,700	1,242	3,353,400	
G - 7ホールディングス	6,000	384	2,304,000	
イオン北海道	17,400	350	6,090,000	
コジマ	28,100	536	15,061,600	
コーナン商事	23,400	1,446	33,836,400	
黒田電気	30,900	875	27,037,500	
ネットワンシステムズ	562	209,400	117,682,800	
エコス	8,400	463	3,889,200	
ワタミ	27,300	1,902	51,924,600	
マルシェ	6,800	685	4,658,000	
ドン・キホーテ	44,700	2,963	132,446,100	
丸文	18,700	307	5,740,900	
メガネトップ	36,300	755	27,406,500	
西松屋チェーン	50,500	579	29,239,500	
ゼンショーホールディングス	87,900	1,035	90,976,500	
ハピネット	6,300	1,295	8,158,500	
幸楽苑	14,600	1,128	16,468,800	
トーメンエレクトロニクス	9,500	926	8,797,000	
ハークスレイ	6,600	502	3,313,200	
サイゼリヤ	34,100	1,320	45,012,000	
エクセル	11,400	722	8,230,800	
マルカキカイ	7,900	648	5,119,200	
アルゴグラフィックス	8,800	993	8,738,400	
ガリバーインターナショナル	6,220	3,320	20,650,400	
日本エム・ディ・エム	20,400	175	3,570,000	
ポプラ	7,600	432	3,283,200	
ユナイテッドアローズ	21,700	1,468	31,855,600	
進和	14,100	874	12,323,400	
エスケイジャパン	5,500	241	1,325,500	
ダイトエレクトロン	10,600	640	6,784,000	
ハイデイ日高	10,300	1,236	12,730,800	
シークス	14,600	1,062	15,505,200	
京都きもの友禅	15,100	939	14,178,900	
コロワイド	77,000	500	38,500,000	
田中商事	7,400	408	3,019,200	
オーハシテクニカ	13,100	576	7,545,600	
壱番屋	9,400	2,397	22,531,800	

銘柄	株数	評価額(円)		備考
		単価	金額	
マクニカ	10,500	1,729	18,154,500	
白銅	7,900	759	5,996,100	
トップカルチャー	9,200	385	3,542,000	
スギホールディングス	36,800	2,106	77,500,800	
島津製作所	280,000	657	183,960,000	
J M S	32,000	266	8,512,000	
クボテック	52	24,010	1,248,520	
モリテックス	4,800	304	1,459,200	
長野計器	15,600	797	12,433,200	
ブイ・テクノロジー	34	321,000	10,914,000	
スター精密	42,100	755	31,785,500	
東京計器	82,000	119	9,758,000	
愛知時計	26,000	247	6,422,000	
日本電産トーソク	14,100	934	13,169,400	
東京精密	45,000	1,438	64,710,000	
ニコン	408,000	1,780	726,240,000	
トプコン	54,100	374	20,233,400	
オリンパス	276,200	2,373	655,422,600	
理研計器	19,300	552	10,653,600	
大日本スクリーン	258,000	563	145,254,000	
キヤノン電子	21,500	2,128	45,752,000	
タムロン	21,600	2,366	51,105,600	
HOYA	537,700	1,895	1,018,941,500	
ノーリツ鋼機	21,500	361	7,761,500	
エー・アンド・デイ	22,900	278	6,366,200	
キヤノン	1,454,800	3,530	5,135,444,000	
リコー	704,000	683	480,832,000	
日本電産コパル	18,400	885	16,284,000	
日本電産サンキョー	56,000	459	25,704,000	
シチズンホールディングス	254,600	393	100,057,800	
リズム時計	117,000	109	12,753,000	
大研医器	3,800	861	3,271,800	
パラマウントベッドHD	18,500	2,204	40,774,000	
SRIスポーツ	15,300	825	12,622,500	
バンダイナムコHLDGS	250,900	1,058	265,452,200	
共立印刷	28,000	156	4,368,000	
フランスベッドHLDGS	159,000	121	19,239,000	
パイロットコーポレーション	212	165,300	35,043,600	
エイベックス・グループHD	43,800	926	40,558,800	
トッパン・フォームズ	50,200	609	30,571,800	
フジシールインターナショナル	24,000	1,496	35,904,000	
タカラトミー	69,900	590	41,241,000	
廣済堂	18,000	174	3,132,000	
アーク	79,300	74	5,868,200	
レック	6,500	1,556	10,114,000	
タカノ	9,500	494	4,693,000	

平成23年10月12日現在

銘柄	株数	評価額(円)		備考
		単価	金額	
プロネクス	26,800	389	10,425,200	
ホクシン	17,700	139	2,460,300	
ウッドワン	40,000	307	12,280,000	
大建工業	96,000	257	24,672,000	
きもと	22,000	596	13,112,000	
凸版印刷	661,000	584	386,024,000	
大日本印刷	713,000	822	586,086,000	
図書印刷	38,000	149	5,662,000	
共同印刷	73,000	188	13,724,000	
日本写真印刷	42,500	925	39,312,500	
光村印刷	3,000	250	750,000	
藤森工業	17,700	1,275	22,567,500	
宝印刷	13,800	611	8,431,800	
前澤化成工業	17,800	851	15,147,800	
アシックス	218,000	1,001	218,218,000	
ツツミ	10,300	1,991	20,507,300	
ジェイ エス ピー	16,000	1,298	20,768,000	
ニチハ	24,500	904	22,148,000	
ローランド	22,400	655	14,672,000	
エフピコ	12,000	5,180	62,160,000	
小松ウオール工業	9,100	666	6,060,600	
ヤマハ	186,500	773	144,164,500	
河合楽器	87,000	164	14,268,000	
クリナップ	24,300	485	11,785,500	
ビジョン	16,200	2,883	46,704,600	
天馬	22,000	686	15,092,000	
兼松日産農林	36,000	139	5,004,000	
キングジム	20,000	566	11,320,000	
リンテック	50,000	1,560	78,000,000	
田崎真珠	50,000	52	2,600,000	
信越ポリマー	48,400	395	19,118,000	
東リ	65,000	146	9,490,000	
イトーキ	49,900	174	8,682,600	
任天堂	133,900	11,600	1,553,240,000	
三菱鉛筆	19,800	1,345	26,631,000	
タカラスタンダ - ド	108,000	635	68,580,000	
コクヨ	121,800	623	75,881,400	
ナカバヤシ	49,000	184	9,016,000	
ニフコ	46,900	2,004	93,987,600	
グローブライド	107,000	85	9,095,000	
岡村製作所	90,000	559	50,310,000	
日本バルカー	103,000	201	20,703,000	
MUTOHホールディングス	29,000	122	3,538,000	
伊藤忠	1,613,600	767	1,237,631,200	
丸紅	2,022,000	419	847,218,000	
スクロール	32,800	255	8,364,000	

平成23年10月12日現在

銘柄	株数	評価額(円)		備考
		単価	金額	
高島	40,000	176	7,040,000	
F & A アクアホールディングス	17,800	792	14,097,600	
三陽商会	120,000	181	21,720,000	
長瀬産業	131,000	953	124,843,000	
ナイガイ	71,000	35	2,485,000	
蝶理	156,000	87	13,572,000	
豊田通商	257,900	1,309	337,591,100	
オンワ - ドホールディングス	163,000	599	97,637,000	
三共生興	40,100	258	10,345,800	
兼松	524,000	68	35,632,000	
美津濃	116,000	371	43,036,000	
ツカモトコーポレーション	41,000	80	3,280,000	
ファミリーマート	78,000	3,080	240,240,000	
ルック	40,000	167	6,680,000	
三井物産	1,995,300	1,114	2,222,764,200	
日本紙パルプ	131,000	276	36,156,000	
東京エレクトロン	183,800	3,965	728,767,000	
日立ハイテクノロジーズ	70,000	1,621	113,470,000	
カメイ	27,000	562	15,174,000	
東都水産	38,000	125	4,750,000	
スターゼン	79,000	236	18,644,000	
セイコーHD	122,000	186	22,692,000	
山善	89,300	565	50,454,500	
椿本興業	25,000	206	5,150,000	
住友商事	1,273,600	961	1,223,929,600	
日本ユニシス	63,600	462	29,383,200	
内田洋行	54,000	203	10,962,000	
三菱商事	1,803,700	1,544	2,784,912,800	
第一実業	50,000	329	16,450,000	
キヤノンマーケティングJPN	76,800	951	73,036,800	
西華産業	88,000	211	18,568,000	
佐藤商事	20,900	452	9,446,800	
菱洋エレクトロ	28,500	722	20,577,000	
東京産業	25,000	255	6,375,000	
ユアサ商事	237,000	112	26,544,000	
神鋼商事	60,000	183	10,980,000	
阪和興業	217,000	340	73,780,000	
カナデン	2,000	525	1,050,000	
菱電商事	38,000	457	17,366,000	
ニプロ	93,200	712	66,358,400	
フルサト工業	13,900	588	8,173,200	
岩谷産業	258,000	271	69,918,000	
すてきナイスグループ	101,000	161	16,261,000	
昭光通商	86,000	118	10,148,000	
ニチモウ	35,000	143	5,005,000	
極東貿易	29,000	193	5,597,000	

平成23年10月12日現在

銘柄	株数	評価額(円)		備考
		単価	金額	
イワキ	35,000	206	7,210,000	
兼松エレクトロニクス	15,200	798	12,129,600	
三愛石油	56,000	352	19,712,000	
稲畑産業	62,700	428	26,835,600	
G S Iクレオス	61,000	99	6,039,000	
明和産業	19,200	234	4,492,800	
ゴ-ルドウイン	55,000	250	13,750,000	
ユニ・チャ-ム	135,200	3,510	474,552,000	
デサント	61,000	454	27,694,000	
ヤマトインタ-ナショナル	15,500	333	5,161,500	
東邦ホールディングス	70,500	957	67,468,500	
サンゲツ	41,000	2,026	83,066,000	
ミツウロコグループ	37,600	495	18,612,000	
シナネン	51,000	342	17,442,000	
伊藤忠エネクス	51,500	447	23,020,500	
サンリオ	64,700	3,670	237,449,000	
サンワテクノス	11,300	693	7,830,900	
リョ-サン	37,800	1,641	62,029,800	
新光商事	21,900	607	13,293,300	
トーホ-	51,000	314	16,014,000	
三信電気	28,800	674	19,411,200	
東陽テクニカ	34,000	856	29,104,000	
モスフードサービス	30,400	1,531	46,542,400	
加賀電子	23,200	808	18,745,600	
三益半導体	20,700	670	13,869,000	
ソーダニツカ	2,000	350	700,000	
立花エレテック	14,300	611	8,737,300	
木曽路	26,400	1,415	37,356,000	
千趣会	41,700	572	23,852,400	
タカキュー	18,500	141	2,608,500	
ケーヨー	43,500	474	20,619,000	
アデランス	26,500	756	20,034,000	
上新電機	50,000	822	41,100,000	
日本瓦斯	22,200	1,327	29,459,400	
ベスト電器	72,000	225	16,200,000	
マルエツ	48,000	279	13,392,000	
ロイヤルホールディングス	38,800	894	34,687,200	
東天紅	17,000	123	2,091,000	
いなげや	26,200	915	23,973,000	
島忠	52,200	1,803	94,116,600	
チヨダ	30,300	1,299	39,359,700	
鈴丹	5,500	109	599,500	
ライフコーポレーション	14,600	1,481	21,622,600	
カスミ	47,900	515	24,668,500	
リンガーハット	17,900	1,060	18,974,000	
さが美	20,000	81	1,620,000	

平成23年10月12日現在

銘柄	株数	評価額(円)		備考
		単価	金額	
MR MAX	23,300	303	7,059,900	
テンアライド	13,800	261	3,601,800	
AOKIホールディングス	21,400	1,121	23,989,400	
オークワ	33,000	1,076	35,508,000	
コメリ	31,600	2,477	78,273,200	
青山商事	58,700	1,239	72,729,300	
しまむら	24,100	8,000	192,800,000	
CFSコーポレーション	21,000	343	7,203,000	
高島屋	313,000	581	181,853,000	
松屋	42,700	472	20,154,400	
エイチ・ツー・オーリテイリング	135,000	602	81,270,000	
丸栄	40,000	83	3,320,000	
ニッセンHD	46,100	504	23,234,400	
パルコ	60,100	573	34,437,300	
丸井グループ	301,400	603	181,744,200	
クレディセゾン	175,300	1,586	278,025,800	
原信ナルスHLDGS	13,900	1,259	17,500,100	
井筒屋	126,000	46	5,796,000	
ダイエー	107,550	294	31,619,700	
イズミヤ	81,000	356	28,836,000	
イオン	814,600	1,083	882,211,800	
ユニー	187,800	713	133,901,400	
イズミ	55,400	1,248	69,139,200	
東武ストア	31,000	261	8,091,000	
平和堂	46,900	998	46,806,200	
フジ	25,700	1,821	46,799,700	
ヤオコー	10,200	2,682	27,356,400	
ゼビオ	27,800	1,993	55,405,400	
ケーズホールディングス	53,200	2,948	156,833,600	
Paltac	18,800	1,361	25,586,800	
OLYMPIC	15,800	623	9,843,400	
日産東京販売HD	34,000	107	3,638,000	
新生銀行	1,600,000	90	144,000,000	
あおぞら銀行	841,000	189	158,949,000	
三菱UFJフィナンシャルG	17,497,200	333	5,826,567,600	
りそなホールディングス	1,426,200	342	487,760,400	
三井住友トラストHD	4,414,000	255	1,125,570,000	
三井住友フィナンシャルG	1,762,100	2,104	3,707,458,400	
第四銀行	301,000	251	75,551,000	
北越銀行	260,000	159	41,340,000	
西日本シティ銀行	810,000	220	178,200,000	
札幌北洋ホール	347,400	248	86,155,200	
千葉銀行	911,000	502	457,322,000	
横浜銀行	1,583,000	369	584,127,000	
常陽銀行	890,000	335	298,150,000	
群馬銀行	527,000	415	218,705,000	

平成23年10月12日現在

銘柄	株数	評価額(円)		備考
		単価	金額	
武蔵野銀行	37,300	2,537	94,630,100	
千葉興業銀行	44,000	457	20,108,000	
筑波銀行	102,100	263	26,852,300	
東京都民銀行	43,800	959	42,004,200	
七十七銀行	390,000	309	120,510,000	
青森銀行	185,000	241	44,585,000	
秋田銀行	159,000	233	37,047,000	
山形銀行	141,000	396	55,836,000	
岩手銀行	15,600	3,600	56,160,000	
東邦銀行	195,000	208	40,560,000	
東北銀行	130,000	134	17,420,000	
みちのく銀行	116,000	159	18,444,000	
ふくおかフィナンシャルG	937,000	313	293,281,000	
静岡銀行	698,000	775	540,950,000	
十六銀行	290,000	231	66,990,000	
スルガ銀行	244,000	699	170,556,000	
八十二銀行	426,000	449	191,274,000	
山梨中央銀行	141,000	318	44,838,000	
大垣共立銀行	308,000	248	76,384,000	
福井銀行	200,000	242	48,400,000	
北國銀行	258,000	291	75,078,000	
清水銀行	7,900	3,245	25,635,500	
滋賀銀行	217,000	512	111,104,000	
南都銀行	215,000	425	91,375,000	
百五銀行	209,000	321	67,089,000	
京都銀行	413,000	667	275,471,000	
三重銀行	104,000	183	19,032,000	
ほくほくフィナンシャルG	1,619,000	152	246,088,000	
広島銀行	682,000	363	247,566,000	
山陰合同銀行	137,000	543	74,391,000	
中国銀行	189,000	1,086	205,254,000	
鳥取銀行	74,000	169	12,506,000	
伊予銀行	247,000	746	184,262,000	
百十四銀行	271,000	323	87,533,000	
四国銀行	167,000	292	48,764,000	
阿波銀行	191,000	530	101,230,000	
鹿児島銀行	149,000	528	78,672,000	
大分銀行	150,000	237	35,550,000	
宮崎銀行	154,000	169	26,026,000	
肥後銀行	181,000	435	78,735,000	
佐賀銀行	141,000	187	26,367,000	
十八銀行	148,000	214	31,672,000	
沖縄銀行	17,500	3,340	58,450,000	
琉球銀行	48,700	997	48,553,900	
八千代銀行	12,100	2,066	24,998,600	
みずほフィナンシャルG	31,022,300	111	3,443,475,300	

平成23年10月12日現在

銘柄	株数	評価額(円)		備考
		単価	金額	
紀陽ホールディングス	919,000	116	106,604,000	
山口フィナンシャルG	231,000	739	170,709,000	
フィデック	141	7,930	1,118,130	
芙蓉総合リース	22,000	2,788	61,336,000	
興銀リース	32,200	1,841	59,280,200	
東京センチュリーリース	54,200	1,518	82,275,600	
SBIホールディングス	28,074	6,580	184,726,920	
日本証券金融	95,600	380	36,328,000	
大阪証券金融	28,500	138	3,933,000	
アイフル	190,700	113	21,549,100	
日本アジア投資	158,000	62	9,796,000	
ポケットカード	22,200	284	6,304,800	
長野銀行	81,000	169	13,689,000	
名古屋銀行	209,000	259	54,131,000	
愛知銀行	7,700	4,405	33,918,500	
第三銀行	142,000	168	23,856,000	
中京銀行	96,000	197	18,912,000	
東日本銀行	122,000	160	19,520,000	
大光銀行	88,000	226	19,888,000	
愛媛銀行	146,000	237	34,602,000	
トマト銀行	92,000	144	13,248,000	
みなと銀行	239,000	138	32,982,000	
京葉銀行	190,000	387	73,530,000	
関西アーバン銀行	323,000	144	46,512,000	
栃木銀行	116,000	275	31,900,000	
北日本銀行	7,300	1,872	13,665,600	
東和銀行	248,000	95	23,560,000	
福島銀行	284,000	39	11,076,000	
大東銀行	149,000	60	8,940,000	
リコーリース	15,900	1,703	27,077,700	
イオン クレジットサービス	102,700	1,287	132,174,900	
アコム	46,420	1,518	70,465,560	
プロミス	117,500	774	90,945,000	
ジャックス	153,000	255	39,015,000	
オリコ	317,000	73	23,141,000	
日立キャピタル	54,600	911	49,740,600	
オリックス	120,210	6,450	775,354,500	
三菱UFJリース	58,590	3,190	186,902,100	
ジャフコ	31,600	1,518	47,968,800	
トモニホールディングス	177,600	327	58,075,200	
大和証券G本社	2,290,000	275	629,750,000	
野村ホールディングス	4,867,000	280	1,362,760,000	
岡三証券グループ	197,000	257	50,629,000	
丸三証券	73,000	309	22,557,000	
東洋証券	88,000	112	9,856,000	
東海東京HD	265,000	226	59,890,000	

平成23年10月12日現在

銘柄	株数	評価額(円)		備考
		単価	金額	
光世証券	57,000	61	3,477,000	
水戸証券	64,000	100	6,400,000	
いちよし証券	52,400	452	23,684,800	
松井証券	137,700	345	47,506,500	
NK S Jホールディングス	483,500	1,540	744,590,000	
だいこう証券ビジ	13,500	252	3,402,000	
マネックスG	1,357	10,830	14,696,310	
カブドットコム証券	94,400	213	20,107,200	
極東証券	31,500	535	16,852,500	
岩井コスモホールディング	22,000	277	6,094,000	
フィデアホール	132,900	214	28,440,600	
池田泉州HD	865,200	118	102,093,600	
MS & AD	690,800	1,580	1,091,464,000	
SONY FH	221,200	1,247	275,836,400	
小林洋行	5,200	177	920,400	
第一生命	12,360	84,200	1,040,712,000	
東京海上HD	877,500	1,883	1,652,332,500	
アサックス	32	99,100	3,171,200	
NECキャピタルソリューション	6,300	1,029	6,482,700	
T & Dホールディングス	842,300	776	653,624,800	
三井不動産	1,089,000	1,230	1,339,470,000	
三菱地所	1,618,000	1,294	2,093,692,000	
平和不動産	209,500	167	34,986,500	
東京建物	452,000	235	106,220,000	
ダイビル	68,000	535	36,380,000	
サンケイビル	44,900	340	15,266,000	
東急不動産	465,000	283	131,595,000	
京阪神ビルディング	27,700	368	10,193,600	
住友不動産	554,000	1,485	822,690,000	
東宝不動産	24,900	404	10,059,600	
太平洋興発	80,000	65	5,200,000	
大京	387,000	131	50,697,000	
テーオーシー	89,700	354	31,753,800	
東京楽天地	27,000	273	7,371,000	
レオパレス21	138,700	202	28,017,400	
フジ住宅	24,200	362	8,760,400	
空港施設	24,500	315	7,717,500	
明和地所	13,400	361	4,837,400	
住友不動産販売	8,310	3,245	26,965,950	
ゴールドクレスト	20,790	1,436	29,854,440	
東栄住宅	17,600	775	13,640,000	
日本エスリード	10,200	642	6,548,400	
東急リバブル	24,400	685	16,714,000	
飯田産業	26,100	645	16,834,500	
日神不動産	13,500	382	5,157,000	
アーネストワン	42,900	778	33,376,200	

平成23年10月12日現在

銘柄	株数	評価額(円)		備考
		単価	金額	
タカラレーベン	21,600	397	8,575,200	
サンヨーハウジ 名古屋	99	74,500	7,375,500	
イオンモール	105,200	1,817	191,148,400	
フージャースコーポレーション	353	26,600	9,389,800	
タクトホーム	122	69,600	8,491,200	
ランド	24,700	13	321,100	
エヌ・ティ・ティ都市開発	1,674	55,400	92,739,600	
サンフロンティア不動産	211	8,150	1,719,650	
ランドビジネス	160	16,640	2,662,400	
東武鉄道	1,221,000	377	460,317,000	
相鉄ホールディングス	369,000	256	94,464,000	
東京急行	1,287,000	390	501,930,000	
京浜急行	602,000	725	436,450,000	
小田急電鉄	751,000	757	568,507,000	
京王電鉄	608,000	551	335,008,000	
京成電鉄	377,000	537	202,449,000	
富士急行	65,000	465	30,225,000	
新京成電鉄	23,000	354	8,142,000	
東日本旅客鉄道	407,200	4,750	1,934,200,000	
西日本旅客鉄道	218,200	3,335	727,697,000	
東海旅客鉄道	2,032	675,000	1,371,600,000	
西日本鉄道	304,000	363	110,352,000	
ハマキョウレックス	6,700	2,345	15,711,500	
サカイ引越センター	4,300	1,715	7,374,500	
近畿鉄道	2,116,000	281	594,596,000	
阪急阪神HLDGS	1,571,000	337	529,427,000	
南海電鉄	489,000	326	159,414,000	
京阪電鉄	526,000	366	192,516,000	
名糖運輸	9,400	619	5,818,600	
名古屋鉄道	818,000	222	181,596,000	
日本通運	927,000	321	297,567,000	
ヤマトホールディングス	476,500	1,381	658,046,500	
山 九	285,000	336	95,760,000	
日 新	89,000	191	16,999,000	
丸 運	12,500	191	2,387,500	
丸全昭和運輸	79,000	283	22,357,000	
センコー	94,000	307	28,858,000	
トナミホールディングス	48,000	168	8,064,000	
日本梱包運輸	70,300	909	63,902,700	
日石輸送	28,000	189	5,292,000	
福山通運	162,000	424	68,688,000	
セイノーホールディングス	181,000	616	111,496,000	
神奈川中央交通	25,000	430	10,750,000	
日立物流	40,600	1,413	57,367,800	
日本郵船	1,978,000	202	399,556,000	
商船三井	1,139,000	301	342,839,000	

平成23年10月12日現在

銘柄	株数	評価額(円)		備考
		単価	金額	
川崎汽船	723,000	159	114,957,000	
N S ユナイテッド海運	84,000	115	9,660,000	
乾 汽 船	27,700	298	8,254,600	
明治海運	21,500	219	4,708,500	
飯野海運	113,300	399	45,206,700	
共栄タンカー	21,000	118	2,478,000	
第一中央汽船	152,000	103	15,656,000	
全日本空輸	3,122,000	243	758,646,000	
パスコ	27,000	258	6,966,000	
国際航業H L D G S	14,000	200	2,800,000	
三菱倉庫	166,000	871	144,586,000	
三井倉庫	109,000	289	31,501,000	
住友倉庫	171,000	357	61,047,000	
渋沢倉庫	62,000	232	14,384,000	
ヤマタネ	115,000	122	14,030,000	
東陽倉庫	30,000	170	5,100,000	
日本トランスシティ	50,000	237	11,850,000	
ケイヒン	45,000	89	4,005,000	
安田倉庫	20,700	470	9,729,000	
東洋埠頭	71,000	133	9,443,000	
宇徳	17,500	253	4,427,500	
上 組	259,000	682	176,638,000	
サンリツ	1,700	545	926,500	
キムラユニティー	4,800	695	3,336,000	
キューソー流通システム	8,000	875	7,000,000	
郵船ロジスティクス	18,400	976	17,958,400	
近鉄エクスプレス	20,900	2,239	46,795,100	
東海運	12,400	192	2,380,800	
バンテック	27	134,500	3,631,500	
東京放送H D	124,700	947	118,090,900	
日本テレビ放送網	20,290	11,540	234,146,600	
テレビ朝日	586	129,100	75,652,600	
スカパーJ S A T H D	1,759	39,550	69,568,450	
テレビ東京H D	10,700	1,156	12,369,200	
アイ・ティー・シーネットワーク	20,700	484	10,018,800	
イー・アクセス	1,260	19,810	24,960,600	
N E C モバイルリング	8,500	2,761	23,468,500	
日本電信電話	868,100	3,865	3,355,206,500	
K D D I	3,587	581,000	2,084,047,000	
光通信	29,700	1,721	51,113,700	
エヌ・ティ・ティ・ドコモ	19,046	143,500	2,733,101,000	
G M O インターネット	68,500	350	23,975,000	
学研ホールディングス	70,000	158	11,060,000	
ゼンリン	33,500	720	24,120,000	
昭文社	14,200	575	8,165,000	
角川グループH L D G S	21,800	2,664	58,075,200	

銘柄	株数	評価額(円)		備考
		単価	金額	
インプレスホールディングス	19,300	88	1,698,400	
東京電力	1,723,800	215	370,617,000	
中部電力	716,600	1,505	1,078,483,000	
関西電力	955,600	1,212	1,158,187,200	
中国電力	323,700	1,262	408,509,400	
北陸電力	229,400	1,349	309,460,600	
東北電力	585,100	1,008	589,780,800	
四国電力	232,200	2,085	484,137,000	
九州電力	517,100	1,113	575,532,300	
北海道電力	219,100	1,075	235,532,500	
沖縄電力	14,000	3,260	45,640,000	
電源開発	145,300	2,131	309,634,300	
東京瓦斯	2,828,000	344	972,832,000	
大阪瓦斯	2,273,000	312	709,176,000	
東邦瓦斯	596,000	496	295,616,000	
北海道瓦斯	47,000	274	12,878,000	
西部瓦斯	265,000	205	54,325,000	
静岡瓦斯	61,000	502	30,622,000	
アイネット	10,300	461	4,748,300	
松竹	142,000	719	102,098,000	
東宝	151,400	1,337	202,421,800	
エイチ・アイ・エス	24,900	2,290	57,021,000	
東映	97,000	373	36,181,000	
葵プロモーション	7,500	411	3,082,500	
NTTデータ	1,631	254,400	414,926,400	
共立メンテナンス	11,100	1,289	14,307,900	
イチネンホールディングス	26,000	390	10,140,000	
建設技術研究所	14,000	558	7,812,000	
アインファーマシーズ	12,700	3,490	44,323,000	
燦ホールディングス	4,900	1,304	6,389,600	
スバル興業	3,000	231	693,000	
東京テアトル	96,000	116	11,136,000	
ホリプロ	8,800	673	5,922,400	
よみうりランド	56,000	261	14,616,000	
東京都競馬	190,000	108	20,520,000	
常磐興産	76,000	81	6,156,000	
カナモト	32,000	549	17,568,000	
東京ドーム	182,000	181	32,942,000	
DTS	22,000	961	21,142,000	
スクウェア・エニックス・HD	75,500	1,324	99,962,000	
シーイーシー	15,700	379	5,950,300	
カプコン	49,200	1,981	97,465,200	
東海観光	108,000	19	2,052,000	
日本空港ビルデング	73,700	1,122	82,691,400	
トランス・コスモス	31,900	936	29,858,400	
乃村工藝社	48,000	239	11,472,000	

平成23年10月12日現在

銘柄	株数	評価額(円)		備考
		単価	金額	
ジャステック	15,900	501	7,965,900	
SCSK	50,988	1,211	61,746,468	
藤田観光	63,000	268	16,884,000	
近畿日本ツーリスト	77,000	88	6,776,000	
日本管財	9,200	1,435	13,202,000	
トーカイ	10,800	1,741	18,802,800	
白洋舎	5,000	214	1,070,000	
セコム	254,400	3,690	938,736,000	
日本システムウエア	9,100	297	2,702,700	
セントラル警備保障	11,300	800	9,040,000	
アイネス	31,400	485	15,229,000	
丹青社	23,000	225	5,175,000	
メイテック	35,800	1,460	52,268,000	
TKC	19,500	1,537	29,971,500	
アサツー ディ・ケイ	42,700	2,037	86,979,900	
富士ソフト	31,200	1,250	39,000,000	
応用地質	25,900	785	20,331,500	
船井総合研究所	26,300	532	13,991,600	
NSD	44,700	657	29,367,900	
進学会	12,700	266	3,378,200	
丸紅建材リース	23,000	131	3,013,000	
コナミ	106,500	2,522	268,593,000	
ベネッセホールディングス	75,800	3,420	259,236,000	
イオンディライト	27,600	1,723	47,554,800	
ナック	5,500	1,463	8,046,500	
福井コンピュータ	1,500	339	508,500	
ニチイ学館	42,600	852	36,295,200	
ダイセキ	36,000	1,524	54,864,000	
日鐵商事	51,000	209	10,659,000	
元気寿司	7,300	969	7,073,700	
トラスコ中山	29,100	1,486	43,242,600	
ヤマダ電機	105,330	5,150	542,449,500	
オートバックスセブン	27,400	3,705	101,517,000	
アークランドサカモト	13,500	1,535	20,722,500	
ニトリホールディングス	45,700	7,730	353,261,000	
グルメ杵屋	15,000	418	6,270,000	
愛眼	18,700	389	7,274,300	
吉野家ホールディングス	628	98,300	61,732,400	
加藤産業	33,400	1,753	58,550,200	
イノテック	13,900	483	6,713,700	
イエローハット	21,800	1,062	23,151,600	
富士エレクトロニクス	13,100	1,055	13,820,500	
松屋フーズ	11,200	1,476	16,531,200	
JBCホールディングス	18,600	527	9,802,200	
JKホールディングス	22,000	355	7,810,000	
サガミチェーン	28,000	496	13,888,000	

平成23年10月12日現在

銘柄	株数	評価額(円)		備考
		単価	金額	
日 伝	9,600	2,651	25,449,600	
北沢産業	11,000	153	1,683,000	
杉本商事	13,000	746	9,698,000	
因幡電機産業	27,400	2,323	63,650,200	
住金物産	110,000	170	18,700,000	
プレナス	29,200	1,211	35,361,200	
ミニストップ	17,300	1,470	25,431,000	
アークス	29,600	1,520	44,992,000	
バ ロ ー	45,900	1,288	59,119,200	
ミスミグループ本社	78,600	1,619	127,253,400	
江守商事	5,100	846	4,314,600	
アルテック	11,500	186	2,139,000	
ベ ル ク	11,400	1,219	13,896,600	
大 庄	11,100	937	10,400,700	
タキヒヨー	36,000	430	15,480,000	
ファーストリテイリング	54,000	13,270	716,580,000	
ソフトバンク	1,047,100	2,489	2,606,231,900	
スズケン	95,600	1,974	188,714,400	
サンドラッグ	43,900	2,419	106,194,100	
ジェコス	17,000	311	5,287,000	
ヤマザワ	6,200	1,399	8,673,800	
や ま や	3,600	747	2,689,200	
ペルーナ	28,750	666	19,147,500	
合計	357,677,009		237,893,978,350	

*担保として以下の有価証券が差し入れられております。

銘柄	株数
トヨタ自動車	500,000

株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成23年10月31日現在

項 目	金額又は口数
資産総額	1,137,990,464円
負債総額	3,502,033円
純資産総額(-)	1,134,488,431円
発行済数量	1,130,326,238口
1口当たり純資産額(/)	1.0037円

(参考) マザーファンドの現況

国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド

平成23年10月31日現在

項 目	金額又は口数
資産総額	255,266,303,419円
負債総額	5,183,145,981円
純資産総額(-)	250,083,157,438円
発行済数量	245,728,479,465口
1口当たり純資産額(/)	1.0177円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までです。ただし、補欠または増員で選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に従い業務を執行します。また、取締役会は、その決議をもって、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長1名、専務取締役および常務取締役若干名を置くことができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

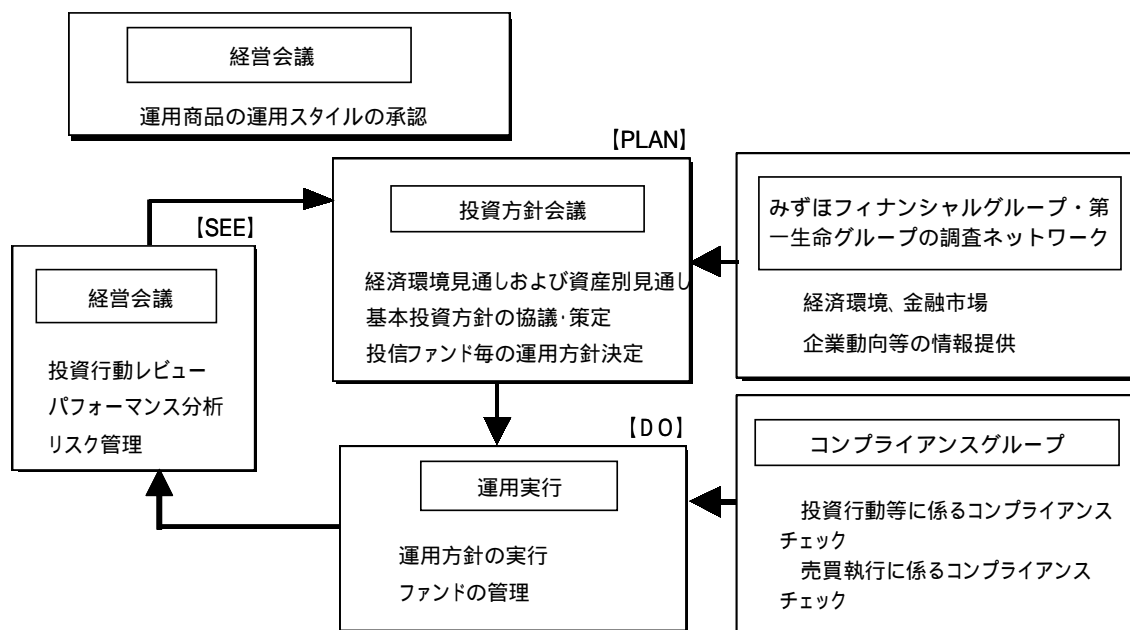
投資運用の意思決定機構

委託会社が運用指図権を有するファンドに係る運用スタイルの承認は、原則として月3回開催される経営会議のうち、月2回の経営会議において決定します。なお、議長は社長とします。

ファンド全般に係る経済環境見通しおよび資産別市場見通しならびにファンド毎の運用方針は、投資方針会議において協議し、策定します。投資方針会議は原則として月1回開催され、議長は運用部門担当取締役とします。

各ファンドにおける有価証券の売買等の意思決定は、原則として運用担当者が行います。すなわち、運用担当者は、投資方針会議において決定された運用方針を受けて、各ファンドの投資方針に基づき運用計画を策定し、有価証券への運用指図を行います。

運用担当者による運用計画の策定および有価証券等の運用指図に関する意思決定は、運用担当者自身の調査活動、アナリスト等の調査活動、その他の活動によって得られた当該有価証券等に関する情報に基づいて行われ、それらの活動の成果である各ファンドの投資運用の実績は、原則として月3回開催される経営会議のうち、月1回検討・評価されます。



上記体制は平成23年10月31日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成23年10月31日現在、委託会社の運用する投資信託は278本（親投資信託を除く）あり、以下の通りです。

基本的性格	本数	純資産総額 (単位：円)
単位型株式投資信託	15	29,852,131,365
追加型株式投資信託	251	4,061,964,211,626
単位型公社債投資信託	11	75,777,631,827
追加型公社債投資信託	0	0
証券投資信託以外の投資信託	1	302,583,355
合計	278	4,167,896,558,173

3【委託会社等の経理状況】

1．委託会社であるD I A Mアセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また、中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、第25期事業年度（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）については、改正前の財務諸表等規則に基づき、第26期事業年度（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）については、改正後の財務諸表等規則に基づき作成しております。

2．財務諸表及び中間財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

3．委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき第25期事業年度（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）及び第26期事業年度（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受け、第27期中間会計期間（自平成23年4月1日至平成23年9月30日）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書


平成22年6月30日

D I A Mアセットマネジメント株式会社


取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

浅野 功 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

近藤 敏弘 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているD I A Mアセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、D I A Mアセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成23年6月10日


D I A Mアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

浅野 功 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

近藤 敏弘 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているD I A Mアセットマネジメント株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、D I A Mアセットマネジメント株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第25期 (平成22年3月31日現在)	第26期 (平成23年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金	13,820,588	12,220,759
金銭の信託	399,833	5,967,344
前払費用	33,221	27,593
未収委託者報酬	3,169,323	2,942,180
未収運用受託報酬	1,000,785	1,061,935
未収投資助言報酬	2 271,577	2 267,240
未収収益	247,552	186,483
繰延税金資産	383,608	403,201
その他	21,009	102,404
流動資産計	19,347,501	23,179,143
固定資産		
有形固定資産		
建物	1 237,642	1 183,704
器具備品	1 351,237	1 206,306
建設仮勘定	10,541	10,956
無形固定資産		
商標権	1 804	1 510
ソフトウェア	1 557,870	1 780,190
ソフトウェア仮勘定	397,829	478,971
電話加入権	7,148	7,148
電話施設利用権	1 531	1 451
投資その他の資産		
投資有価証券	1,194,081	604,498
関係会社株式	2,161,144	2,457,319
繰延税金資産	403,908	402,191
長期差入保証金	1,187,070	702,696
その他	328,612	85,690
貸倒引当金	26,925	-
固定資産計	6,811,497	5,920,638
資産合計	26,158,999	29,099,782

(単位：千円)

	第25期 (平成22年3月31日現在)	第26期 (平成23年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	119,466	120,910
未払金	1,526,031	1,479,756
未払収益分配金	7,837	3,223
未払償還金	96,340	98,362
未払手数料	1,206,815	1,134,992
その他未払金	215,038	243,178
未払費用	2 1,522,325	2 1,226,658
未払法人税等	1,283,275	1,706,391
未払消費税等	113,923	143,728
賞与引当金	572,614	575,326
その他	38,231	10,000
流動負債計	5,175,867	5,262,771
固定負債		
退職給付引当金	488,790	579,063
役員退職慰労引当金	96,342	100,260
固定負債計	585,133	679,324
負債合計	5,761,000	5,942,095
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金	2,428,478	2,428,478
資本準備金	2,428,478	2,428,478
利益剰余金	15,737,995	18,512,674
利益準備金	123,293	123,293
その他利益剰余金		
別途積立金	11,650,000	13,430,000
研究開発積立金	300,000	300,000
運用責任準備積立金	200,000	200,000
繰越利益剰余金	3,464,702	4,459,380
株主資本計	20,166,473	22,941,152
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	231,525	216,534
評価・換算差額等計	231,525	216,534
純資産合計	20,397,999	23,157,686
負債・純資産合計	26,158,999	29,099,782

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第25期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)		第26期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	
	営業収益			
委託者報酬	26,734,588		24,367,005	
運用受託報酬	4,297,349		4,458,894	
投資助言報酬	1,027,153		1,019,727	
その他営業収益	723,055		789,867	
営業収益計		32,782,146		30,635,495
営業費用				
支払手数料	13,000,141		10,405,593	
広告宣伝費	218,782		272,928	
公告費	1,767		2,297	
調査費	5,056,427		4,755,890	
調査費	2,555,070		2,611,173	
委託調査費	2,501,356		2,144,716	
委託計算費	351,370		338,206	
営業雑経費	679,608		671,721	
通信費	32,088		30,286	
印刷費	613,198		585,041	
協会費	21,225		23,561	
諸会費	41		38	
支払販売手数料	13,054		32,794	
営業費用計		19,308,097		16,446,637
一般管理費				
給料	4,678,614		4,576,265	
役員報酬	1 244,725		1 235,289	
給料・手当	3,840,052		3,768,114	
賞与	593,836		572,860	
交際費	45,342		38,997	
寄付金	3,450		13,335	
旅費交通費	269,516		255,190	
租税公課	85,030		89,571	
不動産賃借料	791,980		718,929	
退職給付費用	132,513		139,773	
固定資産減価償却費	397,252		486,987	
福利厚生費	22,233		20,476	
修繕費	5,615		20,842	
賞与引当金繰入	572,614		575,326	
役員退職慰労引当金繰入	45,086		42,036	
役員退職金	18,129		13,140	
機器リース料	2,191		1,951	
事務委託費	285,449		331,935	
消耗品費	78,753		70,952	
器具備品費	2,046		575	
諸経費	88,728		124,218	
一般管理費計		7,524,549		7,520,506
営業利益		5,949,500		6,668,351

(単位：千円)

	第25期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)		第26期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	
	営業外収益			
受取配当金	5,287		4	341,775
受取利息	18,745			9,168
時効成立分配金	157			2,574
投資信託解約益	559,971			157,213
先物利益	-			9,816
金銭の信託運用益	-			69,014
雑収入	3,431			8,602
営業外収益計		587,592		598,165
営業外費用				
為替差損	17,771			755
時効成立後支払分配金	444			-
先物損失	719,577			-
金銭の信託運用損	1,116			-
雑損失	-			6,089
営業外費用計		738,911		6,844
経常利益		5,798,181		7,259,672
特別利益				
貸倒引当金戻入益	-			4,288
過年度損益修正益	-		3, 4	105,241
特別利益計		-		109,530
特別損失				
固定資産除却損	2	21,626	2	31,419
固定資産売却損		2,464		1,440
関係会社株式評価損		-		3,825
特別損失計		24,090		36,684
税引前当期純利益		5,774,091		7,332,518
法人税、住民税及び事業税		2,508,095		2,885,426
法人税等調整額		135,267		7,586
法人税等合計		2,372,828		2,877,839
当期純利益		3,401,263		4,454,678

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

		第25期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第26期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
株主資本			
	資本金		
	前期末残高	2,000,000	2,000,000
	当期変動額	-	-
	当期末残高	2,000,000	2,000,000
	資本剰余金		
	資本準備金		
	前期末残高	2,428,478	2,428,478
	当期変動額	-	-
	当期末残高	2,428,478	2,428,478
	利益剰余金		
	利益準備金		
	前期末残高	123,293	123,293
	当期変動額	-	-
	当期末残高	123,293	123,293
	その他利益剰余金		
	別途積立金		
	前期末残高	10,040,000	11,650,000
	当期変動額	1,610,000	1,780,000
	当期末残高	11,650,000	13,430,000
	研究開発積立金		
	前期末残高	300,000	300,000
	当期変動額	-	-
	当期末残高	300,000	300,000
	運用責任準備積立金		
	前期末残高	200,000	200,000
	当期変動額	-	-
	当期末残高	200,000	200,000
	繰越利益剰余金		
	前期末残高	3,299,438	3,464,702
	当期変動額		
	剰余金の配当	1,626,000	1,680,000
	別途積立金の積立	1,610,000	1,780,000
	当期純利益	3,401,263	4,454,678
	当期末残高	3,464,702	4,459,380
	利益剰余金合計		
	前期末残高	13,962,732	15,737,995
	当期変動額	1,775,263	2,774,678
	当期末残高	15,737,995	18,512,674
	株主資本合計		
	前期末残高	18,391,210	20,166,473
	当期変動額	1,775,263	2,774,678
	当期末残高	20,166,473	22,941,152
評価・換算差額等			
	その他有価証券評価差額金		
	前期末残高	1,547	231,525
	当期変動額(純額)	233,073	14,991
	当期末残高	231,525	216,534
純資産合計			
	前期末残高	18,389,662	20,397,999
	当期変動額	2,008,336	2,759,687
	当期末残高	20,397,999	23,157,686

重要な会計方針

<p style="text-align: center;">第25期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">第26期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)</p>
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 子会社株式及び関連会社株式：移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの：決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの：移動平均法による原価法</p> <p>2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法 時価法</p> <p>3. デリバティブの評価基準及び評価方法 時価法</p> <p>4. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。それ以外の無形固定資産については、定額法によっております。</p> <p>(3) リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産） リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法</p> <p>5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>6. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金は、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権は個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来支給見込額を計上しております。</p>	<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの：同左 時価のないもの：同左</p> <p>2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法 同左</p> <p>3. デリバティブの評価基準及び評価方法 同左</p> <p>4. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>(3) リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産） 同左</p> <p>5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 同左</p> <p>6. 引当金の計上基準 (1) 同左</p> <p>(2) 同左</p>

<p style="text-align: center;">第25期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">第26期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)</p>
<p>(3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更) 当事業年度から「『退職給付に係る会計基準』の一部改正(その3)」(企業会計基準委員会 平成20年7月31日 企業会計基準第19号)を適用しております。 なお、これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p> <p>7. リース取引の処理方法 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p> <p>8. 消費税等の処理方法 税抜方式によっております。</p>	<p>(3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <hr style="width: 20%; margin: 20px auto;"/> <p>(4) 同左</p> <p>7. リース取引の処理方法 同左</p> <p>8. 消費税等の処理方法 同左</p>

追加情報

<p style="text-align: center;">第25期 (平成22年3月31日現在)</p>	<p style="text-align: center;">第26期 (平成23年3月31日現在)</p>
<p>当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。</p>	<hr style="width: 20%; margin: 20px auto;"/>

注記事項

(貸借対照表関係)

第25期 (平成22年3月31日現在)			第26期 (平成23年3月31日現在)		
1. 固定資産の減価償却累計額			1. 固定資産の減価償却累計額		
建物		471,484千円	建物		484,832千円
器具備品		356,326千円	器具備品		499,620千円
商標権		6,882千円	商標権		2,428千円
ソフトウェア		684,370千円	ソフトウェア		809,403千円
電話施設利用権		1,065千円	電話施設利用権		1,145千円
2. 関係会社項目			2. 関係会社項目		
関係会社に関する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものが含まれております。			関係会社に関する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものが含まれております。		
流動資産	未収投資助言報酬	270,492千円	流動資産	未収投資助言報酬	266,194千円
流動負債	未払費用	400,075千円	流動負債	未払費用	291,628千円

(損益計算書関係)

第25期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)		第26期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	
1. 役員報酬の限度額		1. 役員報酬の限度額	
取締役	年額250,000千円	同左	
監査役	年額 50,000千円		
2. 固定資産除却損の内訳		2. 固定資産除却損の内訳	
建物	1,199千円	建物	15,317千円
器具備品	15,159千円	器具備品	3,597千円
ソフトウェア	5,267千円	ソフトウェア	12,503千円
		3. 過年度損益修正益の内訳	
		特別利益の過年度損益修正益は、過年度の調査費の過大計上分の戻し入れであります。	
		4. 関係会社項目	
		各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。	
		受取配当金	331,240千円
		過年度損益修正益	105,241千円

(株主資本等変動計算書関係)

第25期(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	24,000	-	-	24,000
合計	24,000	-	-	24,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月29日 定時株主総会	普通 株式	1,626,000	67,750	平成21年3月31日	平成21年6月30日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月30日 定時株主総会	普通 株式	利益剰 余金	1,680,000	70,000	平成22年3月31日	平成22年7月1日

第26期(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	24,000	-	-	24,000
合計	24,000	-	-	24,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月30日 定時株主総会	普通 株式	1,680,000	70,000	平成22年3月31日	平成22年7月1日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成23年6月28日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月28日 定時株主総会	普通 株式	利益剰 余金	2,208,000	92,000	平成23年3月31日	平成23年6月29日

(リース取引関係)

第25期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	第26期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)																																																																																																		
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額 相当額及び期末残高相当額</p> <table> <thead> <tr> <th></th> <th>器具備品</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>90,601千円</td> <td>-</td> <td>90,601千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>相当額</td> <td>75,063千円</td> <td>-</td> <td>75,063千円</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td>15,538千円</td> <td>-</td> <td>15,538千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <thead> <tr> <th></th> <th>1年以内</th> <th>1年超</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>未経過リース料</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td>15,764千円</td> <td>586千円</td> <td>16,350千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>24,096千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>22,727千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>845千円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>利息相当額の算定方法 リース料総額とリース資産の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <thead> <tr> <th></th> <th>1年以内</th> <th>1年超</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>1,609千円</td> <td>1,475千円</td> <td>3,084千円</td> </tr> </tbody> </table>		器具備品	その他	合計	取得価額相当額	90,601千円	-	90,601千円	減価償却累計額				相当額	75,063千円	-	75,063千円	期末残高相当額	15,538千円	-	15,538千円		1年以内	1年超	合計	未経過リース料				期末残高相当額	15,764千円	586千円	16,350千円	支払リース料	24,096千円		減価償却費相当額	22,727千円		支払利息相当額	845千円			1年以内	1年超	合計		1,609千円	1,475千円	3,084千円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額 相当額及び期末残高相当額</p> <table> <thead> <tr> <th></th> <th>器具備品</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>46,681千円</td> <td>-</td> <td>46,681千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>相当額</td> <td>46,138千円</td> <td>-</td> <td>46,138千円</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td>543千円</td> <td>-</td> <td>543千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <thead> <tr> <th></th> <th>1年以内</th> <th>1年超</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>未経過リース料</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td>586千円</td> <td>-</td> <td>586千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>15,998千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>14,995千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>234千円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>利息相当額の算定方法 同左</p> <p>2. オペレーティング・リース取引 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <thead> <tr> <th></th> <th>1年以内</th> <th>1年超</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>1,475千円</td> <td>-</td> <td>1,475千円</td> </tr> </tbody> </table>		器具備品	その他	合計	取得価額相当額	46,681千円	-	46,681千円	減価償却累計額				相当額	46,138千円	-	46,138千円	期末残高相当額	543千円	-	543千円		1年以内	1年超	合計	未経過リース料				期末残高相当額	586千円	-	586千円	支払リース料	15,998千円		減価償却費相当額	14,995千円		支払利息相当額	234千円			1年以内	1年超	合計		1,475千円	-	1,475千円
	器具備品	その他	合計																																																																																																
取得価額相当額	90,601千円	-	90,601千円																																																																																																
減価償却累計額																																																																																																			
相当額	75,063千円	-	75,063千円																																																																																																
期末残高相当額	15,538千円	-	15,538千円																																																																																																
	1年以内	1年超	合計																																																																																																
未経過リース料																																																																																																			
期末残高相当額	15,764千円	586千円	16,350千円																																																																																																
支払リース料	24,096千円																																																																																																		
減価償却費相当額	22,727千円																																																																																																		
支払利息相当額	845千円																																																																																																		
	1年以内	1年超	合計																																																																																																
	1,609千円	1,475千円	3,084千円																																																																																																
	器具備品	その他	合計																																																																																																
取得価額相当額	46,681千円	-	46,681千円																																																																																																
減価償却累計額																																																																																																			
相当額	46,138千円	-	46,138千円																																																																																																
期末残高相当額	543千円	-	543千円																																																																																																
	1年以内	1年超	合計																																																																																																
未経過リース料																																																																																																			
期末残高相当額	586千円	-	586千円																																																																																																
支払リース料	15,998千円																																																																																																		
減価償却費相当額	14,995千円																																																																																																		
支払利息相当額	234千円																																																																																																		
	1年以内	1年超	合計																																																																																																
	1,475千円	-	1,475千円																																																																																																

(金融商品関係)

第25期 (平成22年3月31日現在)

1. 金融商品の状況に関する事項

第25期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については短期的な預金等に限定しております。

デリバティブは、後述するリスクを低減する目的で行っております。取引は実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

取引の方針については社内会議で審議のうえ個別決裁により決定し、取引の実行とその内容の確認についてはそれぞれ担当所管を分離して実行しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券及び金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託であり、為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引を利用して一部リスクを低減しております。

長期差入保証金の主な内容は、本社オフィスの不動産賃貸契約に基づき差し入れた敷金・保証金であります。

デリバティブ取引は、投資有価証券及び金銭の信託に係る為替及び市場価格の変動リスクの低減を目的とした為替予約取引及び株価指数先物取引等であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク (取引先の契約不履行等に係るリスク) の管理

為替相場及び株式相場の変動によるリスクを有しておりますが、取引先は信用度の高い金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行によるリスクはほとんどないと認識しております。

市場リスク (為替や金利等の変動リスク) の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

資金調達に係る流動性リスク (支払期日に支払いを実行できなくなるリスク) の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰計画を確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	13,820,588	13,820,588	-
(2) 金銭の信託	399,833	399,833	-
(3) 投資有価証券 其他有価証券	1,111,335	1,111,335	-
(4) 長期差入保証金	61,485	61,485	-
資産計	15,393,243	15,393,243	-
(1) 未払法人税等	1,283,275	1,283,275	-
負債計	1,283,275	1,283,275	-
デリバティブ取引(*)	(38,094)	(38,094)	-

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について、投資信託は基準価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

(4) 長期差入保証金

長期差入保証金として表示しているもののうち、短期間で回収されることが見込まれるものについては、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式(貸借対照表計上額82,746千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

関係会社株式(貸借対照表計上額2,161,144千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

長期差入保証金のうち、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき差し入れた敷金・保証金等(貸借対照表計上額1,125,584千円)につきましては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)長期差入保証金」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 預金	13,819,459	-	-	-
(2) 投資有価証券 其他有価証券のうち 満期があるもの	-	-	-	-
(3) 長期差入保証金(*)	61,485	-	-	-
合計	13,880,945	-	-	-

(*) 長期差入保証金のうち、継続的に契約予定である本社オフィスの不動産賃借契約に基づき差し入れた敷金・保証金等1,125,584千円は含めておりません。

(注4) 社債、新株予約権付社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額

該当事項はありません。

1. 金融商品の状況に関する事項

第26期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については短期的な預金等に限定しております。

デリバティブは、後述するリスクを低減する目的で行っております。取引は実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

取引の方針については社内会議で審議のうえ個別決裁により決定し、取引の実行とその内容の確認についてはそれぞれ担当所管を分離して実行しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券の主な内容は、政策投資目的で保有している株式であります。

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引を利用して一部リスクを低減しております。

長期差入保証金の主な内容は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき差し入れた敷金であります。

金銭の信託に含まれるデリバティブ取引は為替予約取引、株価指数先物取引および債券先物取引であり、金銭の信託に含まれる投資信託に係る為替および市場価格の変動リスクを低減する目的で行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

為替相場及び株式相場の変動によるリスクを有しておりますが、取引先は信用度の高い金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行によるリスクはほとんどないと認識しております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰計画を確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	12,220,759	12,220,759	-
(2) 金銭の信託	5,967,344	5,967,344	-
(3) 投資有価証券 其他有価証券	524,252	524,252	-
資産計	18,712,356	18,712,356	-
(1) 未払法人税等	1,706,391	1,706,391	-
負債計	1,706,391	1,706,391	-

（注1）金融商品の時価の算定方法

資 産

（1）現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（2）金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について、投資信託は基準価額によっております。また、デリバティブ取引は取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

（3）投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

負 債

（1）未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（貸借対照表計上額80,246千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

関係会社株式（貸借対照表計上額2,457,319千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

長期差入保証金のうち、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき差し入れた敷金（貸借対照表計上額702,696千円）につきましては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 預金	12,220,413	-	-	-
合計	12,220,413	-	-	-

(注4) 社債、新株予約権付社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額

該当事項はありません。

(有価証券関係)

第25期 (平成22年3月31日現在)

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式(貸借対照表計上額2,161,144千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

4. その他有価証券

区 分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	368,968	146,101	222,866
債券	-	-	-
その他(投資信託)	716,414	544,802	171,611
小計	1,085,382	690,904	394,477
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	25,953	30,000	4,047
小計	25,953	30,000	4,047
合計	1,111,335	720,904	390,430

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額82,746千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当該事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当事項はありません。

6. 当該事業年度中に売却したその他有価証券

売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
2,070,000	563,988	4,017

第26期（平成23年3月31日現在）

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式（貸借対照表計上額2,457,319千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

4. その他有価証券

区 分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	513,129	146,101	367,027
債券	-	-	-
その他（投資信託）	3,400	3,000	400
小計	516,529	149,101	367,427
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他（投資信託）	7,723	10,000	2,277
小計	7,723	10,000	2,277
合計	524,252	159,101	365,150

（注）非上場株式（貸借対照表計上額80,246千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当該事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当事項はありません。

6. 当該事業年度中に売却したその他有価証券

売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
719,016	162,043	4,830

(金銭の信託関係)

第25期 (平成22年3月31日現在)

1. 運用目的の金銭の信託

	貸借対照表日における 貸借対照表計上額 (千円)	当事業年度の損益に含まれた 評価差額 (千円)
運用目的の金銭の信託	399,833	838

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託

該当事項はありません。

第26期 (平成23年3月31日現在)

1. 運用目的の金銭の信託

	貸借対照表日における 貸借対照表計上額 (千円)	当事業年度の損益に含まれた 評価差額 (千円)
運用目的の金銭の信託	5,967,344	119,701

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

第25期(平成22年3月31日現在)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

区分	種類	第25期(平成22年3月31日現在)			
		契約額等 (千円)	契約額のうち 1年超(千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	米ドル	22,960	-	743	743
	香港ドル	27,416	-	264	264
	豪ドル	101,481	-	1,076	1,076
	シンガポールドル	14,547	-	154	154
	合計	166,405	-	2,238	2,238

(注1) 時価の算定方法

取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

(2) 株式関連

区分	種類	第25期(平成22年3月31日現在)			
		契約額等 (千円)	契約額のうち 1年超(千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	561,971	-	29,413	29,413
	合計	561,971	-	29,413	29,413

(注2) 時価の算定方法

取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

(3) 不動産投資信託関連

区分	種類	第25期(平成22年3月31日現在)			
		契約額等 (千円)	契約額のうち 1年超(千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引	REIT指数先物取引 売建	104,418	-	6,442	6,442
	合計	104,418	-	6,442	6,442

(注3) 時価の算定方法

取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

第26期（平成23年3月31日現在）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
該当事項はありません。
2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
該当事項はありません。

（退職給付関係）

第25期（平成22年3月31日現在）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

第25期
（平成22年3月31日現在）（千円）

（1）退職給付債務	530,305
（2）未認識数理計算上の差異	41,515
退職給付引当金	488,790

3. 退職給付費用に関する事項

第25期
（自平成21年4月1日
至平成22年3月31日）（千円）

（1）勤務費用	82,653
（2）利息費用	6,471
（3）数理計算上の差異の費用処理額	5,402
（4）確定拠出年金 拠出額	37,987
退職給付費用	132,513

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	第25期 （平成22年3月31日）
（1）割引率（％）	1.5
（2）退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
（3）数理計算上の差異の処理年数（年）	5

第26期（平成23年3月31日現在）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

	第26期 (平成23年3月31日現在) (千円)
(1) 退職給付債務	636,624
(2) 未認識数理計算上の差異	57,560
退職給付引当金	579,063

3. 退職給付費用に関する事項

	第26期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日) (千円)
(1) 勤務費用	85,216
(2) 利息費用	7,954
(3) 数理計算上の差異の費用処理額	9,383
(4) 確定拠出年金 拠出額	37,218
退職給付費用	139,773

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	第26期 (平成23年3月31日)
(1) 割引率 (%)	1.5
(2) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
(3) 数理計算上の差異の処理年数 (年)	5

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第25期 (平成22年3月31日現在)	第26期 (平成23年3月31日現在)
	(千円)	(千円)
繰延税金資産		
未払事業税	108,541	128,299
未払事業所税	6,290	6,141
賞与引当金	233,054	234,157
未払法定福利費	26,912	28,823
未払確定拠出年金掛金	2,712	2,739
減価償却超過額	17,598	36,256
減価償却超過額(一括償却資産)	6,098	3,039
繰延資産償却超過額(税法上)	89,657	139,027
退職給付引当金	198,937	235,678
役員退職慰労引当金	39,211	40,806
ゴルフ会員権評価損	5,577	5,577
投資有価証券評価損	66,421	763
関係会社株式評価損	-	1,556
貸倒引当金繰入額	14,840	-
繰延税金資産合計	815,851	862,867
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	28,334	57,474
繰延税金負債合計	28,334	57,474
差引繰延税金資産の純額	787,517	805,393

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

第25期については、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

第26期については、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は、投資信託及び投資顧問を主とした資産運用業の単一事業であるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第26期(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

(1) サービスごとの情報

	投資信託 (千円)	投資顧問 (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)
営業収益	24,367,005	5,478,622	789,867	30,635,495

(注) 一般企業の売上高に代えて、営業収益を記載しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

(追加情報)

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(関連当事者との取引)

第25期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社	第一生命保険相互会社	東京都千代田区	4,200億円 (基金償却積立金)	生命保険業	(被所有)直接50%	兼務1名, 出向3名, 転籍2名	資産の運用及び助言、当社設定投信の販売	資産運用の助言の顧問料の受入	711,279	未収投資助言報酬	190,025
								販売手数料の支払	13,054		
								保険料の支払	6,572		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資産運用の助言の顧問料は、一般的取引条件を定めた規定に基づく個別契約により決定しております。

(注2) 支払販売手数料は、一般的取引条件を定めた規定に基づく個別契約により決定しております。

(注3) 保険料は、一般的取引条件と同様に決定しております。

(注4) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

(注5) 平成22年4月1日付にて、第一生命保険相互会社は、相互会社から株式会社へ組織変更しております。

新会社の商号は、第一生命保険株式会社であります。

(2) 子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	DIAM International Ltd	London United Kingdom	4,000千GBP	資産の運用	(所有)直接100%	兼務2名	当社預り資産の運用	当社預り資産の運用の顧問料の支払	785,924	未払費用	296,169
	DIAM U.S.A., Inc.	New York U.S.A.	4,000千USD	資産の運用	(所有)直接100%	兼務2名	当社預り資産の運用	当社預り資産の運用の顧問料の支払	244,629	未払費用	98,673

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資産運用の顧問料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額及び期末残高には、免税取引のため消費税等は含まれておりません。

(3)兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権 等の所 有(被 所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員 の兼 任等	事業上 の関係				
その他の 関係会社 の子会社	株式会社 みずほ銀 行	東京都 千代田 区	7,000 億円	銀行業	-	-	当社設定 投資信託 の販売、 預金取引	投資信託の 販売代行手 数料	1,434,905	未払 手数料	122,995
								預金の預入 (純額)	90,148	現金・ 預金	412,513
								受取利息	199	未収 収益	-
	株式会社 みずほ コーポ レート銀 行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行業	-	-	当社設定 投資信託 の販売、 預金取引	投資信託の 販売代行手 数料	613,204	未払 手数料	104,436
								預金の預入 (純額)	1,133,958	現金・ 預金	12,572,634
								受取利息	16,966	未収 収益	1,071
	みずほ第 一フィナ ンシャル テクノロ ジー株式 会社	東京都 千代田 区	2億円	金融 技術 研究等	-	-	当社預り 資産の運 用	当社預り資 産の運用の 顧問料の支 払	247,604	未払 費用	113,245
業務委託料 の支払								48,770	未払 費用	36,277	
資産管理 サービス 信託銀行 株式会社	東京都 中央区	500 億円	資産管 理等	-	-	当社信託 財産の運 用	信託元本の 追加 (純額)	401,000	金銭の 信託	399,833	
							信託報酬の 支払	130			

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 資産運用の顧問料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注3) 業務委託料は、委託業務に係る人件費から算出された手数料に基づく個別契約により決定しております。

(注4) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

(注5) 預金取引は、市場金利を勘案した利率が適用されております。

(注6) 信託報酬は、一般的取引条件を勘案した料率が適用されております。

第26期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

(1)親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
その 他の 関係 会社	第一生命 保険株式 会社	東京都 千代田 区	2,102 億円	生命保 険業	(被所有) 直接50%	兼務 1名, 出向 3名, 転籍 2名	資産運用 の助言	資産運用の 助言の顧問 料の受入	710,392	未収投資 助言報酬	190,149

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資産運用の助言の顧問料は、一般的取引条件を定めた規定に基づく個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

(2)子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権 等の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
子 会 社	DIAM International Ltd	London United Kingdom	4,000 千GBP	資産の 運用	(所有) 直接 100%	兼務 2名	当社預 り資産 の運用	当社預り 資産の運 用の顧問 料の支払	646,432	未払 費用	172,736
	DIAM U.S.A., Inc.	New York U.S.A.	4,000 千USD	資産の 運用	(所有) 直接 100%	兼務 2名	当社預 り資産 の運用	当社預り 資産の運 用の顧問 料の支払	224,694	未払 費用	88,837
	DIAM SINGAPORE PTE. LTD.	Central Singapore	700,000 千円	資産の 運用	(所有) 直接 100%	-	なし	増資の引 受	300,000	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資産運用の顧問料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額及び期末残高には、免税取引のため消費税等は含まれておりません。

(注3) 増資の引受は、子会社が行った増資を引き受けたものであります。

(3)兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権 等の所 有(被 所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員 の兼 任等	事業上 の関係				
その他の 関係会社 の子会社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田 区	7,000 億円	銀行業	-	-	当社設 定投資 信託の 販売、 預金取 引	投資信託の 販売代行手 数料 預金の預入 (純額) 受取利息	1,538,792 112,401 156	未払 手数料 現金・ 預金 未収 収益	108,444 524,914 -
	株式会社 みずほ コーポ レート銀行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行業	-	-	当社設 定投資 信託の 販売、 預金取 引	投資信託の 販売代行手 数料 預金の引出 (純額) 受取利息	536,163 1,524,876 7,802	未払 手数料 現金・ 預金 未収 収益	89,649 11,047,758 -
	みずほ第 一フィナ ンシャル テクノロ ジー株式 会社	東京都 千代田 区	2億円	金融 技術 研究等	-	-	当社預 り資産 の運用	当社預り資 産の運用の 顧問料の支 払 業務委託料 の支払	198,967 17,740	未払 費用 未払 費用	94,085 21,598
	資産管理 サービス 信託銀行 株式会社	東京都 中央区	500 億円	資産管 理等	-	-	当社信 託財産 の運用	信託元本の 追加 (純額) 信託報酬の 支払	5,500,000 3,163	金銭の 信託	5,967,344

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
- (注2) 資産運用の顧問料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
- (注3) 業務委託料は、委託業務に係る人件費から算出された手数料に基づく個別契約により決定しております。
- (注4) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税が含まれております。
- (注5) 預金取引は、市場金利を勘案した利率が適用されております。
- (注6) 信託報酬は、一般的取引条件を勘案した料率が適用されております。

(1株当たり情報)

第25期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	第26期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
1株当たり純資産額 849,916円62銭 1株当たり当期純利益金額 141,719円30銭	1株当たり純資産額 964,903円60銭 1株当たり当期純利益金額 185,611円60銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株引受権付社債及び転換社債を発行していないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株引受権付社債及び転換社債を発行していないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第25期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	第26期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
当期純利益	3,401,263千円	4,454,678千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益	3,401,263千円	4,454,678千円
期中平均株式数	24,000株	24,000株

(重要な後発事象)


第25期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	第26期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
_____	_____


独立監査人の中間監査報告書


平成23年12月9日

DIAMアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山内 三彦 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 浅野 功 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 近藤 敏弘 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているDIAMアセットマネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第27期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、DIAMアセットマネジメント株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

	第27期中間会計期間末 (平成23年9月30日現在)	
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		11,268,020
金銭の信託		5,629,150
前払費用		59,568
未収委託者報酬		2,810,956
未収運用受託報酬		1,659,443
未収投資助言報酬		313,603
未収収益		243,409
繰延税金資産		375,975
その他		20,513
	流動資産計	22,380,642
固定資産		
有形固定資産		381,897
建物	1	168,959
器具備品	1	173,255
建設仮勘定		39,682
無形固定資産		1,279,779
商標権	1	430
ソフトウェア	1	1,082,772
ソフトウェア仮勘定		189,016
電話加入権		7,148
電話施設利用権	1	411
投資その他の資産		4,173,376
投資有価証券		388,843
関係会社株式		2,457,319
繰延税金資産		542,108
長期差入保証金		702,696
その他		82,408
	固定資産計	5,835,053
資産合計		28,215,695

(単位：千円)

	第27期中間会計期間末 (平成23年9月30日現在)
(負債の部)	
流動負債	
預り金	45,556
未払金	1,335,271
未払収益分配金	3,223
未払償還金	95,222
未払手数料	1,089,997
その他未払金	146,827
未払費用	1,253,226
未払法人税等	1,383,356
未払消費税等	121,733
前受収益	4,659
賞与引当金	566,648
	流動負債計
	4,710,452
固定負債	
退職給付引当金	616,545
役員退職慰労引当金	118,905
	固定負債計
	735,451
負債合計	5,445,903
(純資産の部)	
株主資本	
資本金	2,000,000
資本剰余金	2,428,478
資本準備金	2,428,478
利益剰余金	18,252,663
利益準備金	123,293
その他利益剰余金	
別途積立金	15,630,000
研究開発積立金	300,000
運用責任準備積立金	200,000
繰越利益剰余金	1,999,370
	株主資本計
	22,681,141
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	88,650
	評価・換算差額等計
	88,650
純資産合計	22,769,792
負債・純資産合計	28,215,695

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

	第27期中間会計期間 (自平成23年4月1日至平成23年9月30日)	
営業収益		
委託者報酬	12,186,600	
運用受託報酬	2,427,618	
投資助言報酬	487,590	
その他営業収益	367,965	
営業収益計		15,469,773
営業費用		
支払手数料	5,317,217	
広告宣伝費	77,160	
調査費	2,399,769	
調査費	1,478,893	
委託調査費	920,876	
委託計算費	170,060	
営業雑経費	274,550	
通信費	13,894	
印刷費	212,477	
協会費	12,507	
諸会費	19	
支払販売手数料	35,652	
営業費用計		8,238,758
一般管理費		
給料	2,023,999	
役員報酬	123,681	
給料・手当	1,900,318	
交際費	15,479	
寄付金	3,156	
旅費交通費	98,767	
租税公課	46,092	
不動産賃借料	322,850	
退職給付費用	73,794	
固定資産減価償却費	1 228,152	
福利厚生費	15,312	
修繕費	3,575	
賞与引当金繰入	566,648	
役員退職慰労引当金繰入	26,763	
役員退職金	528	
機器リース料	828	
事務委託費	174,574	
消耗品費	28,721	
器具備品費	671	
諸経費	52,322	
一般管理費計		3,682,240
営業利益		3,548,774

(単位：千円)

	第27期中間会計期間 (自平成23年4月1日至平成23年9月30日)	
営業外収益		
受取配当金	57,123	
受取利息	2,091	
雑収入	3,855	
営業外収益計		63,070
営業外費用		
為替差損	1,209	
時効成立後支払分配金	36	
金銭の信託運用損	337,781	
雑損失	997	
営業外費用計		340,025
経常利益		3,271,819
特別利益		
ゴルフ会員権売却益	1,959	
特別利益計		1,959
特別損失		
固定資産除却損	5,729	
固定資産売却損	381	
特別損失計		6,111
税引前中間純利益		3,267,666
法人税、住民税及び事業税		1,344,597
法人税等調整額		24,919
法人税等合計		1,319,677
中間純利益		1,947,989

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

		第27期中間会計期間 (自平成23年4月1日至平成23年9月30日)
株主資本		
	資本金	
	当期首残高	2,000,000
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	2,000,000
	資本剰余金	
	資本準備金	
	当期首残高	2,428,478
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	2,428,478
	利益剰余金	
	利益準備金	
	当期首残高	123,293
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	123,293
	その他利益剰余金	
	別途積立金	
	当期首残高	13,430,000
	当中間期変動額	2,200,000
	当中間期末残高	15,630,000
	研究開発積立金	
	当期首残高	300,000
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	300,000
	運用責任準備積立金	
	当期首残高	200,000
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	200,000
	繰越利益剰余金	
	当期首残高	4,459,380
	当中間期変動額	
	剰余金の配当	2,208,000
	別途積立金の積立	2,200,000
	中間純利益	1,947,989
	当中間期末残高	1,999,370
	利益剰余金合計	
	当期首残高	18,512,674
	当中間期変動額	260,010
	当中間期末残高	18,252,663
	株主資本合計	
	当期首残高	22,941,152
	当中間期変動額	260,010
	当中間期末残高	22,681,141
評価・換算差額等		
	その他有価証券評価差額金	
	当期首残高	216,534
	当中間期変動額(純額)	127,883
	当中間期末残高	88,650
純資産合計		
	当期首残高	23,157,686
	当中間期変動額	387,894
	当中間期末残高	22,769,792

重要な会計方針

項目	第27期中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)子会社株式及び関連会社株式 ：移動平均法による原価法 (2)その他有価証券 時価のあるもの：中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの：移動平均法による原価法
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法
4. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産（リース資産を除く）：定率法 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物 ... 6～18年 器具備品 ... 2～20年 (2)無形固定資産（リース資産を除く）：定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 (3)リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）：リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
5. 引当金の計上基準	(1)貸倒引当金：一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2)賞与引当金：従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来支給見込額を計上しております。 (3)退職給付引当金：従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌会計期間から費用処理 (4)役員退職慰労引当金：役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく中間会計期間末要支給額を計上しております。
6. 外貨建ての資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
7. リース取引の処理方法	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理：消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
------------------------------	---

追加情報

<p>第27期中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)</p>
<p>当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

項目	第27期中間会計期間末 (平成23年9月30日現在)		
1. 固定資産の減価償却累計額	建物	...	499,974千円
	器具備品	...	531,842千円
	商標権	...	2,508千円
	ソフトウェア	...	798,730千円
	電話施設利用権	...	1,185千円

(中間損益計算書関係)

項目	第27期中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)		
1. 減価償却実施額	有形固定資産	...	64,964千円
	無形固定資産	...	163,188千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第27期中間会計期間(自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数(株)
普通株式	24,000	-	-	24,000
合計	24,000	-	-	24,000

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月28日 定時株主総会	普通株式	2,208,000	92,000	平成23年3月31日	平成23年6月29日

(リース取引関係)

第27期中間会計期間(自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)		
1. ファイナンス・リース取引		
(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの)		
リース資産の内容 該当事項はありません。		
リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。		
(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの)		
リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額 該当事項はありません。		
未経過リース料中間期末残高相当額 該当事項はありません。		
当中間会計期間に係る支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額		
支払リース料	588千円	
減価償却費相当額	543千円	
支払利息相当額	1千円	
減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。		
利息相当額の算定方法 リース料総額とリース資産の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。		
2. オペレーティング・リース取引		
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料中間期末残高相当額		
<u>1年以内</u>	<u>1年超</u>	<u>合計</u>
670千円	-	670千円

(金融商品関係)

第27期中間会計期間末(平成23年9月30日現在)

金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注2参照)。

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	11,268,020	11,268,020	-
(2) 金銭の信託	5,629,150	5,629,150	-
(3) 投資有価証券 其他有価証券	308,597	308,597	-
資産計	17,205,769	17,205,769	-
(1) 未払法人税等	1,383,356	1,383,356	-
負債計	1,383,356	1,383,356	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について、投資信託は基準価額によっております。また、デリバティブ取引は取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

負 債

(1) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式(中間貸借対照表計上額80,246千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

関係会社株式(中間貸借対照表計上額2,457,319千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

長期差入保証金のうち、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき差し入れた敷金等(中間貸借対照表計上額702,696千円)につきましては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(有価証券関係)

第27期中間会計期間末（平成23年9月30日現在）			
1. 満期保有目的の債券 該当事項はありません。			
2. 子会社株式及び関連会社株式 関係会社株式（中間貸借対照表計上額2,457,319千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。			
3. その他有価証券			
区 分	中間貸借対照表 計上額（千円）	取得原価 （千円）	差額 （千円）
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	298,359	146,101	152,257
債券	-	-	-
その他（投資信託）	3,118	3,000	118
小計	301,478	149,101	152,376
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他（投資信託）	7,119	10,000	2,881
小計	7,119	10,000	2,881
合計	308,597	159,101	149,495
(注) 非上場株式（中間貸借対照表計上額80,246千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。			

(金銭の信託関係)

第27期中間会計期間末（平成23年9月30日現在）	
1. 満期保有目的の金銭の信託 該当事項はありません。	
2. その他の金銭の信託 該当事項はありません。	

(セグメント情報等)

第27期中間会計期間（自平成23年4月1日至平成23年9月30日）

1. セグメント情報

当社は、投資信託及び投資顧問を主とした資産運用業の単一事業であるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) サービスごとの情報

	投資信託 （千円）	投資顧問 （千円）	その他 （千円）	合計 （千円）
営業収益	12,186,600	2,915,208	367,965	15,469,773

(注) 一般企業の売上高に代えて、営業収益を記載しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の 90% を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の 90% を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で中間損益計算書の営業収益の 10% 以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

(持分法損益等)

第27期中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第27期中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)		
1株当たり純資産額	948,741円	34銭
1株当たり中間純利益金額	81,166円	22銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。		

(注) 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第27期中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
中間純利益	1,947,989千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	1,947,989千円
期中平均株式数	24,000株

(重要な後発事象)

第27期中間会計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更等
平成21年6月29日付で、定款について次の変更をいたしました。
・株券不発行に伴う対応および役付取締役(取締役会長職)追加に伴う変更
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
委託会社及びファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

D I A M国内株式パッシブ・ファンド

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者が別に定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、東証株価指数(TOPIX、配当込み)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

この投資信託は、「国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主として「国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド」(以下、「マザーファンド」といふことがあります。)受益証券に投資し、東証株価指数(TOPIX、配当込み)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

原則として、マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持します。

ただし、ファンドの資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合、ならびに純資産総額が運用に支障をきたす水準となった場合等、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用が出来ない場合があります。

(3) 投資制限

マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。

株式への実質投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資は行いません。

有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引は約款の範囲で行うことができます。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額の範囲

経費控除後の利子配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

分配対象額についての分配方針

委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。

留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
D I A M国内株式パッシブ・ファンド
約款

< 信託の種類、委託者および受託者 >

第 1条 この信託は、証券投資信託であり、D I A Mアセットマネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

< 信託事務の委託 >

第 2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

< 信託の目的、金額および限度額 >

第 3条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

< 信託期間 >

第 4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第42条第1項、第43条第1項、第44条第1項および第46条第2項の規定による信託終了の日までとします。

< 受益権の分割および再分割 >

第 5条 委託者は、第3条第1項による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

< 受益権の取得申込の勧誘の種類 >

第 6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

< 当初の受益者 >

第 7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第5条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

< 追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法 >

第 8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

< 信託日時の異なる受益権の内容 >

第 9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

< 受益権の帰属と受益証券の不発行 >

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

委託者は、第5条第1項の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな

記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

< 受益権の設定に係る受託者の通知 >

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

< 受益権の申込単位および取得価額等 >

第12条 販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第5条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口以上1口単位または1円以上1円単位をもって取得申込みに応ずることができるものとし、また、販売会社と別に定める「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口単位をもって取得申込みに応ずることができるものとし、

第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

受益権の取得価額は、取得申込日（午後2時00分までに取得申込みの受付が完了したものに限り、但し、取得申込日が半休日の場合は午前10時00分までに取得申込みの受付が完了したものに限り、）の基準価額に、販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税ならびに地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる取得価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

前項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第33条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得の申込みの受け付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取り消すことができます。

< 受益権の譲渡に係る記載または記録 >

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとし、

前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとし、ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとし、

委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

< 受益権の譲渡の対抗要件 >

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

< 投資の対象とする資産の種類 >

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとし、

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限り、）

ハ．金銭債権

- 二．約束手形
- 2．次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ．為替手形

< 運用の指図範囲等 >

第16条 委託者は、信託金を主としてD I A Mアセットマネジメント株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド（以下、「マザーファンド」ということがあります。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1．株券または新株引受権証券
- 2．国債証券
- 3．地方債証券
- 4．特別の法律により法人の発行する債券
- 5．社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7．投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、振替投資法人債を含みます。）
- 8．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 9．協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 10．資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 11．コマーシャル・ペーパー
- 12．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 13．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 14．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替投資信託受益権を含みます。）
- 15．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 16．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 17．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
- 18．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 19．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 20．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 21．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- 22．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 23．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第13号ならびに第18号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第7号までの証券および第13号ならびに第18号の証券または証書のうち第2号から第7号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号の証券および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図をすることができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形
- 5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

< 利害関係人等との取引等 >

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第25条において同じ。）第25条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第20条から第24条、第28条から第30条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第20条から第24条、第28条から第30条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

< 運用の基本方針 >

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

< 投資する株式等の範囲 >

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所等に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所等に準ずるものとして市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

前項の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

< 信用取引の指図範囲 >

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

< 先物取引等の運用指図 >

第21条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）および外国の取引所におけるわが国の有価証券にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）

委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の

取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

<スワップ取引の運用指図>

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

<金利先渡取引の運用指図>

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

<有価証券の貸付の指図および範囲>

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

<信託業務の委託等>

第25条 受託者は委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること

4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

前2項にかかわらず、受託者は次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務

2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務

4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

<混蔵寄託>

第26条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または

第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

< 信託財産の登記等および記載等の留保等 >

第27条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

< 一部解約の請求および有価証券の売却等の指図 >

第28条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

< 再投資の指図 >

第29条 委託者は、前条の規定による有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

< 資金の借入れ >

第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入れ額は借入指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入れ額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

< 損益の帰属 >

第31条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

< 受託者による資金の立替え >

第32条 信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

< 信託の計算期間 >

第33条 この信託の計算期間は、原則として毎年10月13日から翌年10月12日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成21年10月13日までとし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

< 信託財産に関する報告 >

第34条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

< 信託事務の諸費用および監査費用 >

第35条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日とします。)および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

< 信託報酬等の額および支弁の方法 >

第36条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第33条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の60の率を乗じて得た額とします。

前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日とします。)および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者および受託者の間の配分は別に定めるものとします。

第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

< 収益の分配方式 >

第37条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益(配当金、利子、貸付有価証券に係る品賃料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。)とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。)との合計額から、諸経費、監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときはその全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

前項第1号および第2号におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

< 収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責 >

第38条 受託者は、収益分配金については第39条第1項に規定する支払開始日までに、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第39条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金(第41条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)については第39条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

< 収益分配金、償還金および一部解約金の支払い >

第39条 収益分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として扱います。)に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替

口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われず。

一部解約金は、第41条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として4営業日目から当該受益者に支払います。

前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとし、

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

< 収益分配金および償還金の時効 >

第40条 受益者が、収益分配金については第39条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第39条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

< 信託契約の一部解約 >

第41条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われず。

前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日（午後2時00分までに一部解約請求の受付が完了したものに限り、）に限り、ただし、一部解約請求受付日が半休日の場合は午前10時00分までに一部解約請求の受付が完了したものに限り、なお、一部解約請求の受付が前記の時刻を経過した場合、翌営業日の受付とします。）の基準価額とします。

一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、

委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

< 信託契約の解約 >

第42条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、対象インデックスが改廃の場合、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

< 信託契約に関する監督官庁の命令 >

第43条 委託者は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定に従います。

< 委託者の登録取消等に伴う取扱い >

第44条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条第2項の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

< 委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い >

第45条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

< 受託者の辞任および解任に伴う取扱い >

第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

< 信託約款の変更等 >

第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

< 反対者の買取請求権 >

第48条 第42条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第42条第2項または前条第2項に規定する書面に付記します。

< 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限 >

第49条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所

2. 他の受益者が有する受益権の内容

< 公告 >

第50条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

< 質権口記載又は記録の受益権の取り扱い >

第51条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

< 信託約款に関する疑義の取り扱い >

第52条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者の協議により定めます。

< 附則 >

第1条 この約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第39条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第3条 第23条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 21 年 1 月 30 日 (信託契約締結日)

委託者	D I A Mアセットマネジメント株式会社
受託者	みずほ信託銀行株式会社

国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド

運用の基本方針

約款第 14 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、わが国の株式市場の動きをとらえることを目標に、東証株価指数に連動する投資成果を目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

東京証券取引所第 1 部に上場されている株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- 1) 主として東京証券取引所第 1 部に上場されている株式に投資し、東証株価指数（TOPIX、配当込み）に連動する投資成果を目指して運用を行います。
- 2) 最適化法によるポートフォリオ構築を行い、運用コストの最小化と徹底したリスク管理を行います。
- 3) 株式（株価指数先物取引を含みます。）の組入比率は、原則として高位を保ちます。ただし、市況動向・資金動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
- 4) 株式の組入比率の調整には、株価指数先物取引等を活用します。
- 5) 非株式割合は原則として信託財産総額の 50% 以下とします。また、外貨建資産割合は原則として信託財産総額の 10% 以下とします。
- 6) 有価証券等の効率的な運用に資するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる先物オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- 7) 信託財産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

(3) 投資制限

- 1) 株式への投資割合には、制限を設けません。
- 2) 有価証券先物取引等は約款第 17 条の範囲で行います。
- 3) 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第 18 条の範囲で行います。

用語説明

・基準価額	投資信託に組み入れている株式や公社債などをすべて計算日の時価で評価し、債券の利息や株式の配当金などの収入を加えて資産総額を算出。そこから投資信託の運用に必要な経費等を差し引いて純資産総額を出し、さらに計算日の受益権口数で割ったものです。
・解約価額	解約時の基準価額から信託財産留保額を控除した価額。
・信託財産留保額	解約によって組入証券など売却費用についての受益者間の公平性を図るため、途中換金によって解約した受益者から徴収するものです。この留保額はその投資信託の信託財産に留保され、基準価額に反映されます。
・信託報酬	投資信託の運営の中で販売会社、委託会社、受託会社が果たす役割・業務の報酬として、信託財産から差し引かれ、販売会社、委託会社、受託会社に支払われる報酬のことをいいます。
・信託約款	委託会社と受託会社の間で取り交わされた信託契約の具体的な内容を記した契約書のことです。委託会社と受託会社および受益者の権利、運用方針・投資制限などが規定されています。
・コンプライアンス	法令やルールを遵守し、社会的規範に沿って行動することを指す言葉です。
・デリバティブ (金融派生商品)	通常の金利、通貨、株式、債券等の金融商品取引から派生した商品で、先物、先渡し、オプション、スワップなどの取引をいいます。
・ヘッジ	有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する取引のことをいいます。